

資 料 編

資料 1 関連するホームページ

本文 P 1-1-4 第 1 部第 1 章第 4 節 他の計画との関係

「昭島市総合基本計画」

昭島市

<https://www.city.akishima.lg.jp/s004/020/020/040/010/010/20140908114134.html>

本文 P 1-4-7 第 1 部第 4 章第 3 節 地域の危険度

「地震に関する地域危険度測定調査（第 9 回）」（令和 4 年 9 月公表） 東京都都市整備局

http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/bosai/chousa_6/home.html

本文 P 1-5-1 第 1 部第 5 章第 1 節 東京都の被害想定

「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和 4 年 5 月 25 日公表）

東京都総務局

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1000902/1021571.html>

本文 P 1-8-3 第 1 部第 8 章第 2 節 震災対策調査研究

「東京の液状化予測図」

東京都建設局

<http://www.doboku.metro.tokyo.lg.jp/start/03-jyohou/ekijyouka>

「東京都の立川断層構造調査」

東京都総務局

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1005822/1005825.html>

本文 P 2-2-1 第 2 部第 2 章第 1 節 基本的考え方

「昭島市都市計画マスタープラン」

昭島市

<https://www.city.akishima.lg.jp/s094/010/010/040/010/20140916001549.html>

「昭島市耐震改修促進計画」

昭島市

<https://www.city.akishima.lg.jp/s093/010/020/090/20190218162440.html>

本文 P 2-3-4 第 2 部第 3 章第 2 節 道路・橋梁の安全確保

「都道の整備（北多摩北部建設事務所）」

東京都建設局

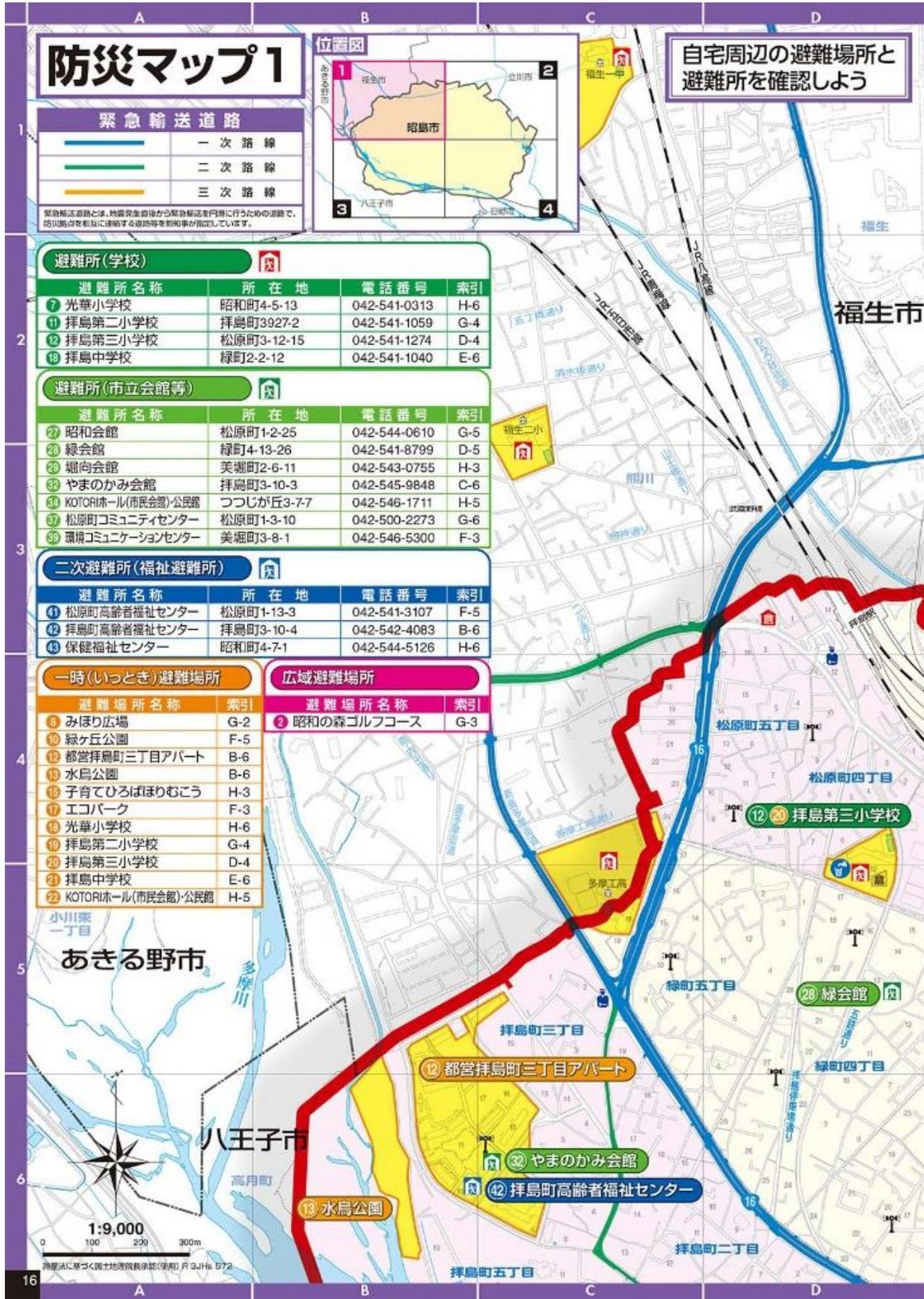
<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/kitakita/index.html>

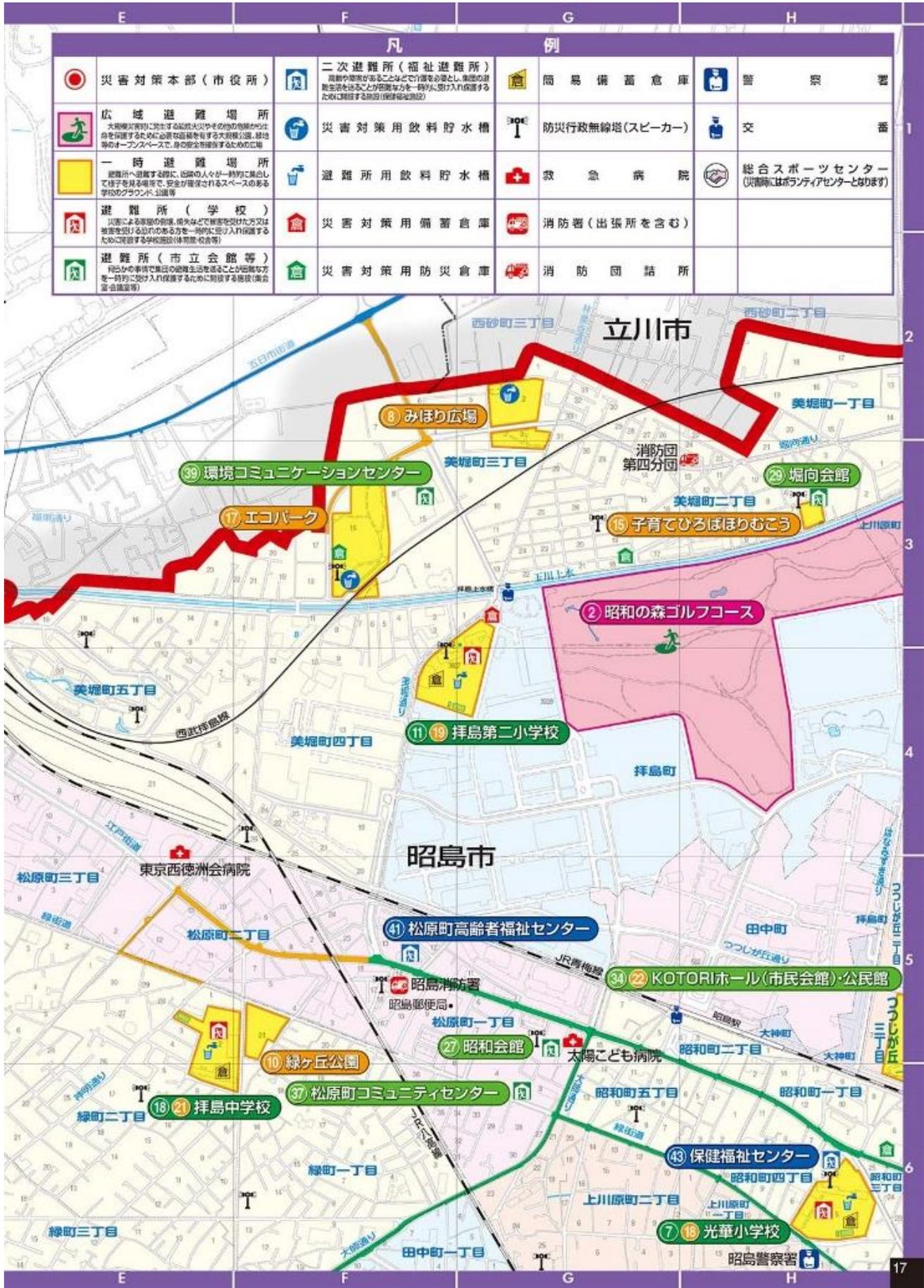
「国道の整備（相武国道事務所）」

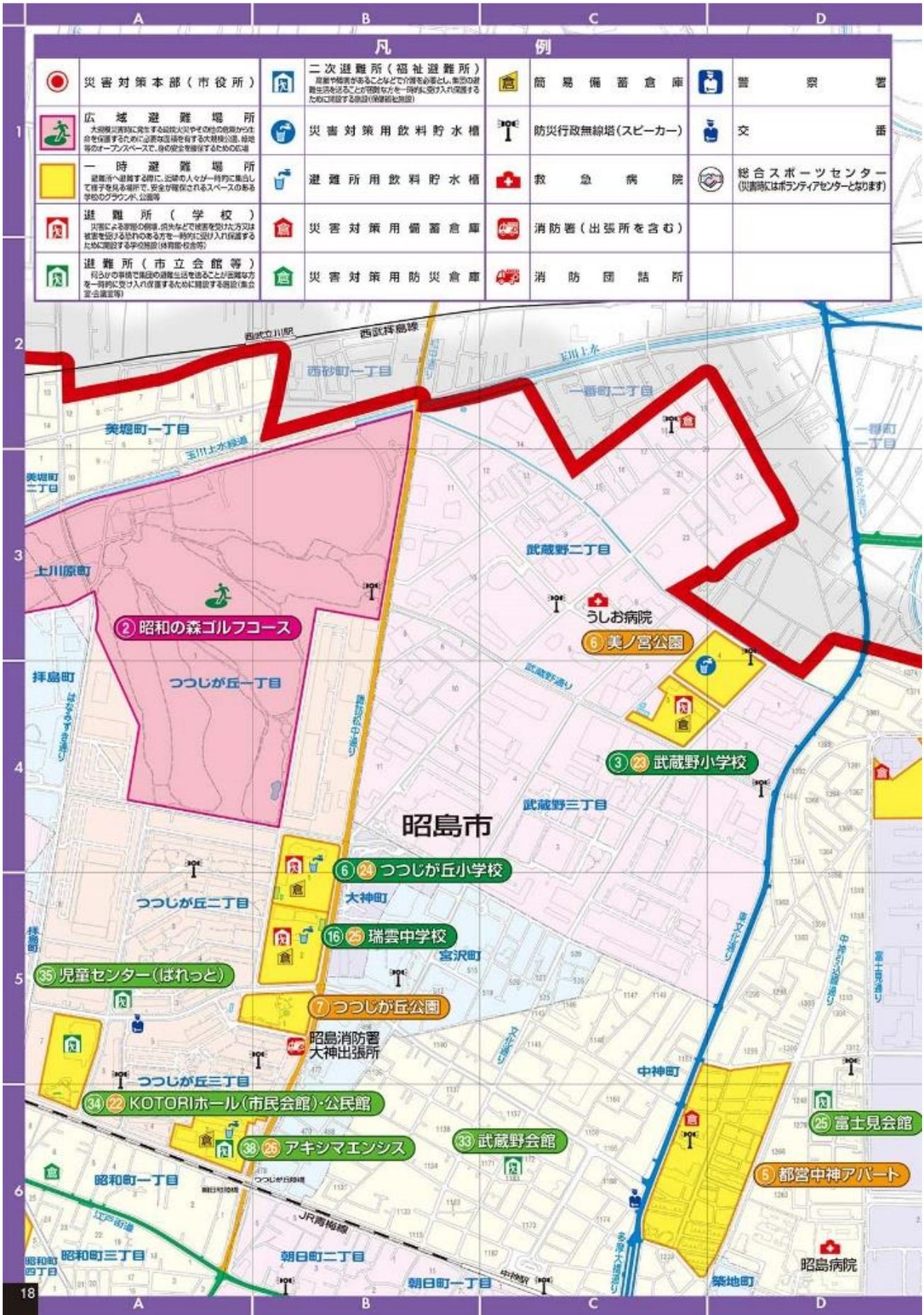
国土交通省

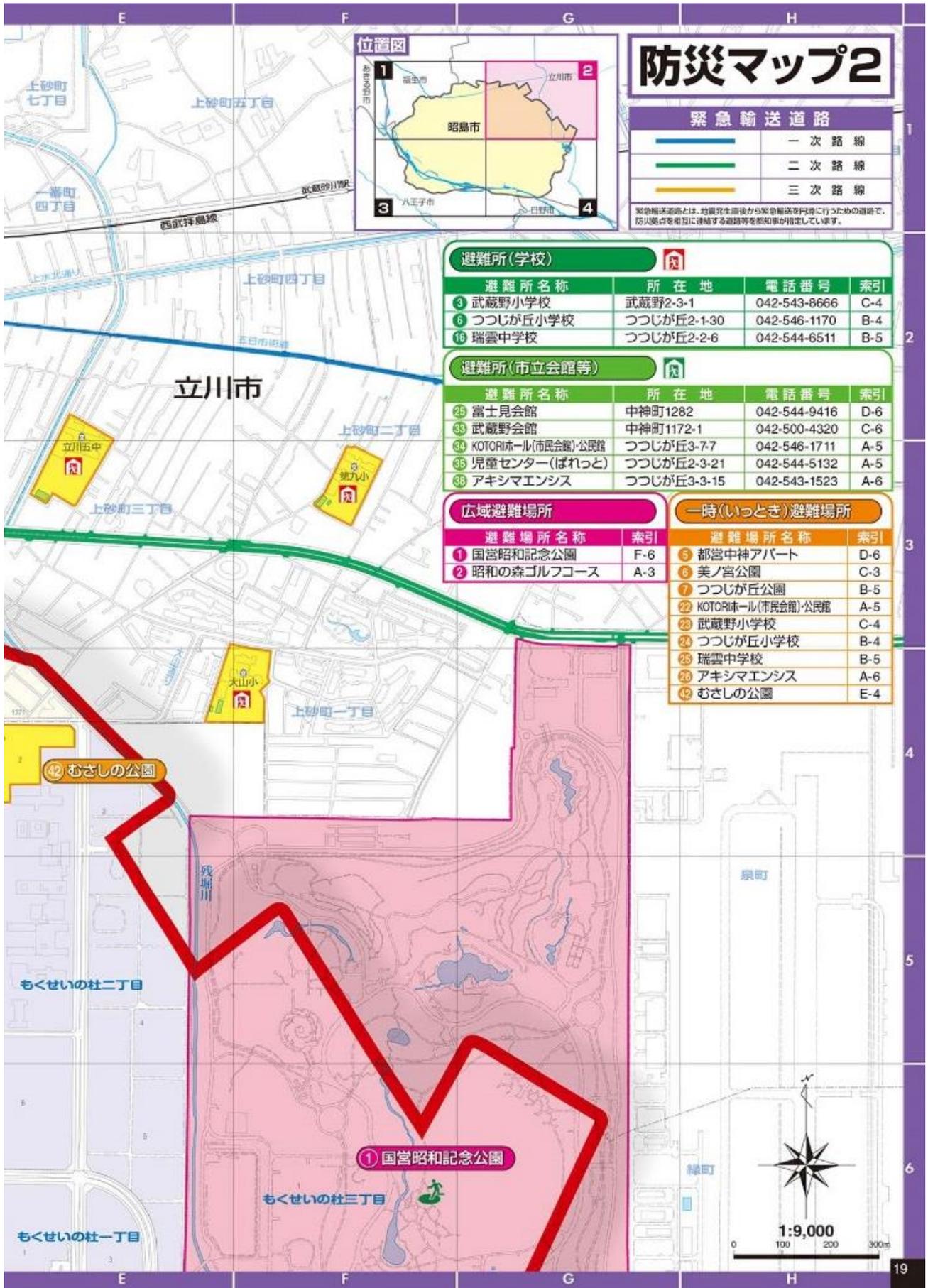
<http://www.ktr.mlit.go.jp/sobu/>

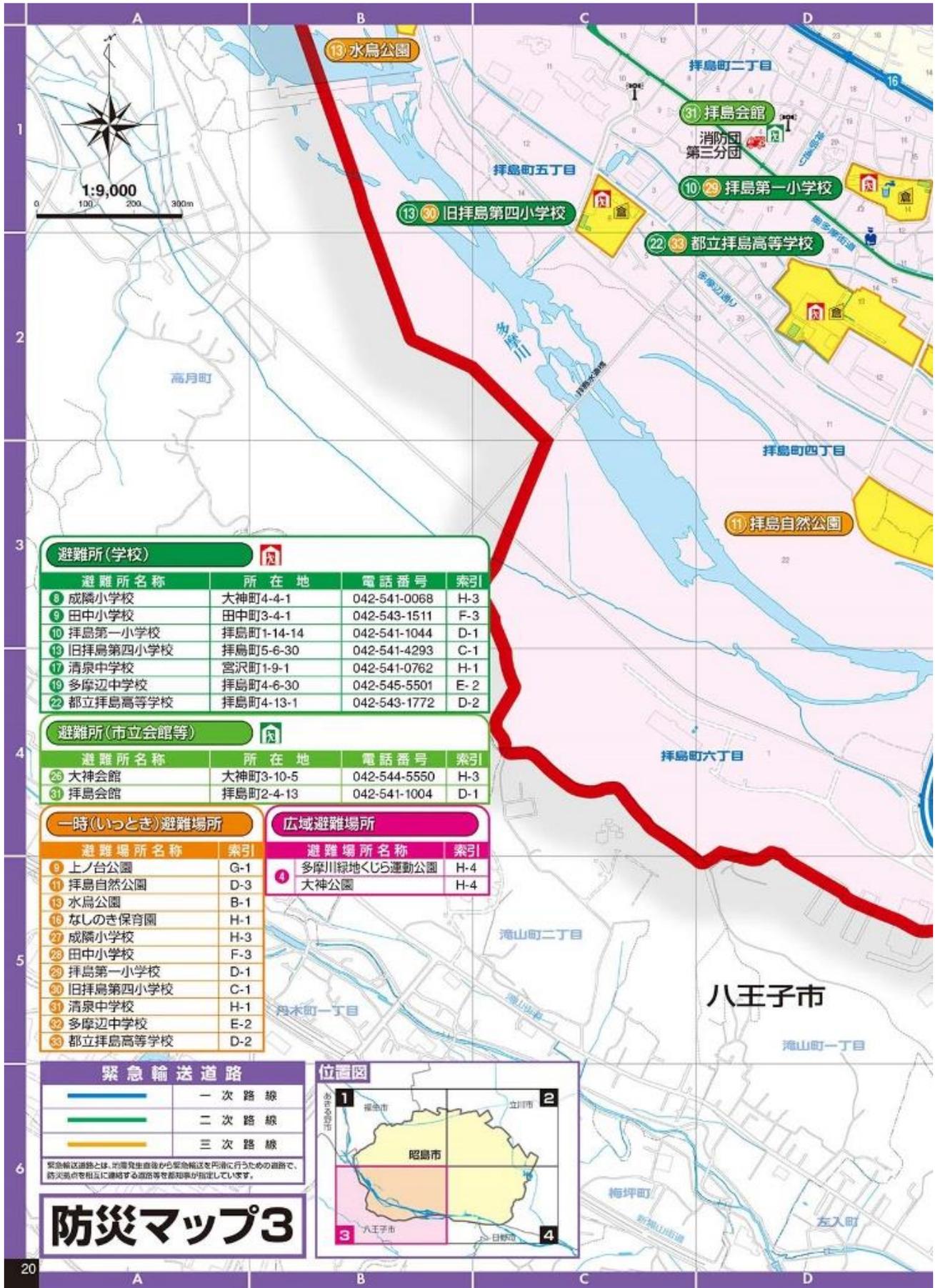
資料 2 防災マップ







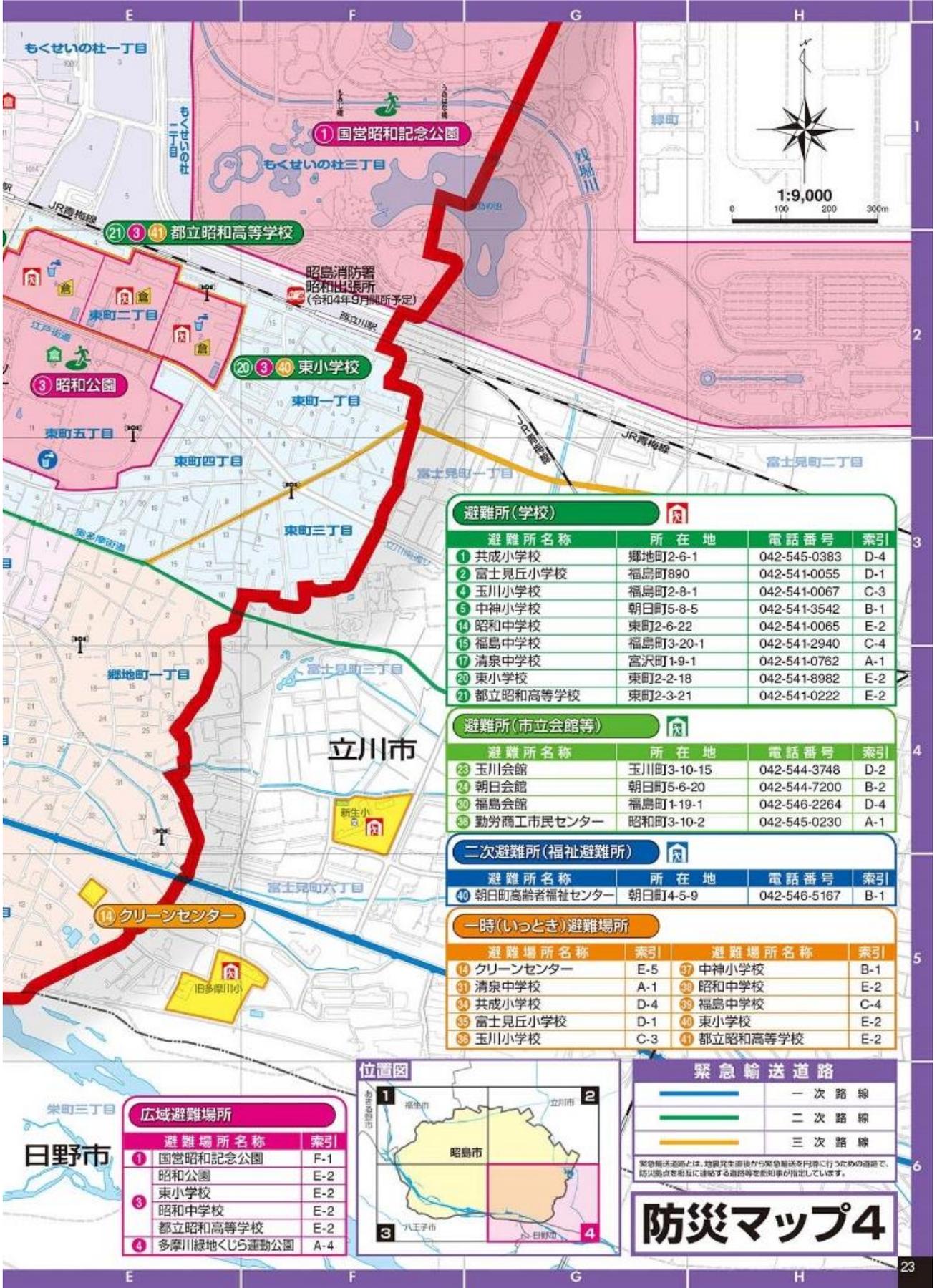






凡		例	
災害対策本部(市役所)	二次避難所(福祉避難所) 高齢や障害があることなどで介護を必要とし、集団の避難生活を営むことが困難な方を一時的に受け入れ保護するために開設する施設(保健福祉施設)	簡易備蓄倉庫	警 察 署
広域避難場所 大規模災害時に発生する自然火災その他の危険から生命を保護するために必要な設備を有する公園、緑地等のオープンスペースで、身の安全を確保するための広場	災害対策用飲料貯水槽	防災行政無線塔(スピーカー)	交 番
一時避難場所 避難先へ避難する際に、近隣の人々が一時的に集合して様子を見る場所等、安全が確保されるスペースのある学校のグラウンド、公園等	避難所用飲料貯水槽	救 急 病 院	総合スポーツセンター (災害時にはボランティアセンターとなります)
避難所(学校) 災害による避難の発生、焼失などを被害を免れた児童生徒を受け入れるための一時的に受け入れ保護するために開設する学校施設(特別給食舎等)	災害対策用備蓄倉庫	消防署(出張所を含む)	
避難所(市立会館等) 自治体の所有で集居の避難生活を営むことが困難な方を一時的に受け入れ保護するために開設する施設(集会所・会議室等)	災害対策用防災倉庫	消防団詰所	





避難所(学校)

避難所名称	所在地	電話番号	索引
1 共成小学校	郷地町2-6-1	042-545-0383	D-4
2 富士見丘小学校	福島町890	042-541-0055	D-1
4 玉川小学校	福島町2-8-1	042-541-0067	C-3
5 中神小学校	朝日町5-8-5	042-541-3542	B-1
14 昭和中学校	東町2-6-22	042-541-0065	E-2
15 福島中学校	福島町3-20-1	042-541-2940	C-4
17 清泉中学校	宮沢町1-9-1	042-541-0762	A-1
20 東小学校	東町2-2-18	042-541-8982	E-2
21 都立昭和高等学校	東町2-3-21	042-541-0222	E-2

避難所(市立会館等)

避難所名称	所在地	電話番号	索引
23 玉川会館	玉川町3-10-15	042-544-3748	D-2
24 朝日会館	朝日町5-6-20	042-544-7200	B-2
25 福島会館	福島町1-19-1	042-546-2264	D-4
38 勤労商市民センター	昭和町3-10-2	042-545-0230	A-1

二次避難所(福祉避難所)

避難所名称	所在地	電話番号	索引
40 朝日町高齢者福祉センター	朝日町4-5-9	042-546-5167	B-1

一時(いっとき)避難場所

避難場所名称	索引	避難場所名称	索引
14 クリーンセンター	E-5	37 中神小学校	B-1
31 清泉中学校	A-1	38 昭和中学校	E-2
34 共成小学校	D-4	39 福島中学校	C-4
35 富士見丘小学校	D-1	40 東小学校	E-2
36 玉川小学校	C-3	41 都立昭和高等学校	E-2

広域避難場所

避難場所名称	索引
1 国営昭和記念公園	F-1
昭和公園	E-2
東小学校	E-2
3 昭和中学校	E-2
都立昭和高等学校	E-2
4 多摩川緑地くじら運動公園	A-4



緊急輸送道路

	一次路線
	二次路線
	三次路線

緊急輸送道路とは、地震発生直後から緊急輸送を円滑に行うための道路で、防災拠点等相互に連絡する道路等を指し示しています。

防災マップ4

資料 3 ハザードマップ



ハザードマップとは

ハザードマップとは

「自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所、防災関係施設的位置等を表示した地図」です。

作成の目的

近年、集中豪雨等による水害や土砂災害が発生していることから、東京都では指定し得る最大規模降雨を対象として、荒川流域洪水下流域を、土砂災害が発生した場合に危険が生ずるおそれのある区域として土砂災害警戒区域を指定しました。

そのため昭島市では、ハザードマップを新たに作成し、全市に配布しました。洪水や土砂災害の被害を最小限にするためには、日頃から自宅やその周辺が洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域にかかっているか等を確認しておくことや、安全な避難先として避難や知り合いの家、親せみの公共の避難場所やその避難経路について把握しておくなど、災害が起こる前に正確な情報を知っていただくことが何より重要です。

また、大雨や台風などが近づいているときは、気象情報やテレビ情報に注意するとともに、市からの危険情報等を取捨できるよりにしておくことも必要です。そういった情報からの学習や心構えにより、円滑かつ迅速な避難を確保し、被害の軽減を図ることができます。

このマップを活用していただき、水害や土砂災害時の避難行動等にお役にください。なお、この洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、土砂災害が発生する場合もありますので、十分に注意してください。

マップの利用方法

- 自宅付近の洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域を確認しましょう。自宅がある場所は何色に塗られていますか？浸水想定の高さを確認してください。自宅がある場所は土砂災害警戒区域にかかっていますか？次に自宅付近の避難場所等を確かめましょう。※地下家や地下駐車場などは、着色されていなくても浸水するおそれがあります。※土砂災害警戒区域外のがけ（急傾斜地）でも土砂災害が発生するおそれがあります。
- 土砂災害警戒区域等の危険な場所を避けて、できる限り浸水しないところ、越えて浸水する高さより高いところを通るような避難経路を設定しましょう。
- 家や地域で話し合いながら、実際に歩いてみましょう。設定した避難経路に危険な箇所がある場合には、避難経路を変更しましょう。

土砂災害について

土砂災害の種類と前兆現象

土砂災害とは、大雨や地震などによって発生する「がけ崩れ」「土石流」「地すべり」といった災害を言います。（昭島市内で想定される土砂災害はがけ崩れのみになります）土砂災害やその前兆現象を見つけた際は、市役所までご連絡ください。

がけ崩れ

大雨や地震などの影響によって、急傾斜に崩れ落ちる現象です。突如起きるため、人々の近くで発生すると逃げ遅れる人が多く、大きな人的被害をもたらします。

土石流

大雨や地震などの影響によって、急傾斜に崩れ落ちる現象です。突如起きるため、人々の近くで発生すると逃げ遅れる人が多く、大きな人的被害をもたらします。

土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域の指定

土砂災害には災害の危険度に対して2種類の区域が指定されています。

土砂災害警戒区域（通常）（イエローゾーン）
土砂災害が発生した場合に住民等の生命または財産に被害が生ずるおそれがある区域の区域のことで、危険の程度、警戒避難準備の義務が付けられています。

土砂災害特別警戒区域（通常）（レッドゾーン）
土砂災害が発生した場合に建築物に被害が生じ、住民の生命または財産に著しい被害が生ずるおそれがある区域で、防災関係機関による警戒、建築物の構造補修等が行われています。

土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域とは、大雨による土砂災害発生時の危険度の高まったときに、東京都（都庁）と気象庁が共同で発表する危険区域です。市は、この情報を防災活動や避難勧告等の判断に活用していきます。また、市民の皆さんの自主避難の判断に活用していただけます。土砂災害警戒情報は、テレビ、ラジオ等の放送情報を通じて提供しているほか、気象庁HPで確認することができます。

土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは、大雨による土砂災害発生時の危険度の高まったときに、東京都（都庁）と気象庁が共同で発表する危険区域です。市は、この情報を防災活動や避難勧告等の判断に活用していきます。また、市民の皆さんの自主避難の判断に活用していただけます。土砂災害警戒情報は、テレビ、ラジオ等の放送情報を通じて提供しているほか、気象庁HPで確認することができます。

土砂災害警戒判定メッシュ情報

土砂災害警戒判定メッシュ情報とは、大雨による土砂災害発生時の危険度の高まったときに、東京都（都庁）と気象庁が共同で発表する危険区域です。市は、この情報を防災活動や避難勧告等の判断に活用していきます。また、市民の皆さんの自主避難の判断に活用していただけます。土砂災害警戒情報は、テレビ、ラジオ等の放送情報を通じて提供しているほか、気象庁HPで確認することができます。

大雨に伴う避難勧告等の発令基準

災害発生時には、情報収集と迅速な行動が必要になります。昭島市では、災害の理解や発生場所により異なる基準で警戒レベル（避難勧告等の避難情報）を発令しますので、市民の皆さんはご自分の状況を正しく把握し、迅速な行動をおこなってください。

	多摩川	残堀川	土砂災害警戒区域
警戒レベル1 注意開始	決壊中浸水・溢水が発生したとき	決壊中浸水・溢水が発生したとき	土砂災害が発生したとき
警戒レベル2 避難指示（緊急）	決壊中浸水が3分程度継続し、水位が1.40mに到達したとき	決壊中浸水が4分程度継続し、水位が1.70m または決壊中浸水が4分程度継続し、水位が1.20mに到達したとき	土砂災害警戒情報が発表されたとき
警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始	決壊中浸水が5分程度継続し、水位が1.20mに到達したとき	決壊中浸水が4分程度継続し、水位が1.40m または決壊中浸水が4分程度継続し、水位が1.20mに到達したとき	大雨警報（土砂災害）が発表されたか、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報が「警戒中」の基準（にお知らせ）するとき

- ※必ずしもこの順番で発令されるとは限らないのでご注意ください。また、これらの情報が発令されていなくても、身の危険を感じる場合は避難を開始してください。
- ※1 災害が実際に発生していることを把握した場合には、可能な範囲で発令
 - ※2 地域の状況に応じて緊急的、または重要な避難を促す場合に発令
 - ※3 顕著な浸水は、青梅市上長瀬にある顕著な水位観測所での水位です。
 - ※4 残堀川上水位及び残堀川下水位とは、残堀川調整池にある観測所での水位です。
- 警戒レベル3が出たら、危険な場所から避難しましょう。
 - 「避難」とは「避」を「難」けることです。安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません。
 - 避難先は小中学校・公民館だけではなく、安全な親戚・知人家に避難することも考えてみましょう。

市等からの情報伝達方法



市からの情報の収集方法

昭島市 携帯メール情報サービス メール配信

市内で発生した災害や避難などの緊急情報が、登録したPC・携帯電話に一斉配信されます。

緊急災害情報（大地震・洪水・土砂災害など）、避難情報（避難場所・避難経路など）、避難勧告、避難情報（浸水）、及び避難情報、行政不透明情報、防災マップ情報、防災情報、イベント中止情報

登録についてはお申し込み（登録コード）がアクセスして「受信開始」等をご確認ください。

【PC/携帯】
http://hp.e-nete.com/akiyama/

昭島市 ホームページ PC/携帯電話

災害時に市が発令する避難に関する情報や避難所の開放情報などは、市ホームページで公開しています。最新情報を随時更新していますので、ご確認ください。

※印刷もしくはお電話コードにアクセスして下さい

【PC/携帯】
https://www.city.akiyama.lg.jp/

昭島市 電話応答サービス 電話

最近、災害時の情報伝達方法の一つとして防災行政無線が活用されていますが、実際の状況により聞きづらいことがありました。その他の手段として、専用ダイヤルに電話をかけることで、防災行政無線が放送した内容を確認できるサービスです。

専用ダイヤル番号（フリーダイヤル）
【電話】066-800-1875

発信できる内容
防災行政無線で放送した内容
発信内容の保存期間
1日で放送内容が消去されます。

避難にあたっての心得

- ### 1 正確な情報を確認

テレビやラジオ、インターネット等で最新の気象情報や災害情報、避難情報を確認しましょう。
- ### 2 早めの避難を心掛ける

市から避難情報が発表されていなくても、気象情報等から判断し、自主的に避難や知り合いの家等に避難しましょう。個々の状況により、避難にかかる時間は異なります。移動時間を考えて早めに避難することを心掛けましょう。
- ### 3 避難時には非常持ち出し品を

普段から避難に必要なものを準備し、避難に支障が出ない位の分量をリュックにまとめて、避難先へ持っていきましょう。特に、携帯電話、などはならないもので、他人が持ち得ていないものについては必ず持っていきましょう。
- ### 4 避難が難しい時は、頑丈な建物の2階以上へ

50 cm以上の水深があると、大人でも歩行が困難になり、屋外での避難は危険が生じます。どうしても避難場所への避難が困難なときは、近くの頑丈な建物の2階以上のより高いところへ避難するか、それも難しい場合は家の中より安全な場所（壁から離れた部屋や2階以上）に避難しましょう。
- ### 5 車での避難は控えて

車での避難は浸水している道路で動けなくなる事例や、渋滞が発生し円滑に避難できなかった事例があります。また、走行中に発生する水による歩行者への影響など他の車に起因する周辺への危険性もあります。なお、歩行避難が困難で、車による避難が中心を得ない場合は、車避難の要人が可能な施設に避難してください。車避難要人が可能な避難所については市ホームページ等に掲示を予定しています。
- ### 6 ペットの同行避難について

様々な人が避難する避難所においては動物が苦手な人、アレルギーを持っている人などが避難していることが考えられるため、ペットを連れて避難所に避難する場合は、ケージ等に入れ、他の避難者への迷惑にならないよう吠えたり臭いを発してはなりません。事前に、ペットの避難に必要な食糧等も用意してください。※ペット受入が可能な避難所については市ホームページ等に掲示を予定しています。

わが家の防災メモ

家族で話し合って確認しましょう！

わが家の緊急連絡先は

わが家の避難場所は

待ち合わせ場所は

非常持ち出し品

下記非常持ち出し品を参考に、わが家の非常持ち出し品を確認しましょう！
※個々の状況により避難に必要なものは異なります。目項から確認し、準備しておきましょう。

食料品 飲料水、缶詰、レトルト食品など	衣類 下着、タオル、靴下、季節に応じた汗拭き、傘、雨具など	救急医薬品 救急医薬品、絆創膏、マスク、絆創膏、生薬品など
貴重品 現金、貯蓄通帳、印鑑、権利書、健康保険証、身分証明書など	道具 懐中電灯、携帯電話、懐中電灯、懐中電灯のカイロ、石炭、乾電池、ナイフ、ライター、マッチ、懐中電灯の電池、印鑑、携帯充電器、充電器など	

わが家の非常持ち出し品は

災害時の連絡方法

災害発生時には電話などが繋がりにくくなります。家族や友人の安全確認、連絡を取るにはNTT東日本の災害用伝言サービスを利用しましょう。
災害用伝言ダイヤル

伝言の録音方法	171	1	2	伝言の録音 (10分以内)
伝言の再生方法	「171」をダイヤルすると、ガイダンスが流れます。	「1」を押す	「2」を押す	伝言の再生

災害用伝言板 web171
https://www.web171.jp/へアクセスまたは「web171」を検索

電話番号を入力

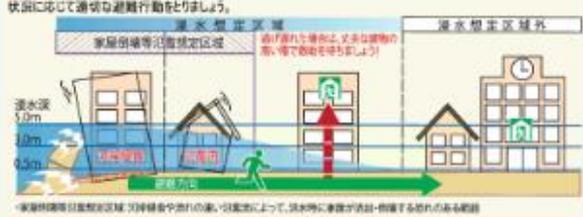
伝言の登録・確認

その他の機関からの情報の収集方法

インターネット上には、防災や災害時に役立つさまざまな情報があります。これらを活用して、災害から身を守るために役立てましょう。

NHK データ放送 警報や注意報などの情報、発生した災害や避難などの緊急情報が、テレビのデータ放送で確認できます。 【PC/携帯】 https://www.nhk.or.jp/portal/	Yahoo! 防災速報 避難情報や警報用などの災害情報や今後の予報・予警をパソコンや携帯のメール、スマートフォンアプリのプッシュ通知で確認できます。 【PC/携帯】 https://www.yahoo.co.jp/ [スマートフォン] 対応アプリをダウンロードしてください
川の防災情報 ■河川水位・カメラ ■雨量情報 ■ダム放流通知 ■河川の下警報等 多量の川の水位やカメラ映像、予報、警報、注意報及び雨量情報等を確認することができます。 【PC/携帯】 https://www.river.go.jp/portal/	気象庁ホームページ ■天気・気象情報 ■土砂災害・洪水情報 ■地震情報 【PC/携帯】 https://www.jma.go.jp/jma/index.html
	東京都防災アプリ 避難情報や災害情報などを携帯・スマートフォンで確認できます。 東京都防災アプリ 【PC/携帯】 https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/0205/index.html

洪水からの避難



マイ・タイムライン

東京都では「東京マイ・タイムライン」を通じてマイ・タイムラインの作成を支援しています。下記ホームページを参考に作成していきましょう。
東京都防災ホームページ <https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/mytimeline/index.html>

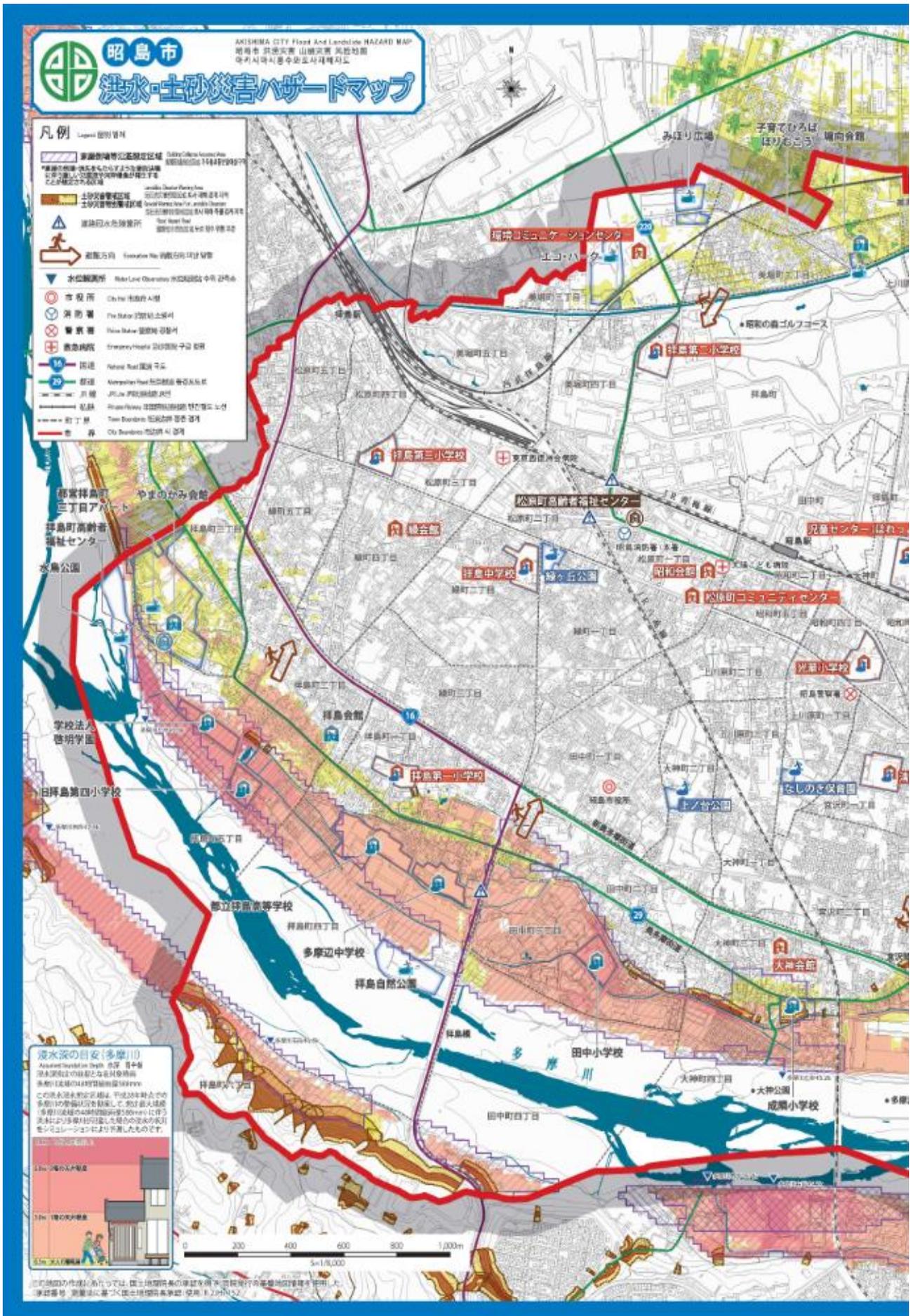
警戒レベル	気象情報・避難情報等	避難行動の例等	私と家族の行動
警戒レベル5	迅速発生情報 大雨特別警報 等 災害発生情報 (河川水位が警戒)	避難先に準備 (避難物が乾いた)	わが家の避難先
警戒レベル4	注意警戒情報 土砂災害警戒情報 等 避難指示 (緊急) (河川水位の警戒) 避難勧告 (河川水位の警戒)	家族全員避難 避難先までの移動が危険な場合は、近くの安全な場所や自宅内より安全な場所に避難	いつ、何をすれば避難に備えられた行動を家族で話し合っておくべきか？
警戒レベル3	注意警戒情報 洪水警報 大雨警報 (土砂災害) 等 避難指示・高齢者等避難指示 (河川水位の警戒)	避難時に移動の妨げになる家具は先に避難 そのほかの準備はいつでも避難を開始できる体制を確認	
警戒レベル2	洪水注意報 大雨注意報等 自主避難	避難先、避難経路の確認 非常持ち出し品の確認	
警戒レベル1	早期注意情報	テレビやラジオ等で最新の気象情報を確認	

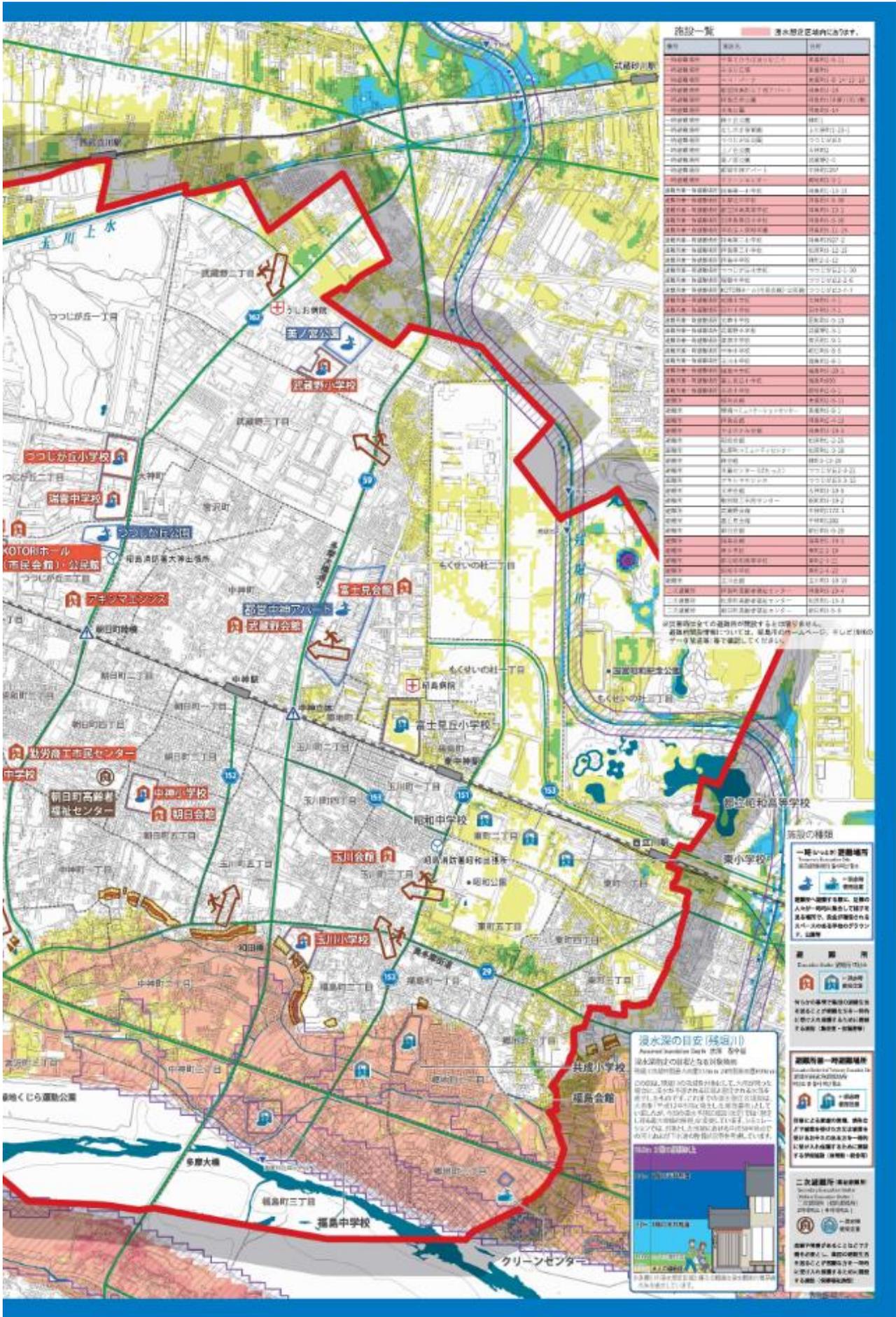
各種の情報は、状況によっては、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。

防災関連機関

施設名称	電話番号	施設名称	電話番号
昭島市役所	042-544-5111	東京電力(停電・設備に異常した場合)	01-20-995-007
昭島消防署	042-545-0119	NTT東日本(電話サービス等の故障受付窓口)	03-6275-9802(無料)
昭島警察署	042-546-0119	国土交通省(道路状況情報受付)119	119
国土交通省建設事務所	042-540-9501	国土交通省(道路状況情報受付)119	045-203-4000
国土交通省建設事務所	01-5388-2453	東京警区警察署	042-492-7182

本ハブドマップに関するお問い合わせ先
昭島市 総務部 防災課 TEL:042-544-5111 FAX:042-544-7552





資料 4 自主防災組織（部）規約【例】

（名称及び本部）

第1条 本会は、〇〇〇〇自主防災組織（部）と称し、災害時における応急対策活動を円滑且つ的確に行うため当自治会内に本部を置く。

（組織）

第2条 本会は、〇〇〇〇の地域内にある全世帯を会員とし、別表の組織で構成する。

（目的）

第3条 本会は、地域住民の自主防災組織として、防災意識の高揚及び防災訓練の実施等を積極的に行うと共に、震災時においては初期消火、避難誘導、救護活動、防犯活動及び物資調達等にあたり、地域住民の災害防止に万全を期することを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、防災に関する事業を行うため次の部を置く。

1. 広報部
2. 防火部
3. 予防部
4. 調達部

（各部の担当業務）

第5条 本会に設置された各部の担当業務は、次のとおりとする。

1. 広報部 防災意識の普及及び高揚を図るための活動
2. 防火部 出火防止の徹底と初期消火訓練の実施
3. 予防部 地域内の防災点検及び避難対策の周知、震災訓練の実施
4. 調達部 予防活動を推進するための物資の調達及び装備品の保守管理

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | | | |
|----|----|-----|----|
| 会長 | 1名 | 副会長 | 〇名 |
| 部長 | 〇名 | 副部長 | 〇名 |
| 班長 | 〇名 | | |

（役員の仕事）

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 部長は副部長を指揮し、防災業務の指導にあたる。
4. 副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときはその職務を代行する。
5. 班長は各部長の指示に従って班内の防災業務にあたる。

（役員の仕事）

第8条 役員の仕事は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員補充のため選任された役員の仕事は前任者の残任期間とする。

（会員の仕事）

第9条 会員は、役員の仕事及び指導に従って積極的に参加し、且つ行動するものとする。

（費用）

第10条 本会の運営に要する費用は、自治会費より支出するものとする。

(運営規定)

第 11 条 本会の運営については原則としてこの規約によって律するが、予測しない緊急事態が発生した場合は、この規約にかかわらず役員会に処理を委任する。

(協力組織)

第 12 条 本会の目的達成と円滑化のため、近隣及び各種団体の協力を得るものとする。

(施行期日)

第 13 条 この規約は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

資料 5 東京都防災ボランティアに関する要綱（都総務局）

平成7年5月11日

6 総災防第 280号

総務局長決定

（目的）

第1条 この要綱は、震災等の大規模な災害が発生した場合において、都民によるボランティア活動を支援し、もって被災地域における円滑な応急対策活動の実施に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「防災ボランティア」とは、震災等の大規模な災害発生時において、第5条の規定による知事の要請に基づき、第3条に規定する活動に従事する者をいう。

（防災ボランティア活動の種類及び資格）

第3条 防災ボランティアが従事する活動の種類及び該当活動に必要な資格は、別表の左欄に掲げる種類に応じ、同表の右欄に定める資格とする。

（防災ボランティアの登録等）

第4条 防災ボランティアになろうとする者は、防災ボランティア登録申込書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項に規定する申込書の提出があったときは、知事は、申込者に対し、必要な講習、訓練を受けさせるものとする。

3 知事は、前項の講習などを終了した者を防災ボランティアとして登録し、防災ボランティア登録証（第2号様式）を交付する。

（防災ボランティアの出動）

第5条 知事は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける程度の大規模又は広域的な規模の災害が発生した場合において、被害を受けた地域の区市町村長の要請に基づき、防災ボランティアに対し、出動を要請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、特に必要と認めるときは、防災ボランティアに対し出動を要請できるものとする。

（出動経費の負担）

第6条 防災ボランティアの活動に要する交通費、食費、宿泊費等の実費（現物支給を含む。）は、出動を要請した区市町村長が負担するものとする。ただし、前条第2項の規定による出動経費については、知事が負担するものとする。

（損害補償）

第7条 防災ボランティアが、活動中の事故により死亡し、又は障害を受けたときは、災害時において応急措置の業務に従事した者の損害賠償に関する条例（昭和38年東京都条例第38号）の規定に準じて、補償するものとする。

（被服等の支給）

第8条 災害現場における円滑な業務遂行に資するため、活動内容に対応した被服等を、防災ボランティアに対し支給する。

(登録事項の変更手続き等)

第9条 防災ボランティアは、登録事項に変更があったとき、又は登録を抹消しようとするときは、防災ボランティア登録事項変更・登録抹消届（第3号様式）により、知事に提出しなければならない。

(委 任)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年8月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月24日から施行する。

資料

別表

種 別	資 格
建築物の応急危険度判定	建築士法（昭和25年法律第 202号）に定める建築士又は知事が特に必要と認めた者であって、都内に住所を有するもの又は勤務地を有するもの
語学ボランティア	別に定める基準に該当する者又は知事が特に必要と認めた者であって、都内に住所を有し、勤務し、又は在学するもので、満18歳以上のもの

別記

第1号様式

年 月 日	
<u>東京都防災ボランティア登録申込書</u>	
東京都知事 殿	
氏名 _____	
私は、東京都防災ボランティアとして活動したいので、下記のとおり申込みます。	
ボランティア活動の種類	
免許等の種類・登録番号	第 _____ 号
住 所	〒 _____ 電話 () _____ FAX () _____
(ふりがな) 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生 (男・女)
(ふりがな) 勤 務 先 (ふりがな) 学 校	名 称 _____ 所在地 _____ 〒 _____ 電話 () _____ FAX () _____
緊急時の連絡先	電話 () _____ FAX () _____

別記

第2号様式

東京防災ボランティア登録証	
写 真	氏名
	年 月 日生
	No 種類
登録年月日 年 月 日	
上記の者は、東京防災ボランティアであることを証明する。	
東 京 都 知 事 印	

別記

第3号様式

年 月 日		
東京都防災ボランティア登録事項変更・登録抹消届		
東京都知事 殿		
氏名 _____		
<input type="checkbox"/> 防災ボランティアの登録事項を変更したので、 <input type="checkbox"/> 防災ボランティアの登録を抹消したいので、下記のとおり届け出ます。		
ボランティア活動の種類		
免許等の種類・登録番号	第 _____ 号	
変 更	変 更 前	
	変 更 後	
	変 更 年 月 日	年 月 日
抹 消	抹 消 理 由	
	抹 消 年 月 日	年 月 日

資料 6 災害用伝言板の利用方法（総務省ホームページ抜粋）

URL : https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/hijyo/dengon.html

災害用伝言板の利用方法

携帯電話・PHS のインターネット接続機能で、被災地の方が伝言を文字によって登録し、携帯電話・PHS 番号をもとにして全国から伝言を確認できます。（スマートフォンでのご利用については、各社のページでご確認下さい。）

伝言の登録方法

1. 携帯電話・PHS から災害用伝言板にアクセスします。
(災害時は各社の公式サイトトップ画面に災害用伝言板の案内が表示されます。体験利用の際はメニューリスト内からアクセスしてください。)
2. 「災害用伝言板」の中の「登録」を選択します。
(登録は被災地域内の携帯電話・PHS からのアクセスのみが可能です。)
3. 現在の状態について「無事です。」等の選択肢から選び、任意で 100 文字以内のコメントを入力します。(状態の複数選択や、コメントのみの利用も可能です。)
4. 最後に「登録」を押して、伝言板への登録が完了となります。

伝言の確認方法

1. 災害用伝言板にアクセスします。(伝言の確認は PC 等からも行うことができます。)
 - ・NTT ドコモ <http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi>
 - ・KDDI (au) <http://dengon.ezweb.ne.jp/>
 - ・ソフトバンク／ワイモバイル <http://dengon.softbank.ne.jp/>
2. 「災害用伝言板」の中の「確認」を選択します。(確認は全国からのアクセスが可能です。)
3. 安否を確認したい方の携帯電話・PHS 番号を入力し「検索」を押します。
4. 伝言一覧が表示されますので、詳細を確認したい伝言を選択してください。

注意点

- ・1 電話番号当たり、最大 10 伝言まで登録できます。(10 件を超える伝言は古いものから上書きされます。)
- ・伝言の保存期間は、1 つの災害での災害用伝言板を終了するまでです。
- ・災害用伝言板の利用料・パケット通信料は無料です。(他社の災害用伝言板のアクセスにはパケット通信料が必要です。)
- ・提供の開始、登録可能地域等の運用方法については、状況に応じて各電気通信事業者が設定し、テレビやラジオ、インターネットで告知されます。
- ・携帯電話・PHS の各事業者及び NTT 東西の災害用伝言板を横断して検索できる機能の提供が開始されました。

参考：電気通信事業者協会の報道発表（2012 年 8 月 29 日）別ウィンドウで開きます)

参考リンク

災害用伝言板の詳細については、運営している携帯電話・PHS 各社のページをご覧ください。

- ・NTT ドコモ災害用伝言板 https://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/disaster_board/index.html
- ・KDDI (au) 災害用伝言板サービス <https://www.au.com/mobile/anti-disaster/saigai-dengon/>
- ・ソフトバンク 災害用伝言板／災害用音声お届けサービス
<https://www.softbank.jp/mobile/service/dengon/>
- ・ワイモバイル 災害用伝言版サービス <https://www.ymobile.jp/service/dengon/>

災害用伝言ダイヤル(171)

災害用伝言ダイヤル(171)は、被災地の方の電話番号をキーにして、安否等の情報を音声で登録・確認できるサービスです。加入電話(プッシュ回線、ダイヤル回線)、公衆電話、ISDN、災害時にNTTが避難場所に設置する特設公衆電話などから「171」をダイヤルすることでご利用いただけます。

携帯電話・PHS や一部の IP 電話からもご利用いただけます。

○ ご利用方法



[伝言の録音方法]

- 1 「171」にダイヤルします。
- 2 「1」をダイヤルします。
- 3 ご自分の電話番号をダイヤルし、ガイダンスに従い録音してください。

[伝言の再生方法]

- 1 「171」にダイヤルします。
- 2 「2」をダイヤルします。
- 3 安否情報等を確認したい相手の電話番号をダイヤルします。

○ 提供内容

- ・ 加入電話 ・ INS ネット(※) ・ 公衆電話 ・ ひかり電話(※) ・ 災害時にNTTが避難所などに設置する特設公衆電話
- 携帯電話・PHSからも利用できますが、詳しくはお客様がご契約されている通信事業者へご確認をお願いします。
- ※ダイヤル式電話をお使いの場合には、ご利用になれません。

○ ご利用できる電話

提供開始	地震等の災害発生時など、被災地の方の安否を気遣う通話が増加し、被災地への通話がつながりにくい状況になった場合、速やかにサービスを提供します。 ※ 提供の開始、登録できる電話番号など運用方法・提供条件については、状況に応じてNTTが設定し、テレビ・ラジオ・インターネット等を通じて皆様にお知らせいたします。
登録できる電話番号 (被災地電話番号)	災害により電話がかかりにくくなっている地域。エリアの設定は、概ね都道府県を単位として行います。 ※ 提供の開始、登録できる電話番号など運用方法・提供条件については、状況に応じてNTTが設定し、テレビ・ラジオ・インターネット等を通じて皆様にお知らせいたします
伝言録音時間	1伝言あたり30秒以内
伝言保存期間	録音してから48時間(体験利用時は6時間)
伝言蓄積数	電話番号あたり1～10伝言(提供時にお知らせいたします。)
伝言の消去	伝言をお預かりしてから保存期間を経過した時点で自動的に消去します。
ご利用料金	伝言の録音・再生時の通話料のみ必要です。伝言録音等のセンタ利用料は無料です。 ※ 避難所等に設置する特設公衆電話からのご利用は無料となります。 注：暗証番号のご利用により、他人に聞かれない伝言など特定の方々間での伝言録音・再生も利用できます。

資料 7 災害時帰宅支援ステーション一覧

九都県市協定締結先一覧

令和5年10月末現在

No	協定の相手方	No	協定の相手方
1	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	17	株式会社 B&V
2	山崎製パン株式会社	18	サガミレストランツ株式会社
3	株式会社ファミリーマート	19	味の民芸フードサービス株式会社
4	ミニストップ株式会社	20	東京カラオケボックス事業者防犯協力会
5	株式会社ローソン	21	サトフードサービス株式会社
6	株式会社吉野家	22	株式会社ダスキン
7	—	23	タリーズコーヒージャパン株式会社
8	株式会社ポプラ	24	株式会社ストロベリーコーンズ
9	山田食品産業株式会社	25	株式会社オートバックスセブン
10	株式会社セブン&アイフードシステムズ	26	ケアパートナー株式会社
11	ロイヤルフードサービス株式会社	27	東京都石油業協同組合
12	株式会社モスフードサービス	28	都立学校
13	株式会社壱番屋	29	日産自動車販売店
14	ワタミ株式会社	30	トヨタ自動車販売店
15	チムニー株式会社	31	農業協同組合
16	株式会社第一興商	32	関東マツダ系販売店

帰宅支援の対象道路（16路線）

No	路線名（区間）	No	路線名（区間）
1	第一京浜（日本橋～六郷橋）	9	北本通り（王子駅～新荒川大橋）
2	第二京浜（日本橋元標～多摩川大橋）	10	日光街道（日本橋元標～水神橋）
3	中原街道（中原口～丸子橋）	11	水戸街道 （本町3～新葛飾橋・金町～葛飾橋）
4	玉川通り（三宅坂～二子橋）	12	蔵前橋通り（湯島1～市川橋）
5	甲州街道（桜田門～八王子）	13	井の頭通り（大原2～関前）
6	青梅街道・新青梅街道 （新宿大ガード西～箱根ヶ崎）	14	五日市街道（関前～福生）
7	川越街道（本郷3～東玉橋）	15	環状7号線
8	中山道（宝町3～戸田橋）	16	環状8号線

災害時帰宅支援ステーション表示



資料 8 指定緊急避難場所等一覧表

1 広域避難場所

No.	避難場所名	有効面積 (ha)	No.	避難場所名	有効面積 (ha)
1	国営昭和記念公園	127.00	3	昭和公園 東小学校 昭和中学校 都立昭和高校	14.10
2	旧昭和の森ゴルフコース	27.70	4	多摩川緑地 くじら運動公園 大神公園	14.20

2 一時避難場所

No.	避難場所名	有効面積 (ha)	No.	避難場所名	有効面積 (ha)
1	共成小学校	0.6	19	拝島中学校	0.8
2	富士見丘小学校	0.9	20	田中小学校	0.8
3	玉川小学校	0.8	21	拝島第一小学校	0.7
4	福島中学校	1.0	22	拝島第二小学校	1.1
5	都営中神アパート	0.4	23	拝島第三小学校	0.8
6	武蔵野小学校	1.0	24	旧拝島第四小学校	0.7
7	美ノ宮公園	1.5	25	多摩辺中学校	1.0
8	中神小学校	0.8	26	都立拝島高等学校	1.8
9	つつじが丘小学校	0.7	27	アキシマエンス	0.9
10	瑞雲中学校	1.0	28	拝島自然公園	2.0
11	つつじが丘公園	0.9	29	都営拝島町三丁目アパート	1.1
12	市民会館・公民館	1.4	30	水鳥公園	1.3
13	光華小学校	1.2	31	クリーンセンター跡地	1.2
14	清泉中学校	0.8	32	子育てひろばほりむこう	0.1
15	成隣小学校	0.5	33	なしの木保育園	0.1
16	みほり広場	1.3	34	エコパーク	3.0
17	上ノ台公園	0.4	35	むさしの公園	2.4
18	緑ヶ丘公園	0.5			

3 避難所（学校）

No.	施設名	校舎面積 (㎡)	利用可能 教室数	1室面積 (㎡)	教室収容人員	体育館 (㎡)	体育館 収容人員	収容人員 合計	給食 施設
1	東小学校	5,000	16	60.2	576	794	481	1,057	
2	共成小学校	4,291	14	60.2	504	802	486	990	
3	富士見丘小学校	4,733	17	60.2	612	805	487	1,099	有
4	武蔵野小学校	4,040	18	60.2	648	766	464	1,112	有
5	玉川小学校	4,199	18	60.2	648	833	504	1,152	
6	中神小学校	4,444	18	60.2	648	810	490	1,138	
7	つつじが丘小学校	5,695	17	60.2	612	890	539	1,151	有
8	光華小学校	4,043	20	60.2	720	796	482	1,202	
9	成隣小学校	2,899	14	60.2	504	594	360	864	
10	田中小学校	4,850	17	60.2	612	898	544	1,156	有
11	拝島第一小学校	4,639	18	60.2	648	764	463	1,111	
12	拝島第二小学校	4,171	17	60.2	612	968	586	1,198	有
13	拝島第三小学校	5,238	20	60.2	720	799	484	1,204	
14	旧拝島第四小学校	4,719	15	60.2	540	798	483	1,023	
15	昭和中学校	6,491	24	60.2	864	935	566	1,430	
16	福島中学校	4,837	11	60.2	396	939	569	965	有
17	瑞雲中学校	5,623	16	60.2	576	927	561	1,137	有
18	清泉中学校	6,676	25	60.2	900	1,063	644	1,544	
19	拝島中学校	5,653	20	60.2	720	1,033	626	1,346	
20	多摩辺中学校	5,864	13	60.2	468	945	572	1,040	有
21	都立昭和高等学校	7,931				1,936	1,173	1,173	
22	都立拝島高等学校	8,825				1,061	643	643	

※ 収容人数の算定（3.3㎡に2人）

資料

4 避難所（市立会館等）

No.	施設名	面積（㎡）	収容人員	No.	施設名	面積（㎡）	収容人員
1	玉川会館	344	208	10	やまのかみ会館	239	145
2	朝日会館	347	210	11	武蔵野会館	510	309
3	富士見会館	378	229	12	市民会館・公民館	920	557
4	大神会館	294	178	13	児童センター	766	464
5	昭和会館	310	187	14	勤労商工市民センター	875	530
6	緑会館	501	303	15	松原町コミュニティセンター	186	112
7	堀向会館	145	87	16	環境コミュニケーションセンター	373	226
8	福島会館	544	329	17	アキシマエンシス	884	535
9	拝島会館	334	202				

※ 収容人数の算定（3.3㎡に2人）

5 二次避難所

No.	施設名	面積（㎡）	収容人員
1	朝日町高齢者福祉センター	171.00	85
2	松原町高齢者福祉センター	321.00	160
3	拝島町高齢者福祉センター	322.00	161
4	保健福祉センター	1,458.00	729

※ 収容人数の算定（2㎡に1人）



この避難所等は、多摩川の洪水時に使用できない場合がある。



この避難所等は、残堀川流域の浸水時に使用できない場合がある。

上記の多摩川の洪水時及び残堀川流域の浸水時に使用できなくなる可能性のある避難場所以外の避難場所を洪水時の災害対策基本法第49条の4第1項で定める指定緊急避難場所として指定する。

資料 9 備蓄物資一覧

〔令和5年4月1日現在〕

避難所簡易備蓄倉庫 備蓄物資一覧

学校名	品名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	合計	
		東小	井成小	富士見丘	武蔵野	玉川小	中野小	エンシス	つ丘小	光蔵小	成徳小	田中小	榊一小	榊二小	榊三小	榊四小	昭和中	福島中	瑞雲中	清泉中	押倉中	多摩辺	啓明	昭和高等	押倉高等		
	毛布	50	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	340	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	7,240
	カーベット	(枚)	150	150	150	150	150	160	150	150	150	0	150	150	150	0	150	0	150	150	150	150	150	0	140	150	2,600
	ゴザ	(枚)	250	150	300	220	150	150	170	150	300	155	325	150	155	315	165	305	180	150	150	170	305	150	150	150	4,820
	大型炊き出し器	(セット)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24
	発電機	(台)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	48
	コードリール	(個)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	72
	投光器	(台)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24
	懐中電灯	(個)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	48
	トランジスタメカホン	(個)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24
	防水シート	(枚)	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	242
	トラロープ	(本)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	70
	角スコップ	(本)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24
	剣スコップ	(本)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24
	大ハンマー	(本)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24
	ツルハシ	(本)	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	23
	掛け矢	(本)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24
	緊急セット	(箱)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24
	消火器	(台)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24
	とん汁	(箱)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	23
	けんちん汁	(箱)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24
	クラッカー	(箱)	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	115
	救助器具セット	(台)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24
	台車	(台)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24
	ろ水機	(台)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	仮設トイレ	(台)	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	7
	マンホールトイレ	(台)	2	1	0	2	0	1	2	2	2	2	2	2	1	1	0	1	2	2	2	1	0	0	0	0	26
	携帯トイレ	(袋)	900	900	900	900	300	300	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	21,000
	カセットコンロ・ヤカン	(組)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	72
	ガソリンの缶	(缶)	8	3	11	8	4	8	8	8	8	4	8	8	6	8	8	8	8	4	8	4	8	8	8	4	164
	電池	(個)	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	240
	軍手	(枚)	12	12	12	12	12	0	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	276
	ボンテティア袋	(枚)	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	6,000
	下足袋	(枚)	300	300	300	300	0	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	6,900
	避難所看板	(枚)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	44
	蓄電池	(台)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24
	蓄電池充電用ソーラーパネル	(台)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24
	USB0連ポート	(台)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	48
	避難所事務用品	(箱)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24
	工具セット	(組)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24
	大型扇風機	(台)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	46
	マスク	(枚)	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	4,800
	フェイスマスク	(枚)	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	420
	ゴム手袋	(枚)	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	1,050
	ペーパータオル	(箱)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	21
	消毒液容器	(個)	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	240
	紙コップ	(個)	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	7,200
	スタンドハイブセット	(台)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	20
	カンパン	(箱)																									15

資料 10 情報通信伝票様式

本部長	副本部長	部長	班長

情報通信伝票

班 番 号

下欄「伝票送付先」の番号を参照

記 入 者

受付日時	月 日 午前・午後 時 分							
情報源 (相手方)	(連絡先 — —)							
区 分	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 固定無線 <input type="checkbox"/> 移動無線 <input type="checkbox"/> 都無線 <input type="checkbox"/> その他							
分 類	【該当項目に「○」】 ・人的被害 ・建物被害等 ・救助要請 ・医療関連等 ・避難所 ・交通機関 ・道路状況 ・帰宅困難者 ・支援物資 ・ボランティア ・受援応援関連 ・教育関連 ・ライフライン（電気・水道・下水道・ガス・通信）・その他（ ）							
件 名	<input type="checkbox"/> 命令 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 依頼 <input type="checkbox"/> 要請 <input type="checkbox"/> 照会 <input type="checkbox"/> 情報提供 <input type="checkbox"/> その他 【 】							
内 容 (どこで・何が・どうした)	場 所	昭島市 ・朝日 ・東 ・大神 ・郷地 ・昭和 ・上川原 ・田中 ・玉川 ・つつじが丘 ・中神 ・拝島 ・福島 ・松原 ・緑 ・美堀 ・宮沢 ・武蔵野 ・もくせい杜	町 丁目 番 号 _____番地 (建物名: _____ 部屋番号: _____)					
対 応 優 先 度 (情報トリアージ)	<input type="checkbox"/> 1 緊急度高 (直ちに着手:人命にかかわる等)		<input type="checkbox"/> 3 緊急度低 (1週間以内に着手)					
	<input type="checkbox"/> 2 緊急度中 (3日以内に着手)		<input type="checkbox"/> 4 緊急度なし/対応不要 (情報提供・報告)					
伝票送付先 *送付先の班番号を「○」で囲んでください。特定できない場合は、部を「○」で囲んでくださ								
指令情報部	1	指令情報班(必須)	2	受援班	3	情報システム班	4	総務班
企画対策部	5	企画調整班	6	広報班	7	財政班	8	経理班
市民対策部	9	市民班	10	調査班	11	経済班		
福祉医療対策部	12	福祉総務班	13	避難対策班	14	医療救護対策班		
環境対策部	15	環境班	16	清掃班				
建設対策部	17	管理班	18	工事班	19	下水道班	20	復興班
水道対策部	21	水道対策班						
教育対策部	22	教育総務班	23	指導班	24	給食班	25	社会教育班
26	議会対策部	27	消防部	28	警察署・消防署等関係機関 ()			

資料 11 参集途上状況調査報告書様式

参集途上状況調査報告書

調査日時	年 月 日 時 分			
調査場所				
報告者	氏名	所属		氏名
	住所			
	被害状況			備考
自宅の状況				
火災	被害 [なし ・ あり] ・延焼中 ()件 ・消火中 ()件 ・鎮火、鎮圧 ()件			
家屋の倒壊状況	被害 [なし ・ あり] ・全壊 ()件 ・半壊 ()件			
道路の状況	被害 [なし ・ あり] ・全面通行不可 [陥没 ・ 隆起] (~)区間 ・一部(片側)通行不可 [陥没 ・ 隆起] (~)区間 ・がれき等障害物 ()周辺			
人的被害	被害 [なし ・ あり] ・死者 ()名 ・重症 ()名 ・中等症 ()名 ・軽傷 ()名			
鉄道	被害 [なし ・ あり] ・不通(線 ~)区間 ・駅滞留者(駅)名			
ガス	使用 [可能 ・ 不能] ・ガス漏れ()周辺			
水道	使用 [可能 ・ 不能]			
電気	使用 [可能 ・ 不能]			
避難住民	[なし ・ あり] 名			
その他 電柱・街路樹 ブロック塀被害等				

資料 12 職員参集記録簿様式

職員参集記録簿

年 月 日

対策部班名: _____ 対策部 _____ 班 _____

No.	氏名	所属課名	参集時刻	退庁時間	参集手段	距離	備考
			時 分	時 分	歩・自・バ・他()	Km	
			時 分	時 分	歩・自・バ・他()	Km	
			時 分	時 分	歩・自・バ・他()	Km	
			時 分	時 分	歩・自・バ・他()	Km	
			時 分	時 分	歩・自・バ・他()	Km	
			時 分	時 分	歩・自・バ・他()	Km	
			時 分	時 分	歩・自・バ・他()	Km	
			時 分	時 分	歩・自・バ・他()	Km	
			時 分	時 分	歩・自・バ・他()	Km	
			時 分	時 分	歩・自・バ・他()	Km	
			時 分	時 分	歩・自・バ・他()	Km	
			時 分	時 分	歩・自・バ・他()	Km	
			時 分	時 分	歩・自・バ・他()	Km	
			時 分	時 分	歩・自・バ・他()	Km	
			時 分	時 分	歩・自・バ・他()	Km	
			時 分	時 分	歩・自・バ・他()	Km	
			時 分	時 分	歩・自・バ・他()	Km	
			時 分	時 分	歩・自・バ・他()	Km	
			時 分	時 分	歩・自・バ・他()	Km	
			時 分	時 分	歩・自・バ・他()	Km	
			時 分	時 分	歩・自・バ・他()	Km	
			時 分	時 分	歩・自・バ・他()	Km	
			時 分	時 分	歩・自・バ・他()	Km	
			時 分	時 分	歩・自・バ・他()	Km	
			時 分	時 分	歩・自・バ・他()	Km	
			時 分	時 分	歩・自・バ・他()	Km	
			時 分	時 分	歩・自・バ・他()	Km	
			時 分	時 分	歩・自・バ・他()	Km	
			時 分	時 分	歩・自・バ・他()	Km	
			時 分	時 分	歩・自・バ・他()	Km	
			時 分	時 分	歩・自・バ・他()	Km	
			時 分	時 分	歩・自・バ・他()	Km	

※ 参集手段 歩:徒歩 自:自転車 バ:バイク

資料 13 災害受付票

災害受付票		部長	課長	係長	係員	整理番号
年 月 日 () 時 分		受付者				
覚知別	1. 市民 2. 市職員 (部 課) 3. 消防署 4. 警察署 5. 消防団 (分団) 6. その他 ()					
通報者		電話		目標		
災害発生場所		丁目	番号			
被災世帯主名(名称)						
災害種別	1. 建物 2. 崖崩れ 3. 道路(冠水・破損)河川(氾濫・破損) 5. 橋りょう 6. 倒木 7. 田畑 8. ブロック塀 9. 文教施設 10. その他()					
人的被害 なし あり	氏名		年齢		性別	男 女
	程度	1. 軽傷 2. 重傷 3. 死亡 4. 行方不明 (特記)				
建物被害 なし あり	住家被害: 1. 全壊・全焼 棟 2. 半壊・半焼 棟 3. 一部破損・損焼 棟 4. 床上浸水 棟 5. 床下浸水 棟 非住家被害: 棟 (特記)					
概要						
対応要請先	1. 市 (部 課)		2. 消防署		3. 警察署	
	4. 消防団 (分団)		5. その他 ()			
対応内容						

資料 14 火災・災害等即報要領

第1号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名

※ 爆発を除く。

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消 防 本 部 名)	
報 告 者 名	

火 災 種 類	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他						
出 火 場 所							
出 火 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮 圧 日 時) 鎮 火 日 時		(月 日 時 分) 月 日 時 分		
火 元 の 業 態 ・ 用 途			事 業 所 名 (代 表 者 氏 名)				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)		人		死 者 の 生 じ た 理 由		
	負傷者	重症	人				
		中等症	人				
		軽傷	人				
建 物 の 概 要	構造 階層		建 築 面 積 延 べ 面 積				
焼 損 程 度	焼 損 棟 数	全 焼 半 焼 部分焼 ぼ や	棟 棟 棟 棟	} 計 棟	焼 損 面 積	建 物 焼 損 床 面 積 建 物 焼 損 表 面 積 林 野 焼 損 面 積	m ² m ² a
り 災 世 帯 数					気 象 状 況		
消 防 活 動 状 況	消防本部(署)		台		人		
	消 防 団		台		人		
	そ の 他						
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況							
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況							
そ の 他 参 考 事 項							

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消 防 本 部 名)	
報 告 者 名	

事 故 種 別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発 生 場 所					
事 業 所 名	特別防災区域	〔 レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他 〕			
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発 見 日 時	月 日 時 分		
		鎮 火 日 時 (処 理 完 了)	月 日 時 分		
消 防 覚 知 方 法	気象状況				
物 質 の 区 分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高圧ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.RI等 7.その他()	物 質 名			
施 設 の 区 分	1.危険物施設 2.高圧混在施設 3.高圧ガス施設 4.その他 ()				
施 設 の 概 要	危 険 物 施 設 の 区 分				
事 故 の 概 要					
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人	負傷者等	人 (人)		
		重症	人 (人)		
		中等症	人 (人)		
		軽傷	人 (人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急・救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出 場 機 関	出 場 人 数	出 場 資 機 材	
		事 業 所	自衛防災組織		
			共同防災組織		
			そ の 他		
		消 防 本 部 (署)			
		消 防 団			
		海 上 保 安 庁			
		自 衛 隊			
そ の 他					
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況					
そ の 他 参 考 事 項					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故等）

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故の概要			
死 傷 者	死者（性別・年齢）	負傷者等	人（ 人 ）
	計 人		{ 重症 人（ 人 ） 中等症 人（ 人 ） 軽傷 人（ 人 ）
	不明 人		
救助部隊の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
救急・救助活動の状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人数を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式(その1)

[災害概況即報]

消防庁受信者氏名

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消 防 本 部 名)	
報 告 者 名	

災害名 (第 報)

災 害 の 概 況	発 生 場 所				発 生 日 時	年 月 日 時 分			
被 害 の 状 況	死 傷 者	死 者	人	不明 人	住 家	全 壊	棟	一部破損	棟
		負 傷 者	人	計 人		半 壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の		(都道府県)			(市町村)			
	設置状況								

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

市町村名				区 分			被 害	
災害名 ・ 報告番号	災害名			田	流失・埋没	h a		
	第 報				冠	水	h a	
報告者名	(月 日 時現在)			畑	流失・埋没	h a		
					冠	水	h a	
				文 教 施 設	箇所			
					病 院	箇所		
区 分		被 害		道 路	箇所			
人的被害	死 者	人		橋 り よ う	箇所			
	行 方 不 明 者	人		河 川	箇所			
	負 傷 者	重 傷	人	港 湾	箇所			
		軽 傷	人	砂 防	箇所			
住 家 被 害	全 壊		棟	の	清 掃 施 設	箇所		
			世帯		崖 く ず れ	箇所		
			人		鉄 道 不 通	箇所		
	半 壊		棟		被 害 船 舶 隻			
			世帯		水 道 戸			
			人		電 話 回 線			
	一 部 破 損		棟		他	電 気 戸		
			世帯		ガ ス 戸			
			人		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所		
	床 上 浸 水		棟					
			世帯		り 災 世 帯 数	世帯		
			人		り 災 者 数	人		
床 下 浸 水		棟	火 災 発 生	建 物 件				
		世帯		危 険 物 件				
		人		そ の 他 件				
非 住 家	公 共 の 建 物		棟					
	そ の 他		棟					

区分		被害	市 本 部 の 災 害 置 対 状 策 況	名称	
公共文教施設	千円			設置	
農林水産業施設	千円			解散	
公共土木施設	千円		※災害対策本部については、市町村長を長とした災害対策基本法に基づくものを設置した場合のみ記入すること。		
その他の公共施設	千円				
小計	千円				
その他	農業被害	千円	【住民避難の状況】 地区名		
	林業被害	千円	世帯数、人数		
	畜産被害	千円	種別(避難指示、避難勧告、避難準備情報、自主避難)		
	水産被害	千円	原因		
	商工被害	千円	発令時刻		
			解除時刻		
			避難場所 (詳細については避難勧告・指示状況報告書に記入)		
その他	千円		消防職員出動延人数	人	
被害総額	千円		消防団員出動延人数	人	
備考	災害発生場所				
	災害発生日時				
	災害の種類概況				
	応急対策の状況				
	119番通報件数				
	・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況				
	・避難の勧告・指示の状況				
	・避難所の設置状況				
	・他の地方公共団体への応援要請、救援活動の状況				
	・自衛隊の派遣要請、出動状況				
・ボランティアセンターの設置状況(設置の有無及び設置場所等)					
・ボランティアの活動状況(受入の有無、派遣の有無等)					
・その他関連事項					

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

資料 15 被害調査報告書

被害調査報告書

調査日 年 月 日() 担当班: 担当者:

被害発生日	平成 年 月 日()		整理番号	
被害発生場所			目標	
被害世帯主名		世帯人員	人	電話
	被害者名			
人的被害	死亡者	人	_____	
なし	負傷者 重傷	人	_____	
あり	軽傷	人	_____	
	行方不明	人	_____	
建物被害	建物種別			
なし	1. 一般住宅	(階数: 階建て	延床面積: m ²	
あり	2. マンション・アパート	(階数: 階建て	延床面積: m ²	入居数: 世帯)
	3. 店舗併用住宅	(階数: 階建て	延床面積: m ²	業種: 従業員数 人)
	4. 事務所	(階数: 階建て	延床面積: m ²	業種: 従業員数 人)
	5. その他	()
	6. 非住家	(名称: 階数: 階建て	延床面積: m ²)	
被害内容	1. 全壊・全焼 2. 半壊・半焼 3. 一部損壊・損焼 4. 床上浸水 5. 床下浸水			
概要				
備考				

被害調査集計表

災害名 _____

被害発生日 年 月 日

整理番号	被害発生場所		連絡先電話	被害種別	被害内容
	被災者世帯主名	世帯人員			
		人			
		人			
		人			
		人			
		人			
		人			
		人			
		人			

資料 16 災害救助法関係様式（厚生労働省社会・援護局長通知）

様式 6

救助の種目別物資受払状況

市町村名 昭島市

救助の種目別	年月日	品目	単位 呼称	摘要		受	払	残	備	考	
				受入先又は支払先						(購入単価)	(購入金額)
	年 月 日										
	年 月 日										
	年 月 日										
	年 月 日										
	年 月 日										
	年 月 日										
	年 月 日										
	年 月 日										
	年 月 日										
	年 月 日										
	年 月 日										
	年 月 日										
	年 月 日										
	年 月 日										
	年 月 日										
	年 月 日										
	年 月 日										
	年 月 日										
	年 月 日										

(注) 1 「救助の種目別」欄は、次のように区分して記入すること。
 ①避難所用、②炊き出しその他による食品給与用、
 ③給水用機械器具、燃料及び浄水用薬品・資材、
 ④被服・寝具等、⑤医療品・衛生材料、
 ⑥被災者救出用機械器具・燃料、⑦燃料及び消耗品

2 各救助種目最終行に受高、払高、残高の合計を明らかにすること。
 なお、物資等において、都道府県よりの受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に、受高、払高、残高の合計を明らかにすること。

3 救護班による場合には、救護班ごとに、救護業務従事期間中における品目ごとに使用状況を記入すること。

避難所設置及び収容状況

市町村名 昭島市

避難所の名称	種別	開設期間	実人員 (人)	延人員 (人)	物品		使用状況 単価	数量	実支出額	備考
					品名	数量				
		月 日 ~ 月 日								
		月 日 ~ 月 日								
		月 日 ~ 月 日								
		月 日 ~ 月 日								
		月 日 ~ 月 日								
		月 日 ~ 月 日								
		月 日 ~ 月 日								
		月 日 ~ 月 日								
		月 日 ~ 月 日								
		月 日 ~ 月 日								
		月 日 ~ 月 日								
		月 日 ~ 月 日								
		月 日 ~ 月 日								
		月 日 ~ 月 日								
計										

(注) 1 「種別」欄は、既存建物、屋外仮設、天幕の別に記載すること。
 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品名、単価、数量を記入すること。
 3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

応急仮設住宅台帳

市町村名 昭島市

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族数(人)	所在地	構造区分	面積(m ²)	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額(円)	備考
							月 日	月 日	月 日		
							月 日	月 日	月 日		
							月 日	月 日	月 日		
							月 日	月 日	月 日		
							月 日	月 日	月 日		
							月 日	月 日	月 日		
							月 日	月 日	月 日		
							月 日	月 日	月 日		
							月 日	月 日	月 日		
							月 日	月 日	月 日		
							月 日	月 日	月 日		
							月 日	月 日	月 日		
							月 日	月 日	月 日		
							月 日	月 日	月 日		
							月 日	月 日	月 日		
計	世帯										

- 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置場所を明らかにした簡単な図面を添付すること。
- 2 「家族人員」欄は、入居時における世帯主を含めて人員を記入すること。
- 3 「所在地」欄は、入居時における世帯主を含めて人員を記入すること。
- 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅、ハイブ式住宅の別を記入すること。
- 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をあきらかにすること。
- 6 「備考」欄には、入居時における経過を明らかにしておくこと。

炊出し給与状況

市町村名 昭島市

炊出し場の名称	月			日			月			日			延給食数	給食延人数(人)	実支出額(円)	備考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜				
内容																
	単価															
	数量															
内容																
	単価															
	数量															
内容																
	単価															
	数量															
内容																
	単価															
	数量															
合計	延給食数															
	給食延人員(人)															
	実支出額(円)															

(注) 1 「備考」欄には、給食内容の詳細等を記入すること。

飲料水の供給簿

市町村名 昭島市

供給月日	対象 人員 (人)	名 称	給 水 用 機 械 器 具				実支出額 (円)	備 考
			借 上		修繕 費 (円)	修繕の概要		
			数量	所有者				
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
計								

(注) 1 給水機械器具は借上費の有無、無償の別を問わず作成するものとし、
有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。
2 「修繕の概要」欄には、修理の原因及び主な修理箇所を記入すること。

物資の給与状況

市町村名 昭島市

住家被害 程度区分	世帯主住所・氏名	基礎となった 世帯構成人員 (人)	給与月日	物資給与の品名						実支出額 (円)	備 考	
				品名 単価	布団	毛布	衣類	日用品				
			月 日	数量								
			月 日	数量								
			月 日	数量								
			月 日	数量								
			月 日	数量								
			月 日	数量								
			月 日	数量								
			月 日	数量								
			月 日	数量								
			月 日	数量								
			月 日	数量								
計	全壊(焼)・流失	世帯	/	数量								
	半壊(焼)	世帯		数量								
	床上浸水	世帯		数量								
	計	世帯		数量								

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし (注) 1 「住家被害程度区分」欄に、全壊(焼)、流失、半壊(焼)、床上浸水の別を記入すること。
 年 月 日 2 「給与年月日」欄に、その世帯に対して最後に給与された物資の給与年月日を記入すること。
 給与責任者 氏名 3 「給与物資」欄に、品名、単価、数量を記入すること。

様式12

医療救護班活動状況

市町村名 昭島市

救護班名 : _____ 班長 : 医師氏名 _____

月 日	救護所名	患者数 (人)	措置の概要	死体検案数 (体)	修繕費 (円)	備 考
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
計						

(注) 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

様式13

病院診療所医療実施状況

市町村名 昭島市

診療機関名	患者氏名	診療期間	傷病名	診療区分		診療報酬 点数		金額 (円)	備考
				入院	通院	入院	通院		
		月 日 ~ 月 日							
		月 日 ~ 月 日							
		月 日 ~ 月 日							
		月 日 ~ 月 日							
		月 日 ~ 月 日							
		月 日 ~ 月 日							
		月 日 ~ 月 日							
		月 日 ~ 月 日							
		月 日 ~ 月 日							
		月 日 ~ 月 日							
		月 日 ~ 月 日							
		月 日 ~ 月 日							
		月 日 ~ 月 日							
		月 日 ~ 月 日							
		月 日 ~ 月 日							
		月 日 ~ 月 日							
		月 日 ~ 月 日							
		月 日 ~ 月 日							
		月 日 ~ 月 日							
		月 日 ~ 月 日							
		月 日 ~ 月 日							
		月 日 ~ 月 日							
		月 日 ~ 月 日							
		月 日 ~ 月 日							
		月 日 ~ 月 日							
		月 日 ~ 月 日							
		月 日 ~ 月 日							
計 機関	人								

(注) 「診療区分」欄は、該当欄に○印を記入すること。

様式14

助産台帳

市町村名 昭島市

分 べ ん 者		分べん 日 時	助産機関名	分べん 機 関	金 額 (円)	備 考
氏 名	住 所					
		月 日 時		月 日 月 日		
		月 日 時		月 日 月 日		
		月 日 時		月 日 月 日		
		月 日 時		月 日 月 日		
		月 日 時		月 日 月 日		
		月 日 時		月 日 月 日		
		月 日 時		月 日 月 日		
		月 日 時		月 日 月 日		
		月 日 時		月 日 月 日		
		月 日 時		月 日 月 日		
		月 日 時		月 日 月 日		
		月 日 時		月 日 月 日		
		月 日 時		月 日 月 日		
		月 日 時		月 日 月 日		
		月 日 時		月 日 月 日		
		月 日 時		月 日 月 日		
		月 日 時		月 日 月 日		
		月 日 時		月 日 月 日		
		月 日 時		月 日 月 日		
		月 日 時		月 日 月 日		
計	人					

被災者救出状況記録簿

市町村名 昭島市

年月日	救出 人員 (人)	救出用機械器具								実支出額 (円)	備考	
		名称	借上費		金額 (円)	修繕月日	修繕費		燃料費 (円)			
			数量	所有者(管理者) 住所・氏名			修繕費 (円)	修繕の 概要				
年月日												
年月日												
年月日												
年月日												
年月日												
年月日												
年月日												
年月日												
年月日												
年月日												
年月日												
年月日												
年月日												
年月日												
年月日												
年月日												
計												

(注) 1 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村を記入すること。
 2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。
 3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

住宅応急修理記録簿

市町村名 昭島市

世帯主		修理箇所概要	完了月日	実支出額 (円)	摘 要
氏 名	住 所				
			月 日		
			月 日		
			月 日		
			月 日		
			月 日		
			月 日		
			月 日		
			月 日		
			月 日		
			月 日		
			月 日		
			月 日		
			月 日		
			月 日		
			月 日		
			月 日		
			月 日		
			月 日		
			月 日		
			月 日		
			月 日		
計	世帯				

生業資金貸付台帳

市町村名 昭島市

貸付けを受けた者		保証人			事業計画概要	貸付期間	貸付金額 (円)	備考
氏名	住所	氏名	住所	職業				
						年 月 日 ～ 年 月 日		
						年 月 日 ～ 年 月 日		
						年 月 日 ～ 年 月 日		
						年 月 日 ～ 年 月 日		
						年 月 日 ～ 年 月 日		
						年 月 日 ～ 年 月 日		
						年 月 日 ～ 年 月 日		
						年 月 日 ～ 年 月 日		
						年 月 日 ～ 年 月 日		
						年 月 日 ～ 年 月 日		
計								

(注) 「備考」欄には、償還状況等のてん末を明らかにしておくこと。

学用品の給与状況

市町村名 昭島市

学校名	学年	児童 (生徒) 氏名	親権者氏名	給与月日	給与品の内訳										実支出額 (円)	備考	
					教科書					その他学用品							
					教科 単価					品名	単価						
				月 日													
				月 日													
				月 日													
				月 日													
				月 日													
				月 日													
				月 日													
				月 日													
				月 日													
				月 日													
				月 日													
				月 日													
計	小学校	人															
	中学校	人															

学用品を上記のとおり給与したことに相違なし。
 (注) 1 「給与月日」欄は、その児童(生徒)に対して、最後に給与した月日を記入する。
 2 「給与品の内訳」欄には、教科又は品名、単価、数量を記入すること。

年 月 日
 給与責任者(学校長)
 氏名 印

埋 葬 台 帳

市町村名 昭島市

死亡年月日	埋葬年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋 葬 費				備 考	
		氏名	年令	死亡者との関係	住所・氏名	棺(附属品を含む)(円)	埋葬又は火葬料(円)	骨箱(円)	計(円)		
年月日	年月日										
年月日	年月日										
年月日	年月日										
年月日	年月日										
年月日	年月日										
年月日	年月日										
年月日	年月日										
年月日	年月日										
年月日	年月日										
年月日	年月日										
年月日	年月日										
年月日	年月日										
年月日	年月日										
年月日	年月日										
年月日	年月日										
年月日	年月日										
計											

(注) 1 埋葬を行った者が、市長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2 市長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨を「備考」欄に明らかにすること。
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

死 体 処 理 台 帳

資 料

市町村名 昭島市

処理年月日	死体発見日時	死体発見場所	死亡者氏名	遺 族		品 名	洗浄等の処理		死体の一時保存料(円)	検案料(円)	実支出額(円)	備 考
				住所・氏名	死亡者との関係		単 価(円)	数 量				
年 月 日	日 時											
年 月 日	日 時											
年 月 日	日 時											
年 月 日	日 時											
年 月 日	日 時											
年 月 日	日 時											
年 月 日	日 時											
年 月 日	日 時											
年 月 日	日 時											
年 月 日	日 時											
年 月 日	日 時											
年 月 日	日 時											
年 月 日	日 時											
年 月 日	日 時											
計												人

様式21

障 害 物 除 去 の 状 況

市町村名 昭島市

住家被害 程度区分	住所・氏名	除去に要した期間	実支出額 (円)	除去に要すべき状態の概要	備 考
		月 日 ~ 月 日			
		月 日 ~ 月 日			
		月 日 ~ 月 日			
		月 日 ~ 月 日			
		月 日 ~ 月 日			
		月 日 ~ 月 日			
		月 日 ~ 月 日			
		月 日 ~ 月 日			
		月 日 ~ 月 日			
		月 日 ~ 月 日			
		月 日 ~ 月 日			
		月 日 ~ 月 日			
		月 日 ~ 月 日			
		月 日 ~ 月 日			
		月 日 ~ 月 日			
		月 日 ~ 月 日			
		月 日 ~ 月 日			
		月 日 ~ 月 日			
		月 日 ~ 月 日			
		月 日 ~ 月 日			
		月 日 ~ 月 日			
		月 日 ~ 月 日			
		月 日 ~ 月 日			
		月 日 ~ 月 日			
		月 日 ~ 月 日			
		月 日 ~ 月 日			
		月 日 ~ 月 日			
		月 日 ~ 月 日			
		月 日 ~ 月 日			
		月 日 ~ 月 日			
計	半壊	世帯	/	/	
	半焼	世帯		/	
	床上 浸水	世帯		/	

(注) 「住家被害程度区分」欄には、半壊、半焼、床上浸水の別を記入すること。

輸 送 記 録 簿

市町村名 昭島市

輸送月日	目的	輸送区間 (距離)		借上等		修繕			燃料費 (円)	実支出額 (円)	備考
		種類	使用車両等 台数	金額 (円)	故障車両等 名称番号	所有者 住所・氏名	修繕月日	修繕費 (円)			
月 日											
月 日											
月 日											
月 日											
月 日											
月 日											
月 日											
月 日											
月 日											
月 日											
月 日											
月 日											
月 日											
月 日											
計											

(注) 1 「目的」欄は主たる目的(また救助の種類名)を記入すること。 4 借上等の「金額」欄には、輸送費又は車両等の借上費を記入すること。
 2 都道府県又は市町村の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。
 3 借上車両等による場合は、有償無償を問わず記入すること。

様式23

令第10条第1号から第4号までに規定する者の従事状況

市町村名 昭島市

職 種	従業員数		従事場所 (市町村)	従 事 期 間	実支出額(円)				算定基準 による算 定額 (円)	備 考
	実人員 (人)	延人員 (人)			日 当	旅 費	時 間 外 勤 務 手 当	計		
第1号	医 師			月 日 ～ 月 日						
	歯科医師			月 日 ～ 月 日						
	薬 剤 師			月 日 ～ 月 日						
第2号	保 健 師			月 日 ～ 月 日						
	助 産 師			月 日 ～ 月 日						
	看 護 師			月 日 ～ 月 日						
	准看護師			月 日 ～ 月 日						
	診療放射線技師			月 日 ～ 月 日						
	臨床検査技師			月 日 ～ 月 日						
	臨床工学士			月 日 ～ 月 日						
第3号	救 命 士			月 日 ～ 月 日						
	歯 科 士			月 日 ～ 月 日						
	土 木 技 術 者			月 日 ～ 月 日						
第4号	建 築 技 術 者			月 日 ～ 月 日						
	大 工			月 日 ～ 月 日						
	左 官 と び 職			月 日 ～ 月 日						
計										

(注) 「備考」欄には、従事者が従事した業務内容について記入すること。

様式24

令第10条第5号から第10号までに規定する者の従事状況

市町村名 昭島市

業 者		従業員数		従事場所 (市町村)	従 事 期 間	実支出額(円)	備 考
業 種	数	実人員 (人)	延人員 (人)				
第5号	土 木 業 者				月 日 ～ 月 日		
	建 築 業 者				月 日 ～ 月 日		
第6号	鉄 事 業 道 者				月 日 ～ 月 日		
第7号	軌 經 営 道 者				月 日 ～ 月 日		
第8号	自 動 車 運 送 事 業 者				月 日 ～ 月 日		
第9号	廃 船 運 送 業 者				月 日 ～ 月 日		
第10号	港 湾 運 送 業 者				月 日 ～ 月 日		
計							

(注) 「備考」欄には、従事者が従事した業務内容について記入すること。

様式25

扶 助 金 の 支 給 状 況

市町村名 昭島市

扶助金種類	件 数	実支出額 (円)	積算基礎	備 考
計				

- (注) 1 「積算基礎」欄には、支給基礎額及び支給額の積算基礎等を記入すること。
 2 「備考」欄には、扶助金の支給を必要とした原因等の概要を記入すること。

様式26

損失補償費の状況

市町村名 昭島市

種類	実支出額 (円)	積算基礎	備考
計			

- (注) 1 「種類」欄には、法第26条の管理、使用、保管及び収容の別に区分して記入すること。
 2 「積算基礎」欄には、損失補償の額の積算基礎を記入すること。
 3 「備考」欄には、損失補償の概要を記入すること。

様式27

法 第 34 条 の 支 給 状 況

市町村名 昭島市

区 分	実 支 出 額			備 考
	員 数	単 価 (円)	金 額 (円)	
1 人 件 費				
(1) 旅 費				
(2) 役 務 費				
(3) 時間外勤務手当 及び深夜手当				
2 救護所設置費				
(1) 消耗器材費				
(2) 借上料				
3 救護諸費				
(1) 薬剤費				
(2) 衛生材料費				
(3) その他の消耗品費				
4 輸送費				
(1) 輸送費				
(2) 修繕費				
(3) 借上料				
(4) 燃料費				
5 人夫賃				
(1) 医 療				
(2) 助 産				
(3) 死体処理				
6 扶助賃				
7 事務賃				
(1) 消耗品費				
(2) 電話料				
(3) 電報料				
計				

(注) 「区分」欄には、適宜必要な欄を設けて費目別に記入すること。

資料 17 都被害概況報告様式（本文 3-3-5 頁）

No. 1 被害概況速報

地区名

被害の種類								
災害の発生地区								
災害発生年月日								
報告の時限								
報告責任者								
人的被害	死者							
	行方不明者							
	重傷者							
	軽傷者							
	計							
道路の被害	道路破損	箇所	河川の被害	河川決壊	箇所	その他被害	がけ崩れ	箇所
	道路冠水	箇所		河川溢水	箇所			
	通行不能	箇所		下水溢水	箇所			
その他の特記事項								

No. 2 被害状況調

区市町村名

被害の状況		地区名	地区	地区	地区	地区	計	
		人的被害	死者					
行方不明								
負傷	重傷							
	軽傷							
	小計							
住家の被害	棟数	全壊・全焼又は流失						
		半壊又は半焼						
		一部破損						
		床上浸水						
		床下浸水						
	世帯及び人員	全壊・全焼又は流失	世帯					
			人員					
		半壊又は半焼	世帯					
			人員					
		一部破損	世帯					
			人員					
		床上浸水	世帯					
			人員					
		床下浸水	世帯					
人員								
災害発生日			年 月 日					

No. 3 世帯構成員別被害状況

年 月 日 時現在

区市町村名

世帯構成員別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯	計	小学生	中学生	高校生
被害別														
全壊・全焼														
流失														
半壊・半焼														
床上浸水														

No. 4 災害救助費概算額調

種 目 別 区 分	員 数	単 価	金 額	備 考
1 救助費		円	円	
(1) 収容施設供与費				
避難所設置費	延 人			
応急仮設住宅設置費	戸			
(2) 炊出しその他による食品給与費	延 人			
(3) 飲料水供給費	延 人			
(4) 被服寝具その他生活必需品給(貸)与費	世 帯			員数内識別表のとおり
(5) 医療費及び助産費	延 人			
医療費	延 人			
助産費	延 人			
(6) 災害にかかった者の救出費	人			
(7) 住宅の応急修理費	世 帯			
(8) 生業資金の貸与費	世 帯			
(9) 学用品の給与費	人			員数内識別表のとおり
小学校児童	人			うち教科書 円
中学校生徒	人			うち教科書 円
高等学校等生徒	人			うち教科書 円
(10) 埋葬費	体			
大人	体			
小人	体			
(11) 死体の搜索費	体			
(12) 死体の処理費	体			
(13) 障害物の除去費	世 帯			
(14) 輸送費				
(15) 人夫費				
2 実費弁償費	人			
3 扶助費	件			
4 損失補償費	件			
6 法第34条の補償費				
7 法第35条の求償に対する支払費				
合 計				

別 表 世帯構成員別被害状況

世帯構成員別 被害別	1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人世帯	7 人世帯	8 人世帯	9 人世帯	10 人世帯 以上	計	小学生	中学生	高校生
全壊(焼)流出											世帯	円	円	円
半壊(焼) 床上浸水														

資料 18 日毎の記録を整理するために必要な書類（都総務局）（本文 3-3-5 頁）

No. 1 救助実施記録日計票

救助の実施記録日計票					
救助の 種類	避難所	炊出し等	飲料水	生活必需品	_____ 区市町村 _____
	医療救護	助産	仮設住宅	住宅修理	責任者氏名 _____ 印 _____
	救護班	学用品等	死体捜索	死体処理	
	本部班	死体埋葬	障害物除去	輸送	
	労務供給				
No. _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分					
員数（世帯）					
品目（数量・金額）					
受入先					
払出先					
場 所					
方 法					
記 事					

救助総括様式 No. 2 救助日報

報告機関				受信機関				
送信者				受信者				
報告期限		年 月 日 時現在		受信時間		年 月 日 時現在		
避難場所開設	開設期間	開設日時	日 時	被服寝具生活必需品給与	都より受入又は前日よりの繰越量		点	
		閉鎖予定日	月 日					
	既存建物	箇所数	箇所		本日支給	全壊(焼)流出	世帯数	()世帯
		収容人員	人			世帯数	世帯数	点
野外仮設	箇所数	箇所	半壊半焼床上浸水	世帯数		世帯数	()世帯	
	収容人員	人	翌日への繰越量		点			
炊出し	炊出期間	開始月日	月 日	医療班	医療班出動数		ヶ班	
		終了予定日	月 日		救助地区			
	炊出し箇所数		箇所		診療者数	医療	人	
	救出人員	朝	人			助産	人	
		昼	人	医療機関	医療	施設数	ヶ所	
		夜	人		診療人員	人		
		計	人	助産	施設数	ヶ所		
	供給人員		人	救助終了予定月日		月 日		
	供給水量		?	救出地区				
	給水期間	開始月日	月 日	救助した人員		人		
終了予定日		月 日	今後救出を要する人員		人			
給水方法			救出終了予定月日		月 日			
			救出の方法					

救助総括様式 No. 2 救助日報

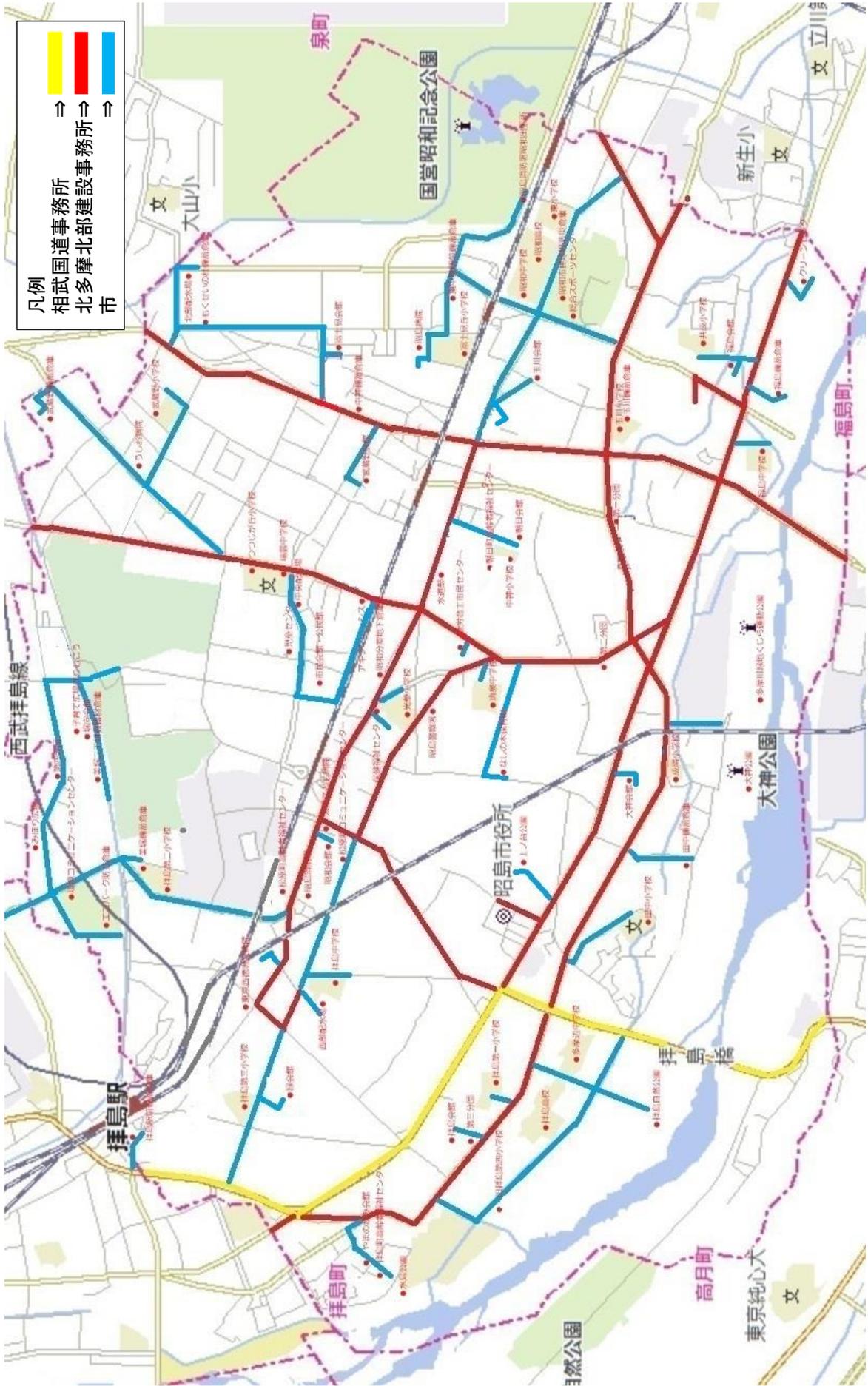
学用品支給	都より受入又は前日よりの繰越量			死体の処理	死亡原因別人員		体	
	小学生	全壊（焼）世帯	()人		死体処理	死体洗浄		体
		半壊（焼）世帯	()人			死体縫合		体
		床上浸水世帯	()人			死体消毒		体
	中学生	全壊（焼）世帯	()人		死体保存	既存建物利用		ヶ所
		半壊（焼）世帯	()人			仮設建物		ヶ所
	高校生	全壊（焼）世帯	()人		死体処理機関			
		半壊（焼）世帯	()人		今後処理を要する死体		体	
	翌日への繰越量				点	死体処理終了予定月日		月 日
	埋葬	前日までの埋葬				障害物の除去	要障害物除去戸数	
本日埋葬		大人	月 日	本日除去した戸数			(計戸) 戸	
		小人		今後除去する戸数			戸	
		計	月 日	除去終了予定月日			月 日	
翌日以降の要埋葬数			公用車使用	台				
埋葬終了予定月日			月 日	借上車使用		台		
死体の搜索	搜索地区			輸送	救助の種類			
	死体	検索を要する死体					人	
		本日発見死体					人	
		今後の要搜索死体					人	
搜索方法				人夫雇上げ数				
搜索終了予定月日			月 日	人夫	従事業業			
仮設住宅	着工月日	戸 月 日			その他			
	竣工月日	戸 月 日		備考				
住宅修理	着工月日	戸 月 日						
	竣工月日	戸 月 日						

No. 3 災害救助法に基づく救助措置及び救助費報告

報告主幹局	項目	救 助 措 置				救助費（千円）	
福祉保健局	避難所	カ所・		人			
都市整備局	応急仮設住宅			戸			
福祉保健局	炊出し	カ所・		人			
水道局	飲料水			人			
福祉保健局	被服寝具等	全壊・流出	半壊・床上				
		世帯		世帯			
福祉保健局	医療	救護班	病院診療所	診療人員			
		班	カ所	人			
	助産	カ所・		人			
警視庁 東京消防庁	救出			人			
都市整備局	住宅の修理			戸			
教育庁	学用品	教科書	小学生	人	学用品	小学生	人
			中学生	人		中学生	人
建設局	埋葬	大人	体	小人	体		
総務局	死体捜索						
福祉保健局	死体の処理	洗浄	消毒	保存	検索		
		体	体	体	体		
建設局	障害物の除去			戸			
各局	輸送			人			
	人夫						
	法34条の補償						
	事務費						

(注) 報告主幹局は、項目ごとに、毎日正午までに区市町村別に前日分を取りまとめて報告すること。

資料 19 緊急道路等障害物除去路線図



資料 20 応急危険度判定調査表（建物）

木造建築物の応急危険度判定調査表

集計欄は数字で記入

木

整理番号 _____ 調査日時 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 調査回数 _____ 回目
 調査者氏名（都道府県/No） _____ (_____ / _____)
 _____ (_____ / _____)

整理番号

建築物概要

- 1 建築物名称 _____ 1.1 建築物番号 _____
 2 建築物所在地 _____ 2.1 住宅地図整理番号 _____
 3 建築物用途 1.戸建て専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 6.事務所
 7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場
 12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他 (_____)
 4 構造形式 1.在来軸組構法 2.枠組(壁)構法(クハノイフナ) 3.プレファブ 4.その他 (_____)
 5 階数 1.平屋 2.2階建て 3.その他 (_____)
 6 建築物規模 1階寸法 約 a _____ m × b _____ m

建築物番号

住宅地図整理番号

3

4

5

ア

イ

木
造

調査 調査方法：（1. 外観調査のみ実施 2. 内観調査も併せて実施）

- 1 一見して危険と判定される。（該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ）

調査方法

1. 建築物全体又は一部の崩壊・落階	2. 基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3. 建築物全体又は一部の著しい傾斜	4. その他 (_____)

1

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1. 危険無し	2. 不明確	3. 危険あり
②構造躯体の不同沈下	1. 無し又は軽微	2. 著しい床、屋根の落ち込み、浮き上がり	3. 小屋組の破壊、床全体の沈下
③基礎の被害	1. 無被害	2. 部分的	3. 著しい（破壊あり）
④建築物の1階の傾斜	1. 1/60以下	2. 1/60～1/20	3. 1/20超
⑤壁の被害	1. 軽微なひび割れ	2. 大きな亀裂、剥落	3. 落下の危険有り
⑥腐食・蟻害の有無	1. ほとんど無し	2. 一部の断面欠損	3. 著しい断面欠損
危険度の判定	1. 調査済み 全部Aランクの場合（要内観調査）	2. 要注意 Bランクが1以上ある場合	3. 危険 Cランクが1以上ある場合

①

②

③

④

⑤

⑥

判定

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①瓦	1. ほとんど無被害	2. 著しいずれ	3. 全面的にずれ、破損
②窓枠・窓ガラス	1. ほとんど無被害	2. 歪み、ひび割れ	3. 落下の危険有り
③外装材 湿式の場合	1. ほとんど無被害	2. 部分的なひび割れ、隙間	3. 顕著なひび割れ、剥離
④外装材 乾式の場合	1. 目地の亀裂程度	2. 板に隙間が見られる	3. 顕著な目地ずれ、板破壊
⑤看板・機器類	1. 傾斜無し	2. わずかな傾斜	3. 落下の危険有り
⑥屋外看板	1. 傾斜無し	2. わずかな傾斜	3. 明瞭な傾斜
⑥その他 (_____)	1. 安全	2. 要注意	3. 危険
危険度の判定	1. 調査済み 全部Aランクの場合	2. 要注意 Bランクが1以上ある場合	3. 危険 Cランクが1以上ある場合

①

②

③

④

⑤

⑥

⑦

判定

総合判定（調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。）

総合判定

1. 調査済（緑） 2. 要注意（黄） 3. 危険（赤）

コメント（構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。）

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

鉄骨造建築物の応急危険度判定調査表

集計欄は数字で記入

S

整理番号 _____ 調査日時 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 調査回数 _____ 回目
 調査者氏名（都道府県/No） _____ (_____ / _____)
 _____ (_____ / _____)

建築物概要

- 1 建築物名称 _____ 1.1 建築物番号 _____
 2 建築物所在地 _____ 2.1 住宅地図整理番号 _____
 3 建築物用途 1.戸建て専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 6.事務所
 7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場
 12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他 (_____)
 4 構造形式 1.ラーメン構造 2.ブレース構造 3.プレファブ 4.その他 (_____)
 5 階数 地上 _____ 階 地下 _____ 階
 6 建築物規模 1階寸法 約 ア _____ m × イ _____ m

建築物番号

住宅地図整理番号

3

4

地上 _____ 階

地下 _____ 階

ア _____ m

イ _____ m

調査 調査方法：（1. 外観調査のみ実施 2. 内観調査も併せて実施）

- 1 一見して危険と判定される。（該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ）

1. 建築物全体又は一部の崩壊・落階	2. 基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3. 建築物全体又は一部の著しい傾斜	4. その他 (_____)

調査方法

1

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク	
①隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1. 危険無し	2. 不明確	3. 危険あり	
②不同沈下による建築物全体の傾斜	1. 1/300 以下	2. 1/300～1/100	3. 1/100 超	
③建築物全体又は一部の傾斜				
傾斜を生じた階の上の階数が1階以下の場合	1. 1/100 以下	2. 1/100～1/30	3. 1/30 超	
傾斜を生じた階の上の階数が2階以上の場合	1. 1/200 以下	2. 1/200～1/50	3. 1/50 超	
被害最大の階（階）	④部材の座屈の有無	1. 無し	2. 局部座屈あり	3. 全体座屈あるいは著しい局部座屈
	⑤筋違の破断率	1. 20%以下	2. 20%～50%	3. 50%超
	⑥柱梁接合部及び継手の破壊	1. 無し	2. 一部破断あるいは亀裂	3. 20%以上の破断
	⑦柱脚の破損	1. 無し	2. 部分的	3. 著しい
	⑧腐食の有無	1. ほとんど無し	2. 各所に著しい錆	3. 孔所が各所に見られる
危険度の判定	1. 調査済み 全部Aランクの場合 (要内観調査)	2. 要注意 Bランクが3以内の 場合	3. 危険 Cランクが1以上又はBランク が4以上	

①

②

③

被害最大の階

階

④

⑤

⑥

⑦

⑧

判定

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①屋根材	1. ほとんど無被害	2. 著しいずれ	3. 全面的にずれ、破損
②窓枠・窓ガラス	1. ほとんど無被害	2. 歪み、ひび割れ	3. 落下の危険有り
③外装材 湿式の場合	1. ほとんど無被害	2. 部分的なひび割れ、隙間	3. 顕著なひび割れ、剥離
④外装材 乾式の場合	1. 目地の亀裂程度	2. 板に隙間が見られる	3. 顕著な目地ずれ、板破壊
⑤看板・機器類	1. 傾斜無し	2. わずかな傾斜	3. 落下の危険有り
⑥屋外看板	1. 傾斜無し	2. わずかな傾斜	3. 明瞭な傾斜
⑥その他 (_____)	1. 安全	2. 要注意	3. 危険
危険度の判定	1. 調査済み 全部Aランクの場合	2. 要注意 Bランクが1以上ある場 合	3. 危険 Cランクが1以上ある場 合

①

②

③

④

⑤

⑥

⑦

判定

総合判定（調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。）

1. 調査済（緑） 2. 要注意（黄） 3. 危険（赤）

総合判定

コメント（構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。）

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物等の応急危険度判定調査表

集計欄は数字で記入

RC

整理番号 _____ 調査日時 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 調査回数 _____ 回目
 調査者氏名 (都道府県/No) _____ (_____ / _____)

整理番号

建築物概要

- 1 建築物名称 _____ 1.1 建築物番号 _____
 2 建築物所在地 _____ 2.1 住宅地図整理番号 _____
 3 建築物用途 1.戸建て専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 6.事務所
 7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場
 12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他 (_____)
 4 構造種別 1.鉄筋コンクリート造 2.プレキャストコンクリート造 3.ブロック造
 4.鉄骨鉄筋コンクリート造 5.混構造 (_____) と (_____)
 5 階数 地上 _____ 階 地下 _____ 階
 6 建築物規模 1階寸法 約 _____ m × _____ m

建築物番号

住宅地図整理番号

3 _____
 4 _____
 地上 _____ 階
 地下 _____ 階
 ア _____ m
 イ _____ m

調査 調査方法: (1. 外観調査のみ実施 2. 内観調査も併せて実施)

1 一見して危険と判定される。(該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ)

1. 建築物全体又は一部の崩壊・落階	2. 基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3. 建築物全体又は一部の著しい傾斜	4. その他 (_____)

調査方法

1

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

		Aランク	Bランク	Cランク
判定(1)	① 損傷度Ⅲ以上の損傷部材の有無	1. 無し	2. あり	<input type="text"/>
判定	② 隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1. 危険無し	2. 不明確	3. 危険あり
	③ 地盤破壊による建築物全体の沈下	1. 0.2m以下	2. 0.2m~1.0m	3. 1.0m超
	④ 不同沈下による建築物全体の傾斜	1. 1/60 以下	2. 1/60~1/30	3. 1/30 超
	柱の被害 [下記⑤⑥の調査階 (被害最大の階) _____ 階] (壁構造の場合は柱を壁の長さに読みかえる)			
	⑤ 損傷度Ⅴの柱本数/調査柱本数	損傷度Ⅴの柱総数 _____ 本	調査柱 _____ 本 (調査率 _____ %)	
(2)	判定(2)	1. 調査済 全部Aランクの場合	2. 要注意 Bランクが1の場合	3. 危険 Cランクが1以上又はBランクが2以上
	危険度の判定 判定(1)と判定(2)のうち大きな方の危険度で判定する			
		1. 調査済み (要内観調査)	2. 要注意	3. 危険

判定(1)

①

②

③

④

柱の被害最大の階

⑤

⑥

判定(2)

判定

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

		Aランク	Bランク	Cランク
① 窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	2.歪み、ひび割れ	3.落下の危険有り	
② 外装材 (モルタル・タイル・石貼り等)	1.ほとんど無被害	2.部分的なひび割れ、隙間	3.顕著なひび割れ、剥離	
③ 外装材 (ALC板・PC板・金属・ブロック等)	1.目地の亀裂程度	2.板に隙間が見られる	3.顕著な目地ずれ、板破壊	
④ 看板・機器類	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.落下の危険有り	
⑤ 屋外看板	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜	
⑥ その他 (_____)	1.安全	2.要注意	3.危険	
危険度の判定		1.調査済み 全部Aランクの場合	2.要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合

①

②

③

④

⑤

⑥

判定

総合判定 (調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。)

1. 調査済 (緑) 2. 要注意 (黄) 3. 危険 (赤)

総合判定

コメント (構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。)

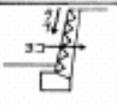
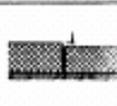
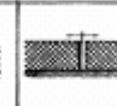
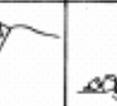
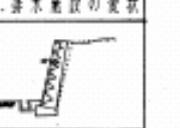
コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

RC造

資料 21 応急危険度判定調査表（宅地）

（様式－1）

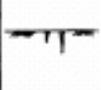
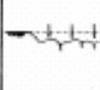
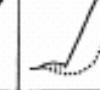
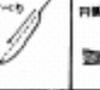
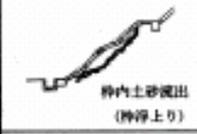
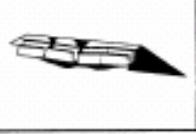
擁壁被害状況調査・危険度判定票

調 査 票		調査日時		年	月	日	時	調査番号	
		地震名又は降雨災害名							
被害発生場所		都道府県		市郡		区町村			
		地区 団地		丁目		番 号			
所有者・管理者氏名			記入者氏名			TEL:			
所有者・管理者の連絡先 TEL:			居住者への説明			<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未了 <input type="checkbox"/> 居住者不在 <input type="checkbox"/> 老人独居住宅			
＜被災状況図＞								応急措置 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未了	
1. クラック	2. 水平稼断	3-1. 不同沈下	3-2. 地目の露き	4. ハラミ	5-1 傾 斜	5-2 倒 壊	6. 擁壁の折損	7. 崩 壊	
									
8. 露出し床版付擁壁の支柱の損傷			9. 空石積擁壁の崩壊・傾斜		11. 排水施設の変状				
									
								建物、道路との位置関係 	
【平面図】					【断面図】				
被災写真の有無		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有→写真番号〔 _____ 〕							
特 記 事 項									

擁壁の基礎的条件	擁壁の種類	<input type="checkbox"/> コンクリート系擁壁	<input type="checkbox"/> L(逆T)型 <input type="checkbox"/> もたれ式 <input type="checkbox"/> その他[]	<input type="checkbox"/> 重力式	<input type="checkbox"/> 増積み擁壁	増積部分[] 擁壁部分[] 全擁壁高 m; 増積高 m																			
		<input type="checkbox"/> 練石積擁壁	<input type="checkbox"/> 間知石 <input type="checkbox"/> その他[]	<input type="checkbox"/> コンクリートブロック	<input type="checkbox"/> 二段擁壁	上部[] 下部[] 上部高 m; 下部高 m																			
		<input type="checkbox"/> 空石積擁壁	<input type="checkbox"/> 玉石積 <input type="checkbox"/> 間知石 <input type="checkbox"/> その他[]	<input type="checkbox"/> くずれ石積	<input type="checkbox"/> 張り出し床版付擁壁	<input type="checkbox"/> その他[] 擁壁の設置条件 <input type="checkbox"/> 切土・盛土境 <input type="checkbox"/> 軟弱地盤上 <input type="checkbox"/> 他 <input type="checkbox"/> 不明 擁壁の勾配 度																			
基礎点	住宅または道路がある (A)	①湧水	乾燥: 0 湿潤: 0.4 にじみ出し、流出: 0.8				基礎点計 ①+②+③																		
		②排水施設	・水抜孔有、天端排水溝有、表面水の浸透阻止 : 0 ・水抜孔有、天端は表面水が浸透しやすい : 0.4 ・水抜孔無、あっても数・寸法が不適当 : 0.8																						
		③高さ	H≤1m: 0 1m<H≤3m: 0.2 3m<H≤4m: 0.4 4m<H≤5m: 0.6 5m<H: 0.8																						
基礎点	住宅または道路がない (B)	①湧水	乾燥: 0 湿潤: 0.2 にじみ出し、流出: 0.4																						
		②排水施設	・水抜孔有、天端排水溝有、表面水の浸透阻止 : 0 ・水抜孔有、天端は表面水が浸透しやすい : 0.2 ・水抜孔無、あっても数・寸法が不適当 : 0.4																						
		③高さ	H≤1m: 0 1m<H≤3m: 0.1 3m<H≤4m: 0.2 4m<H≤5m: 0.3 5m<H: 0.4																						
区分	項目	程度	小						中						大										
変状形態と配点表	1 クラック	1	2	3	4	5	2.5	3.5	4	5	7	4	5	6	7	8									
	2 水平移動	2	2.5	3.5	4	6	3.5	4	4.5	5	7	5	5.5	6	7	9									
	3 不同沈下・目地の開き	3	3.5	4	5	7	4.5	5	6	7	9	6	7	8	9	10									
	4 ハラミ		4.5	5	6	8		6	7	8	9		8	9	10	10									
	5 傾斜・倒壊	5	5.5	6	7	8	7	8	8	9	10	8	9	10	10	10									
	6 擁壁の折損	6	6.5	7	8	9	7	8	9	9	10	8	9	10	10	10									
	7 崩壊		9	9	10	10		10	10	10	10		10	10	10	10									
	8 張り出し床版付擁壁の支柱の損傷					7					9					10									
	9 基礎及び基礎地盤の被害																								
	10 排水施設の変状				3						5					7									
	11 擁壁背面の水道管等破裂															10									
	変状の程度 大・中・小の概要説明	項目	程度	小						中						大									
1 クラック(幅)			2mm未満のクラックはあるが、機能上の支障なし(コンクリート系擁壁の場合2mm未満)						2mm~2cm未満(コンクリート系擁壁の場合2mm~5mm未満)						2cm以上(コンクリート系擁壁の場合5mm以上)										
2 水平移動(伸縮目地前後のずれ)			5mm未満の隙間(変位)がある						5mm~5cm未満の隙間(変位)がある						5cm以上の隙間(変位)がある。										
3 不同沈下・目地の開き(目地上下・左右の開き)			5mm未満の目地上下のずれ又は目地の開きがある。						5mm~5cm未満の目地上下のずれ又は目地の開きがある。						5cm以上の目地上下のずれ又は目地の開きがあり、滑動、転倒のおそれがある。										
4 ハラミ(デジョンクラック・ずれ・中抜け)			小規模のハラミ及び中抜け(積石が1~2個抜け落ちる)						宅地地盤にデジョンクラック無し円弧すべりのおそれ無し						宅地地盤にデジョンクラック有り円弧すべりのおそれ有り										
5 傾斜・倒壊			擁壁が前面地盤に対し垂直以下。(コンクリート系擁壁の場合:天端5cm未満の傾斜)						擁壁が前面地盤に対し垂直以上。(コンクリート系擁壁の場合:天端5cm以上の傾斜)						擁壁が前傾・倒壊してその機能を失っているもの										
6 擁壁の折損(横・斜めひびわれから起きるもの。はらんでいないが曲線的でなく、クラックを境に鈍角に折れている。)			クラックを境にわずかに角度をなしている。						クラックを境に明らかに角度をなしており、抜け石があり、裏込めコンクリートが見える。(コンクリート系擁壁の場合クラックを境に前方に傾斜している)						一見して大であると判るもの(コンクリート系擁壁の場合クラックを境に前傾している。又は、1mmでも剪断破壊があり、後傾している。)										
7 崩壊			中間辺りから上が滑っている。						基礎部を残して滑っている。						機能を果たしていない。										
8 張り出し床版付擁壁の支柱の損傷			支柱にひびが入っている。						支柱のコンクリートがはがれて鉄筋が見えている。						支柱の剪断破壊										
9 基礎及び基礎地盤の被害			大規模な沈下やクラックが生じている。																						
10 排水施設の変状			天端排水溝にずれ、欠損がある。又は、天端背面、舗装面にクラックが見られる。						左に加え擁壁のクラック又は目地からの湧水がある。						水抜孔の詰まり、破損があり、排水機能が失われている。										
11 擁壁背面の水道管等の破裂			破裂して水が流出している。																						
被害の判定値 (基礎点に上記の最大値を被害程度の点数を加えた点数とする。)		基礎点 + 被害点						☆被害程度の点数と危険度判定☆																	
		[] + [] = [] 点						小被害: 4.5点未満						当面は防災上問題なし											
								中被害: 4.5点以上~8.5点未満						制限付き立入。通行していれば避難											
								大被害: 8.5点以上						危険、要避難。立入禁止											
危険度判定		<input type="checkbox"/> 大 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 小																							
所見(記入者の意見)	緊急度	<input type="checkbox"/> 大 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 小 (人命・財産・交通の3点を判定基準とする。)																							
	拡大の見込	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 判断不可(備考:)																							

(様式-2)

宅地地盤/のり面・自然斜面被害状況調査・危険度判定票

調 査 票		調査日時	年	月	日	時	調査番号			
		地震名又は降雨災害名								
被害発生場所		都道府県			市郡		区町村			
		地区団地			丁目		番 号			
所有者・管理者氏名				記入者氏名		TEL:				
所有者・管理者の連絡先 TEL:				居住者への説明		<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未了 <input type="checkbox"/> 居住者不在 <input type="checkbox"/> 老人独居住宅				
<被災状況図>							応急措置 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未了			
宅地地盤					のり面・自然斜面					
1.クラック	2.陥没	3.沈下	4.段差	5.隆起	1.クラック	2-1.ハラミ	2-2.盤引き	3.ガリ侵食	4-1.滑落	4-2.崩壊
										
5. のり面保護工変状		6. 排水施設の変状								
										
		[平面図]		[断面図]						
被災写真の有無		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有→写真番号[]								
特記事項										

のり面・自然斜面の基礎的条件							
地盤	岩	<input type="checkbox"/> 軟岩 <input type="checkbox"/> 硬岩 <input type="checkbox"/> 不明	オーバーハング	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有			
	土砂	<input type="checkbox"/> 砂質土 <input type="checkbox"/> 礫質土 <input type="checkbox"/> 粘性土 <input type="checkbox"/> 不明	排水施設	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	(のり肩、小段排水)		
のり面高 (複合のり面は擁壁高含)	最大高	m(平均高 m)	のり面保護工	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 植生工 <input type="checkbox"/> 構造物			
		(うち擁壁高さ m)	擁壁配置	<input type="checkbox"/> のり面の上部 <input type="checkbox"/> のり面の中部			
のり面勾配	度			<input type="checkbox"/> のり面の下部 <input type="checkbox"/> 全面			
のり長さ	m		家屋の有無	上部 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	: 下部 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
変状形態と配点表							
宅 地 地 盤	変状形態のチェック(複数可)	小		中		大	
	1 クラック(幅)	3cm未満又は単数	1	3~15cm未満又は複数	2	15cm以上又は全面	3
	2 陥没(深さ)	15cm未満	1	15cm~25cm未満	2	25cm以上	3
	3 沈下(沈下量・規模)	20cm未満又は1宅地ごとの面積に対し10%未満	2	20~50cm未満又は1宅地ごとの面積に対し10~50%未満	3	50cm以上又は1宅地ごとの面積に対し50%以上	4
	4 段差(段差量)	20cm未満	3	20~50cm未満	4	50cm以上	5
	5 隆起(隆起量・規模)	10cm未満又は1宅地ごとの面積に対し10%未満	3	10~30cm未満又は1宅地ごとの面積に対し10~50%未満	4	30cm以上又は1宅地ごとの面積に対し50%以上	5
	6 湧水、噴砂	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有→+1点(上の点数に1点を加える)					
の り 面 ・ 自 然 斜 面	変状形態のチェック(複数可)	小		中		大	
	1 クラック(幅)	3cm未満又は単数	1	3~15cm未満又は複数	2	15cm以上又は全面	3
	2 ハラミ・盤ぶくれ(隆起量・規模)	10cm未満又は1宅地ごとのり面等面積に対し10%未満	3	10~30cm未満又は1宅地ごとのり面等面積に対し10~50%未満	4	30cm以上又は1宅地ごとのり面等面積に対し50%以上	5
	3 ガリー侵食	クラックなどが誘因となって雨滴による侵食が現れはじめた段階。	6	のり面の表土が雨裂に陥没するなど放置していると被害が広がるおそれのあるもの。	7	洞穴状や滝壺状にガリーが進展して家屋の基礎やのり面等の下側に被害を及ぼすような状態。	8
	4 滑落・崩壊	部分的な表層すべり、又はのり面上部の小崩壊。	7	表層すべりが進んでえぐり取られたような状態。放置すると拡大するおそれのあるもの、又はのり面中部までの崩壊。	8	全面的なすべり崩壊で、さらに拡大のおそれがあるもの、又はのり面底部を含む全崩壊。	9
	5 のり面保護工の変状(植生工は除く)	例えば、のり枠の間詰め陥没。又はコンクリート吹付工にわずかにテンションクラックが見られるが吹付工のずれは認められない程度。	7	例えば、のり枠の部分的な破損。又はコンクリート吹付工のクラック部分で陥没・ずれが見受けられる。	8	例えば、のり枠の浮上り破壊。又はコンクリート吹付工のラス金鋼が露出し、コンクリート吹付面にも破損が見受けられる。	9
	6 排水施設の変状	天端排水溝にずれ、欠損がある。又は、天端背面、舗装面にクラックが見られる。	3	左に加え、のり面のクラック、又は目地からの湧水がある。	5	排水溝が破断沈下するなど、排水機能が失われている。	7
	7 のり面内の水道管等の破裂	破裂して水が流出している。					8
8 湧水、落石・転石	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有→+1点(上の点数に1点を加える)						
被害の判定値 (上記の最大値を被害程度の点数とする)	<input type="checkbox"/> 大 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 小		☆被害程度の点数と危険度判定☆ 小被害: 1~3点(当面は防災上問題なし) 中被害: 4~7点(制限付き立入。進行していれば避難) 大被害: 8~10点(危険、要避難。立入禁止)				
危険度判定	<input type="checkbox"/> 大 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 小		(人命・財産・交通の3点を判断基準とする。)				
所見(記入者の意見)	緊急度	<input type="checkbox"/> 大 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 小					
	拡大の見込	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 判断不可(備考:)					

[参考(様式-3)] 擁壁・のり面の崩壊に伴う影響範囲図

地震名又は降雨災害名 調査番号

擁壁・のり面の危険度評価区分		影 響 範 囲 の 設 定	被災箇所 D_1 (m)											
<table border="1"> <tr><td>小</td><td>被</td><td>害</td></tr> <tr><td>中</td><td>被</td><td>害</td></tr> <tr><td>大</td><td>被</td><td>害</td></tr> </table>			小	被	害	中	被	害	大	被	害	被災範囲 D_2 (m) = $D_1 + H$		
			小	被	害									
中	被	害												
大	被	害												
擁 壁 ・ の り 面 条 件	擁壁 のり面 高さ H (m)	水 下 平 端 上 端	L_1 (m)	$\alpha < 45^\circ$: 0.6H										
	$45^\circ \leq \alpha < 60^\circ$: 0.9H													
	擁壁 のり面 勾配 α (°)		$\beta < 15^\circ$	L_2 (m)	$\alpha < 45^\circ$: H									
$45^\circ \leq \alpha < 60^\circ$: 1.5H														
地表面勾配 β (°)	$\beta \geq 15^\circ$	L' (m)	$\alpha < 45^\circ$: 0.4H											
			$45^\circ \leq \alpha < 60^\circ$: 0.6H											
			$60^\circ \leq \alpha$: H											

被災した擁壁・のり面と宅地・建物等の位置関係図

特記事項

資料 22 住家被害認定調査票

地震被害/水造/プレハブ用 (内閣府指針準拠)
住家被害調査票 <その1>

調査日時 西暦 20 年 月 日 時 分

居住者名 氏名
連絡先
住所者名 氏名
調査員名

物件所在地

1 全体概要

木造 1次

調査結果

1 地震 (中札) による被害と土崩れ被害による被害を比較して被害が大きい方を採用する

調査の調査点数は10-1又は1-20通り記入する。
※調査員が100mm以上の被害を認めれば10-1又は1-20通り記入する。
※調査員が100mm以上の被害を認めれば10-1又は1-20通り記入する。

調査番号

点検 (調査員記入、別紙裏面に「即ち付付る」)

十の位 一の位

2 図面等

図面等記入欄

メックJ番号 : 533
地図中心住所 : 東京都昭島市田中町1-17-1
災害ID : 13207008 R3真返りスト



2 地震被害調査票

木造 2次 1 地震動調査票

地震被害/木造・プレハブ用 (内閣府指針準拠) 住家被害調査票 <その1>

Header information form including survey date (西暦 20 年 月 日), time (時 分), and respondent details (居住者名, 連絡先).

判定結果 I 地震動(ゆれ)による被害. Flowchart with 10 steps (1-10) for determining damage based on seismic motion (揺れ).

詳細調査 部位の判定. Table for detailed damage assessment by part (部位), including columns for part name, ratio, and damage level (e.g., 10, 15, 5, 10, 15, 10).

判定結果 II 地震被害による被害. Summary table for damage assessment with columns for damage level and total score (合計).

判定結果 II 地震被害による被害. Flowchart with 6 steps (1-6) for determining damage based on structural characteristics (構造特性).

Table for damage assessment based on structural characteristics (構造特性による被害). Columns include part (部位), ratio (割合), and damage level (被害).

特記事項. Grid area for additional notes and a final total score (合計) box.

3-2 地震動補助票 2

被害状況記入欄 (ヒアリング内容や判断結果を記入)

Table with 12 rows for damage status recording, including categories like ⑥ 傾斜, ⑦ 変位, ⑧ 崩壊, ⑩ 外壁, ⑪ 柱(非耐力部), ⑫ 天井, and others.

柱と壁の比率算定シート (破壊部別の本数や損傷状態を「正」の字で記入して、本数率や被害率を算定する)

Column and wall ratio calculation sheet table with columns for column and wall counts and damage rates.

図面等記入欄

Large grid area for drawing and other information input.

木造 2次 3-1 地震動補助票 1

地震被害/木造・プレハブ用 (内閣府指針準拠) 住家被害調査票 <#02>

Header table for the housing damage survey form, including fields for survey type, main structure, and other details.

*11 傾倒の被害状況は、図面に記載した傾倒の方向に、図面を縦向きに記入してください。

Main body table for damage assessment, categorized by structure type (木造, 鉄骨, 鉄骨コンクリート, 鉄骨鋼管, 鉄骨鉄筋コンクリート) and damage level (軽微, 中等, 大).

Summary table for damage status, including counts and percentages for various damage types.



非木造 2次 地震被害調査票

地震被害/非木造用 (内閣府指針準拠) 住家被害調査票 <その1>

Header form containing survey date, residence name, address, and contact information.

Main survey flowchart for I: Earthquake (quake) damage assessment, including decision steps and a detailed damage assessment table with columns for damage type and percentage.

Final assessment form for I, including a QR code, a grid for recording damage counts, and a total score calculation section.

2 地震被害調査票

Main survey flowchart for II: Earthquake damage assessment, including decision steps and a detailed damage assessment table with columns for damage type and percentage.

Final assessment form for II, including a QR code, a grid for recording damage counts, and a total score calculation section.

木造1次 3-1 水害調査票

水害被害 / 木造・プレハブ用 (内閣府指針準拠) 住家被害調査票 (その2)

II 地盤被害による被害

START ▶

① 住家に浸水や地盤被害による被害はある？
 ② 罹災地域、罹災世帯の発生はある？
 ③ 地盤被害は、住家の一部に被害が生じたか(浸水している)？
 ④ 戸建ての1〜2階建てに被害は発生しているか？

⑤ 外観・構造上の被害や被害が観察されたか？
 (外観・構造上の被害や被害が観察されたか？)

⑥ 浸水被害による判定
 ⑦ 判定結果の比較

⑧ 被害の程度を判定するための判定基準
 (浸水被害による判定)

浸水被害	罹災の被害割合	判定結果
浸水被害 浸水被害発生 浸水被害発生	罹災の被害割合	判定結果
浸水被害発生以外の 浸水被害発生	罹災の被害割合	判定結果

判定結果
 100%以上
 75%以上
 50%以上
 20%以上
 10%未満
 判定なし

最終的な判定結果を記入する。

3-2 地盤被害調査票 (第1次調査票)

II 地盤被害による被害

① 1から④まで、回答内容のすべてが正しいか？
 ② 地盤被害による被害は、住家の一部に被害が生じたか？
 ③ 外観・構造上の被害や被害が観察されたか？
 ④ 浸水被害による判定

⑤ 浸水被害による判定
 ⑥ 判定結果の比較

⑦ 判定結果の比較
 (浸水被害による判定)

⑧ 被害の程度を判定するための判定基準
 (浸水被害による判定)

浸水被害	罹災の被害割合	判定結果
浸水被害発生 浸水被害発生 浸水被害発生	罹災の被害割合	判定結果
浸水被害発生以外の 浸水被害発生	罹災の被害割合	判定結果

判定結果
 100%以上
 75%以上
 50%以上
 20%以上
 10%未満
 判定なし

最終的な判定結果を記入する。

外力による一定以上の損傷とは

震害、被災、被害の発生状況、互換性の有無が判明することによる損傷、下記に該当する損傷率50%~100%(罹災率~V)の損傷(浸水による損傷を除く)

判定結果	判定基準	被害の程度
100%	【浸水被害】(浸水被害)被害発生している。	【被害割合】被害発生している。
75%	【浸水被害】(浸水被害)被害発生している。	【被害割合】被害発生している。
50%	【浸水被害】(浸水被害)被害発生している。	【被害割合】被害発生している。

3-2 詳細補助票

Table with columns for construction method (e.g., 柱, 耐力壁), damage level (e.g., 0, 1, 2, 3, 4, 5), and total score. It includes detailed criteria for damage assessment under various categories like ④ 耐力壁 and ⑤ 柱.

3-1 詳細調査票

非木造
水害被害/非木造用(内閣府指針準拠)
住家被害調査票<その2>

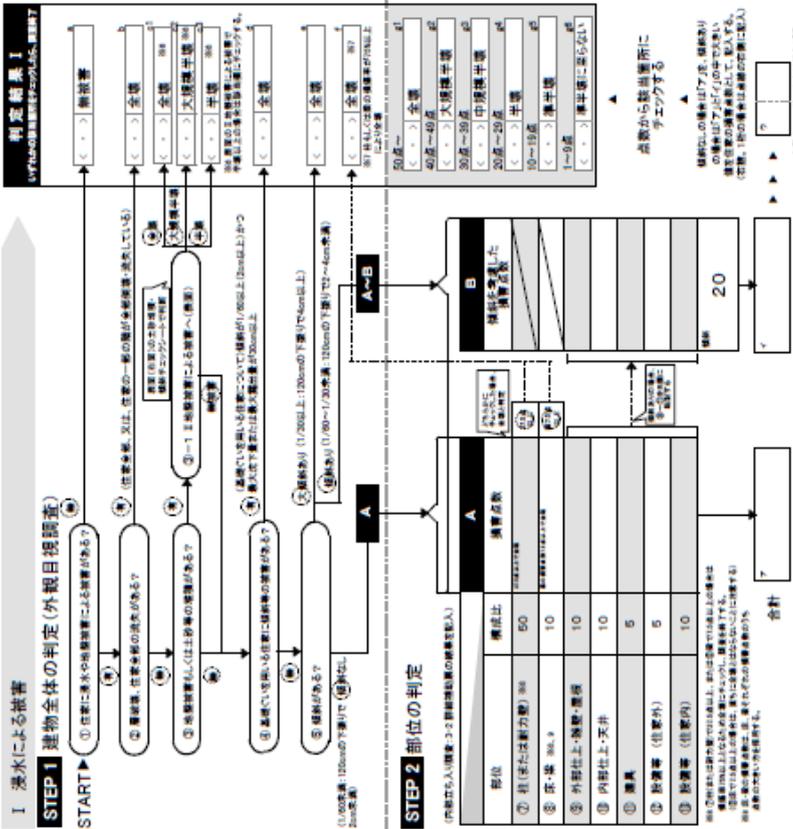


Table for '被害状況記入欄(ヒアリング内容や判断根拠を記入)'. It lists damage types like ②-3 屋根, ③-1 内廊仕上, ③-2 天井, etc., with fields for damage level and count.



水害被害/水害・プレハブ用(内閣府指針準拠) 住家被害調査票<その1>

調査日時 西暦 20 年 月 日 時 分
居住者名 姓 名
住所 町 丁目 番 号
調査員名

STEP1 建物全体の判定 (外観目視調査)
START ① 屋根に水や雨漏れによる被害がある?
② 窓枠、自家全体の腐敗がある?
③ 階間壁もしくは土留壁の腐敗がある?
④ 1階で1-2階間での傾斜、歪みがある?
⑤ 傾斜が確認している?
⑥ 傾斜がある?

STEP2 部位の判定 (内観目視調査)
A 壁面 B 天井 C 床 D 柱 E 屋根 F 土留壁 G 基礎
⑦ 腐敗 ⑧ 腐敗 ⑨ 腐敗 ⑩ 腐敗
⑪ 歪み(傾斜) ⑫ 歪み ⑬ 歪み ⑭ 歪み ⑮ 歪み ⑯ 歪み

判定結果
漏水被害区分 n.1
漏水区分 <床下漏水> <床上漏水>
調査員名
調査員番号

2 地盤被害調査票 (第2次調査票)

II 地盤被害による被害
①-1から ①-1から ①-1から
II-4 上部地盤・傾斜スウェッチートによる判定
II-5 全壊
II-6 1階の床面積 (m2)
II-7 II-4の結果にしたがってH1~H6から1つを選択し、該当箇所(床面)に左側の部位の判定結果(ア~イ)種、ア~イ種(種)を転記して合計を算出する。

Table with columns: 部位 (7 腐敗, 8 腐敗, 9 腐敗, 10 外壁, 11 歪み(傾斜), 12 天井, 13 内壁, 14 腐敗, 15 床(傾斜), 16 腐敗), 傾斜比, H1-H6, H7, H8

特記事項
0. 調査員氏名(住所)
1. 調査員番号



2 地盤調査調査票

(※2-2の調査結果を参照)

II 地盤調査による結果



表1 調査票欄 (m) は 120cm の下りの番号

表2 土砂探検の結果及びその周辺に1層に転記している場合は、断面①~④の判定結果に基づき、調査票H1~H8の中から最も適切な調査票を選択し、転記する。

表3 調査票の割合 (R) の算定式

表4 調査票による結果は調査票H4~H8

表5 調査票欄 (m) は 120cm の下りの番号

表6 土砂探検の結果及びその周辺に1層に転記している場合は、断面①~④の判定結果に基づき、調査票H1~H8の中から最も適切な調査票を選択し、転記する。

表7 調査票の割合 (R) の算定式

表8 調査票による結果は調査票H4~H8

部位	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8
① 柱まわりの耐力壁	50							
② 基礎	10	10	10	10	10	10	10	10
③ 外周土上・基礎・基礎	10	10	10	10	10	10	10	10
④ 内周土上・天井	10	10	10	10	10	10	10	10
⑤ 器具	5							
⑥ 壁脚等 (柱内外)	5							
⑦ 壁脚等 (柱内外)	10							
⑧ 天井								
⑨ 床								
⑩ 壁								
⑪ 床下								
⑫ 天井								
⑬ 壁								
⑭ 床								
⑮ 天井								
⑯ 壁								
⑰ 床								
⑱ 天井								
⑲ 壁								
⑳ 床								
㉑ 天井								
㉒ 壁								
㉓ 床								
㉔ 天井								
㉕ 壁								
㉖ 床								
㉗ 天井								
㉘ 壁								
㉙ 床								
㉚ 天井								
㉛ 壁								
㉜ 床								
㉝ 天井								
㉞ 壁								
㉟ 床								
㊱ 天井								
㊲ 壁								
㊳ 床								
㊴ 天井								
㊵ 壁								
㊶ 床								
㊷ 天井								
㊸ 壁								
㊹ 床								
㊺ 天井								
㊻ 壁								
㊼ 床								
㊽ 天井								
㊾ 壁								
㊿ 床								
合計								

特記事項

(調査票下部1行目を参照)

調査票下部1行目

1 全体概要

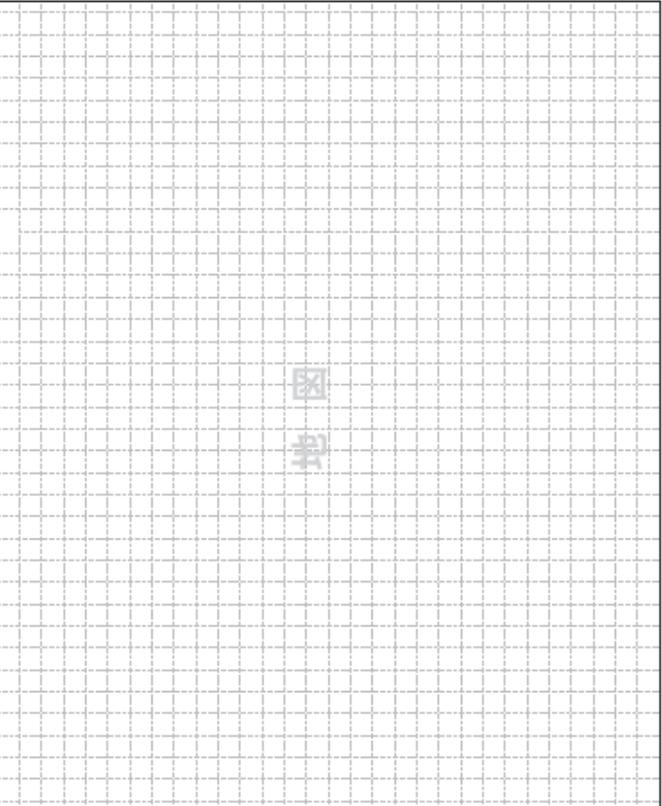
非木造(再) 住家被害調査票 <その1>

調査日時 西暦 20 年 月 日 時 分

居住者名 連絡先 住所 調査先 調査員名

物件所在地

調査票記入欄



調査結果

調査結果欄 (結果を記入し、調査票欄に「印」を付けてください)

調査結果欄 (結果を記入し、調査票欄に「印」を付けてください)

調査結果欄 (結果を記入し、調査票欄に「印」を付けてください)

調査結果欄 (結果を記入し、調査票欄に「印」を付けてください)

調査結果欄 (結果を記入し、調査票欄に「印」を付けてください)

水害被害/非水害用(内閣府指針準拠) 住家被害調査票 <その2>

I 浸水による被害

STEP 1 損傷全体の判定 (外観目視調査)

START ▶

① 住家に浸水や地盤沈下による被害があるか？

② 被害種別、住居形態の判定があるか？

③ 被害種別を問わず土台被害の判定があるか？

④ 壁や天井の剥離・浮き・崩壊の判定があるか？

⑤ 傾斜があるか？

⑥ 大被害あり (100点) / 中被害 (50点) / 小被害 (20点) / 被害なし (0点)

STEP 2 部位の判定

⑦ 傾斜比

⑧ 住(または部分)力

⑨ 外壁土上・屋根・階段

⑩ 内壁土上・天井

⑪ 階裏

⑫ 階裏 (壁体外)

⑬ 階裏 (壁体内)

⑭ 床

⑮ 天井

⑯ 天井裏

⑰ 天井裏 (天井内)

⑱ 天井裏 (天井外)

⑲ 天井裏 (天井外)

⑳ 天井裏 (天井外)

㉑ 天井裏 (天井外)

㉒ 天井裏 (天井外)

㉓ 天井裏 (天井外)

㉔ 天井裏 (天井外)

㉕ 天井裏 (天井外)

㉖ 天井裏 (天井外)

㉗ 天井裏 (天井外)

㉘ 天井裏 (天井外)

㉙ 天井裏 (天井外)

㉚ 天井裏 (天井外)

㉛ 天井裏 (天井外)

㉜ 天井裏 (天井外)

㉝ 天井裏 (天井外)

㉞ 天井裏 (天井外)

㉟ 天井裏 (天井外)

㊱ 天井裏 (天井外)

㊲ 天井裏 (天井外)

㊳ 天井裏 (天井外)

㊴ 天井裏 (天井外)

㊵ 天井裏 (天井外)

㊶ 天井裏 (天井外)

㊷ 天井裏 (天井外)

㊸ 天井裏 (天井外)

㊹ 天井裏 (天井外)

㊺ 天井裏 (天井外)

㊻ 天井裏 (天井外)

㊼ 天井裏 (天井外)

㊽ 天井裏 (天井外)

㊾ 天井裏 (天井外)

㊿ 天井裏 (天井外)

被覆状況記入欄 (ヒアリング内容や写真撮影記入)

⑤ 傾斜

⑦ 柱(または耐力壁)

⑧ -1 床

⑧ -2 床

⑨ -1 内壁土上

⑨ -2 階裏

その他

合計

⑨ -3 階裏

⑩ -1 内壁土上

⑩ -2 天井

⑪ 階裏

⑫ 階裏

⑬ 階裏

⑭ 床

⑮ 天井

⑯ 天井

⑰ 天井

⑱ 天井

⑲ 天井

⑳ 天井

㉑ 天井

㉒ 天井

㉓ 天井

㉔ 天井

㉕ 天井

㉖ 天井

㉗ 天井

㉘ 天井

㉙ 天井

㉚ 天井

㉛ 天井

㉜ 天井

㉝ 天井

㉞ 天井

㉟ 天井

㊱ 天井

㊲ 天井

㊳ 天井

㊴ 天井

㊵ 天井

㊶ 天井

㊷ 天井

㊸ 天井

㊹ 天井

㊺ 天井

㊻ 天井

㊼ 天井

㊽ 天井

㊾ 天井

㊿ 天井

3-2 詳細補助票

鉄骨コンクリート造

柱 (柱数や配置) <ラーメン構造の場合>

耐力壁 (ブレース数や配置) <壁式構造の場合>

耐力壁 (距離で判定)

耐力壁 (距離で判定)

⑤ 鉄骨コンクリート造

⑥ 鉄骨コンクリート造

⑦ 鉄骨コンクリート造

⑧ 鉄骨コンクリート造

⑨ 鉄骨コンクリート造

⑩ 鉄骨コンクリート造

⑪ 鉄骨コンクリート造

⑫ 鉄骨コンクリート造

⑬ 鉄骨コンクリート造

⑭ 鉄骨コンクリート造

⑮ 鉄骨コンクリート造

⑯ 鉄骨コンクリート造

⑰ 鉄骨コンクリート造

⑱ 鉄骨コンクリート造

⑲ 鉄骨コンクリート造

⑳ 鉄骨コンクリート造

㉑ 鉄骨コンクリート造

㉒ 鉄骨コンクリート造

㉓ 鉄骨コンクリート造

㉔ 鉄骨コンクリート造

㉕ 鉄骨コンクリート造

㉖ 鉄骨コンクリート造

㉗ 鉄骨コンクリート造

㉘ 鉄骨コンクリート造

㉙ 鉄骨コンクリート造

㉚ 鉄骨コンクリート造

㉛ 鉄骨コンクリート造

㉜ 鉄骨コンクリート造

㉝ 鉄骨コンクリート造

㉞ 鉄骨コンクリート造

㉟ 鉄骨コンクリート造

㊱ 鉄骨コンクリート造

㊲ 鉄骨コンクリート造

㊳ 鉄骨コンクリート造

㊴ 鉄骨コンクリート造

㊵ 鉄骨コンクリート造

㊶ 鉄骨コンクリート造

㊷ 鉄骨コンクリート造

㊸ 鉄骨コンクリート造

㊹ 鉄骨コンクリート造

㊺ 鉄骨コンクリート造

㊻ 鉄骨コンクリート造

㊼ 鉄骨コンクリート造

㊽ 鉄骨コンクリート造

㊾ 鉄骨コンクリート造

㊿ 鉄骨コンクリート造

風害被害 / 木造・プレハブ用 (内閣府指針準拠)
住家被害調査票〈その2〉

木造

3-2 詳細補助票

3-1 詳細調査票

STEP 1 建物全体の判定 (外観目視調査)

START ▶

- ① 屋根が破損しているか？ (破損している場合は、破損の程度が半壊程度に達しているか？)
 - 破損していない (1.00未満) → ⑤ 上部2階の屋根のダメージは？
 - 破損している (1.00未満) → ② 屋根が破損している？
- ② 屋根が破損している？ (破損している場合は、破損の程度が半壊程度に達しているか？)
 - 破損していない (1.00未満) → ⑤ 上部2階の屋根のダメージは？
 - 破損している (1.00未満) → ③ 屋根がある？
- ③ 屋根がある？ (破損している場合は、破損の程度が半壊程度に達しているか？)
 - 破損していない (1.00未満) → ⑤ 上部2階の屋根のダメージは？
 - 破損している (1.00未満) → ④ 壁が破損している？
- ④ 壁が破損している？ (破損している場合は、破損の程度が半壊程度に達しているか？)
 - 破損していない (1.00未満) → ⑤ 上部2階の屋根のダメージは？
 - 破損している (1.00未満) → ⑥ 耐力壁のダメージは？
- ⑤ 上部2階の屋根のダメージは？ (1.00未満) → A-F
- ⑥ 耐力壁のダメージは？ (1.00未満) → A-G

STEP 2 部位の判定 (内観目視調査)

部位	A	B	C	D	E	F	G
⑤ 基礎	基礎の調査点数						
⑥ 耐力壁	耐力壁の調査点数						
⑦ 外壁	外壁の調査点数						
⑧ 柱 (耐力壁あり)	柱の調査点数						
⑨ 天井	天井の調査点数						
⑩ 内装	内装の調査点数						
⑪ 床	床の調査点数						
⑫ 扉	扉の調査点数						
⑬ 窓	窓の調査点数						
⑭ 階段	階段の調査点数						
⑮ 床下	床下の調査点数						

合計 7

被害状況記入欄 (リビング内観目視調査)

100cmの下部(床面より)を原則として、一部階分の外観目視調査の結果を記入する (内観目視調査で確認できず、目撃者からの情報による場合、目撃者の氏名と住所を記入する。目撃者の氏名と住所は、調査結果に記入する欄に記入する。)

① 床材
② 基礎
③ 耐力
④ 外装
⑤ 柱 (耐力壁あり)
⑥ 天井
⑦ 床
⑧ 扉
⑨ 窓
⑩ 階段
⑪ その他

① 内装
② 耐力
③ 床 (床板含む)
④ 耐力
⑤ その他

※1 調査の結果に基づき、被害の程度を以下の通り判定する。

※2 以上の調査結果に基づき、被害の程度を以下の通り判定する。

項目	外力等	被害状況	判定	被害の状況	判定
① 基礎	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
② 耐力壁	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	③ 外装	調査結果	被害状況	判定	被害の状況
調査結果		被害状況	判定	被害の状況	判定
調査結果		被害状況	判定	被害の状況	判定
調査結果		被害状況	判定	被害の状況	判定
調査結果		被害状況	判定	被害の状況	判定
調査結果		被害状況	判定	被害の状況	判定
調査結果		被害状況	判定	被害の状況	判定
調査結果		被害状況	判定	被害の状況	判定
調査結果		被害状況	判定	被害の状況	判定
調査結果		被害状況	判定	被害の状況	判定
調査結果		被害状況	判定	被害の状況	判定
④ 柱 (耐力壁あり)		調査結果	被害状況	判定	被害の状況
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	⑤ 天井	調査結果	被害状況	判定	被害の状況
調査結果		被害状況	判定	被害の状況	判定
調査結果		被害状況	判定	被害の状況	判定
調査結果		被害状況	判定	被害の状況	判定
調査結果		被害状況	判定	被害の状況	判定
調査結果		被害状況	判定	被害の状況	判定
調査結果		被害状況	判定	被害の状況	判定
調査結果		被害状況	判定	被害の状況	判定
調査結果		被害状況	判定	被害の状況	判定
調査結果		被害状況	判定	被害の状況	判定
調査結果		被害状況	判定	被害の状況	判定
⑥ 床		調査結果	被害状況	判定	被害の状況
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	⑦ 扉	調査結果	被害状況	判定	被害の状況
調査結果		被害状況	判定	被害の状況	判定
調査結果		被害状況	判定	被害の状況	判定
調査結果		被害状況	判定	被害の状況	判定
調査結果		被害状況	判定	被害の状況	判定
調査結果		被害状況	判定	被害の状況	判定
調査結果		被害状況	判定	被害の状況	判定
調査結果		被害状況	判定	被害の状況	判定
調査結果		被害状況	判定	被害の状況	判定
調査結果		被害状況	判定	被害の状況	判定
調査結果		被害状況	判定	被害の状況	判定
⑧ 窓		調査結果	被害状況	判定	被害の状況
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	⑨ 階段	調査結果	被害状況	判定	被害の状況
調査結果		被害状況	判定	被害の状況	判定
調査結果		被害状況	判定	被害の状況	判定
調査結果		被害状況	判定	被害の状況	判定
調査結果		被害状況	判定	被害の状況	判定
調査結果		被害状況	判定	被害の状況	判定
調査結果		被害状況	判定	被害の状況	判定
調査結果		被害状況	判定	被害の状況	判定
調査結果		被害状況	判定	被害の状況	判定
調査結果		被害状況	判定	被害の状況	判定
調査結果		被害状況	判定	被害の状況	判定
⑩ 床下		調査結果	被害状況	判定	被害の状況
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定
	調査結果	被害状況	判定	被害の状況	判定



2 図面等

図面等記入欄

Large empty grid for drawing notes

Copyright © 2018 国土院国土情報センター | All rights reserved.

Ver. 2.105-1

1 全体概要

国書検索/木造・プレハブ用 (内閣府指針準拠)
住家検索調査票 <その1>

調査日時	西暦 20 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 <input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分
居住者名 連綴先	戸数・世帯 (F0000)・共同・D種併用・その他 () < 住・里 > 戸数・世帯 (F0000)・共同・D種併用・その他 ()
所有者名 連綴先	< 非住居 > 戸数・世帯・事業所・事務所・工場・店舗・その他 () 階 数 < 準中層 > < 中層 > < その他 > () 階
調査員名	調査員による階数 < 画 > < 書 >
	調査員が 記入した 階数 番号
調査員名	調査員実姓回数 <input type="text"/> 回目

* 調査員の実姓のみならず、住所等が不明でも調査員名・フリール名・電話番号等を記入する

物件所在地

■ 特記事項

Large empty grid for special notes

特記事項

全ての欄が埋まりましたら、調査員の実姓を印刷して調査員実姓欄を記入してください。

点数に印した判定結果を記入する H

< 特記事項 > < 調査員実姓 > < 準中層 > < 中層 > < 大規模半層 > < 全・書 >



調査員名

調査員の実姓
実姓を記入する
実姓欄に印した
判定結果を記入する
H

点数 (数値を記入し、対応画印に1印を付ける)

10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
<input type="checkbox"/>									

Copyright © 2018 国土院国土情報センター | All rights reserved.

風害被害/木造・プレハブ用 (内閣府指針準拠)
住家被害調査票 <その2>

STEP1 建物全体の判定 (外観目視調査)

判定結果
 1/10以内の被害が認められる
 2/10以内の被害が認められる
 3/10以内の被害が認められる
 4/10以内の被害が認められる
 5/10以内の被害が認められる

① 外壁や仕上り材に目視可能な被害があるか？
 ② 屋根が破損しているか？
 ③ 窓枠が破損しているか？
 ④ 窓ガラスが破損しているか？
 ⑤ 上記①～④のいずれか1項目以上の被害があるか？

3-2 詳細補助票

⑥ 外力等

⑦ 風害被害

⑧ 風害被害

⑨ 風害被害

⑩ 風害被害

⑪ 風害被害

⑫ 風害被害

⑬ 風害被害

⑭ 風害被害

⑮ 風害被害

3-1 詳細調査票

① 風害被害

② 風害被害

③ 風害被害

④ 風害被害

⑤ 風害被害

⑥ 風害被害

⑦ 風害被害

⑧ 風害被害

⑨ 風害被害

⑩ 風害被害

⑪ 風害被害

⑫ 風害被害

⑬ 風害被害

⑭ 風害被害

⑮ 風害被害

STEP2 部位の判定 (内閣府指針準拠3-2の被害判定表を記入)

部位	A	B	C	D	E	F	G
⑥ 基礎	10	15	10	15	10	15	10
⑦ 土台	10	15	10	15	10	15	10
⑧ 内壁	10	15	10	15	10	15	10
⑨ 外壁	10	15	10	15	10	15	10
⑩ 屋根(破損部)	10	15	10	15	10	15	10
⑪ 屋根	10	15	10	15	10	15	10
⑫ 柱(破損部)	10	15	10	15	10	15	10
⑬ 柱	10	15	10	15	10	15	10
⑭ 梁(破損部)	10	15	10	15	10	15	10
⑮ 梁	10	15	10	15	10	15	10
⑯ 床(破損部)	10	15	10	15	10	15	10
⑰ 床	10	15	10	15	10	15	10
⑱ 階段	10	15	10	15	10	15	10
⑲ 階段	10	15	10	15	10	15	10
⑳ 壁(破損部)	10	15	10	15	10	15	10
㉑ 壁	10	15	10	15	10	15	10
㉒ 天井	10	15	10	15	10	15	10
㉓ 天井	10	15	10	15	10	15	10

点検から被害箇所を
チェックする

被害状況記入欄 (ヒアリング内容や判別結果を記入)

① 被害

② 被害

③ 被害

④ 被害

⑤ 被害

⑥ 被害

⑦ 被害

⑧ 被害

⑨ 被害

⑩ 被害

⑪ 被害

⑫ 被害

⑬ 被害

⑭ 被害

⑮ 被害

⑯ 被害

⑰ 被害

⑱ 被害

⑲ 被害

⑳ 被害

㉑ 被害

㉒ 被害

㉓ 被害

㉔ 被害

㉕ 被害

㉖ 被害

㉗ 被害

㉘ 被害

㉙ 被害

㉚ 被害

㉛ 被害

㉜ 被害

㉝ 被害

㉞ 被害

㉟ 被害

㊱ 被害

㊲ 被害

㊳ 被害

㊴ 被害

㊵ 被害

㊶ 被害

㊷ 被害

㊸ 被害

㊹ 被害

㊺ 被害

㊻ 被害

㊼ 被害

㊽ 被害

㊾ 被害

㊿ 被害



2 図面等

図面等記入欄

Large grid area for drawing and document entry.

Copyright © 2018 株式会社国土交通省建設省庁

Ver.21.05-1

1 全体概要

調査日時 西暦 20 年 月 日 時 分

Form for general overview including date, time, and various checkboxes.

物件所在地

特記事項

Large grid area for special notes and remarks.

判定結果

点数に基じた判定結果を記入する



Form for recording the judgment result based on points.

Form for recording the number of points.

Copyright © 2018 株式会社国土交通省建設省庁

3-1 詳細調査票

STEP1 建物全体の判定 (外観目視調査)

START ▶ ① 階層や柱等に目録表欄による異常がある？ (異常なし) → ② 異常がある？ (異常なし) → ③ 階層がある？ (異常なし) → ④ 部材が脱落している？ (異常なし) → ⑤ 上記③の階層の大半は？ (異常なし) → ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬

STEP2 部位の判定 (外観目録表・図面第2-2詳細調査票の記入)

部材	判定	A	B	C
⑦ 柱 (または耐力壁)	50	50	0	0
⑧ 階層	10	10	0	0
⑨ 外壁仕上・屋根・開口	10	10	0	0
⑩ 内装仕上・天井	5	5	0	0
⑪ 階間部 (柱間外)	5	5	0	0
⑬ 階間部 (柱間内)	10	10	0	0

合計 7

⑤ 階層 120cmの下階りを用いる、異状として一部階の外観又は仕様の西向き (西向きとする) (外観目録表) (記入)

⑦ 柱 (または耐力壁) ⑨+⑩ 階間部 (記入)

⑧-1 床 ⑩-1 内装仕上

⑧-2 床 ⑩-2 天井

⑨-1 外装仕上 ⑪ 階間部

⑨-2 階間部 ⑫ ⑬ 階間部

その他

3-2 詳細 補助票

3-2 詳細 補助票

⑥ 調査票の欄外記入欄 (別紙用紙)

※ 500円×2冊/部×5%、87円×1冊/部

⑦ 調査票の欄外記入欄 (別紙用紙)

⑧ 調査票の欄外記入欄 (別紙用紙)

⑨ 調査票の欄外記入欄 (別紙用紙)

⑩ 調査票の欄外記入欄 (別紙用紙)

⑪ 調査票の欄外記入欄 (別紙用紙)

⑫ 調査票の欄外記入欄 (別紙用紙)

⑬ 調査票の欄外記入欄 (別紙用紙)

⑭ 調査票の欄外記入欄 (別紙用紙)

⑮ 調査票の欄外記入欄 (別紙用紙)

⑯ 調査票の欄外記入欄 (別紙用紙)

⑰ 調査票の欄外記入欄 (別紙用紙)

⑱ 調査票の欄外記入欄 (別紙用紙)

⑲ 調査票の欄外記入欄 (別紙用紙)

⑳ 調査票の欄外記入欄 (別紙用紙)

㉑ 調査票の欄外記入欄 (別紙用紙)

㉒ 調査票の欄外記入欄 (別紙用紙)

㉓ 調査票の欄外記入欄 (別紙用紙)

㉔ 調査票の欄外記入欄 (別紙用紙)

㉕ 調査票の欄外記入欄 (別紙用紙)

㉖ 調査票の欄外記入欄 (別紙用紙)

㉗ 調査票の欄外記入欄 (別紙用紙)

㉘ 調査票の欄外記入欄 (別紙用紙)

㉙ 調査票の欄外記入欄 (別紙用紙)

㉚ 調査票の欄外記入欄 (別紙用紙)

㉛ 調査票の欄外記入欄 (別紙用紙)

㉜ 調査票の欄外記入欄 (別紙用紙)

㉝ 調査票の欄外記入欄 (別紙用紙)

㉞ 調査票の欄外記入欄 (別紙用紙)

㉟ 調査票の欄外記入欄 (別紙用紙)

㊱ 調査票の欄外記入欄 (別紙用紙)

㊲ 調査票の欄外記入欄 (別紙用紙)

㊳ 調査票の欄外記入欄 (別紙用紙)

㊴ 調査票の欄外記入欄 (別紙用紙)

㊵ 調査票の欄外記入欄 (別紙用紙)

㊶ 調査票の欄外記入欄 (別紙用紙)

㊷ 調査票の欄外記入欄 (別紙用紙)

㊸ 調査票の欄外記入欄 (別紙用紙)

㊹ 調査票の欄外記入欄 (別紙用紙)

㊺ 調査票の欄外記入欄 (別紙用紙)

㊻ 調査票の欄外記入欄 (別紙用紙)

㊼ 調査票の欄外記入欄 (別紙用紙)

㊽ 調査票の欄外記入欄 (別紙用紙)

㊾ 調査票の欄外記入欄 (別紙用紙)

㊿ 調査票の欄外記入欄 (別紙用紙)

資料 23 激甚災害指定基準

激甚法適用条項と適用措置	指定基準
第2章(第3条)(第4条3.)公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<p>A 公共施設第2章(第3条) 設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5%</p> <p>B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2%</p> <p>かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の標準税収入 × 25% -----の県が1以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 県内市町村の査定見込総額 > 県内全市町村の標準税収入 × 5% -----の県が1以上</p>
第5条 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	<p>A 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5%</p> <p>B 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15%</p> <p>かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推定額 × 4% -----の県が1以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 一の都道府県の査定見込額 > 10億円 -----の県が1以上</p>
第6条 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助特例	<p>(1) 第5条の措置が適用される場合</p> <p>又は</p> <p>(2) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 1.5% で第8条の措置が適用される場合</p> <p>ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合を除く。</p>
第8条 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	<p>A 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5%</p> <p>B 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15%</p> <p>かつ</p> <p>一の都道府県の特別被害農業者 > 当該都道府県の農業者 × 3% -----の県が1以上</p> <p>ただし、A Bとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮する。</p>
第11条の2 森林災害復旧事業に対する補助	<p>A 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 5%</p> <p>B 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1.5%</p> <p>かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の林業被害見込額 > 当該都道府県の生産林業所得推定額 × 60% -----の県が1以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 一の都道府県の林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1% -----の県が1以上</p> <p>ただし、A Bとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は木材生産部門に限る。</p>
第12条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 第13条 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 第15条 中小企業者に対する資金の融通に関する特例	<p>A 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.2%</p> <p>B 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.06%</p> <p>かつ</p> <p>一の都道府県の中小企業関係被害額 > 当該都道府県の中小企業所得推定額 × 2%の県が1以上</p> <p>ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p>

第 22 条 罹災者 公営住宅建設等 事業に対する補 助の特例	A 被災地全域滅失戸数 $\geq 4,000$ 戸 B (1) 被災地全域滅失戸数 $\geq 2,000$ 戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数 ≥ 200 戸又は住宅戸数の 1 割以上 -----の市町村が 1 以上 又は (2) 被災地全域滅失戸数 $\geq 1,200$ 戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数 ≥ 400 戸又は住宅戸数の 2 割以上 ……の市町村が 1 以上 ただし、(1) (2) とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の 実情に応じ特例的措施を講ずることがある。
第 24 条 小災害 債に係る元利償 還金の基準財政 需要額への算入 等	第 2 章 (第 3 条及び第 4 条) 又は第 5 条の措置が適用される場合。
第 7 条 開拓者 等の施設の災害 復旧事業に対す る補助	災害の実情に応じ、その都度検討する。
第 9 条 森林組 合等の行なう堆 積土砂の排除事 業に対する補助	
第 10 条 土地改 良区等の行なう 湛水排除事業に 対する補助	
第 11 条 共同利 用小型漁船の建 造費の補助	
第 14 条 事業協 同組合等の施設 の災害復旧事業 に対する補助	
第 20 条 母子及 び寡婦福祉法に よる国の貸付け の特例	
第 21 条 水防資 材費の補助の特 例	
第 23 条 産業労 働者住宅建設資 金の融通の特例	
第 25 条 雇用保 険法による求職 者給付の支給に 関する特例	

資料 24 局地激甚災害指定基準

激甚法適用条項と適用措置	指定基準
第2章(第3条)(第4条)公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額>当該市町村の標準税収入×50%(査定事業費が1千万円未満のものを除く。)ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額が概ね1億円未満である場合を除く。
第5条 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 第6条 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助特例	当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費>当該市町村の農業所得推定額×10%(災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。)ただし、当該経費の合算額が概ね5千万円未満である場合を除く。
第11条の2 森林災害復旧事業に対する補助	<p>当該市町村内の林業被害見込額> 当該市町村に係る生産林業所得推定額×1.5(樹木に係るもの)(木材生産部門) (林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額の概ね0.05%未満のものを除く。)</p> <p style="text-align: center;">かつ</p> <p>(1) 大火による災害にあつては、要復旧見込面積>300ha</p> <p style="text-align: center;">又は</p> <p>(2) その他の災害にあつては、 要復旧見込面積>当該市町村の民有林面積(人工林に係るもの)×25%</p>
第12条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 第13条 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 第15条 中小企業者に対する資金の融通に関する特例	中小企業関係被害額>当該市町村の中小企業所得推定額×10%(被害額が1千万円のものを除く。)ただし、当該被害額を合算した額が概ね5千万円未満である場合を除く。
第24条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合。

資料 25 激甚災害法に定める事業及び都関係局

適用条項	事業名	都関係局名	備考
第3条	1 公共土木施設災害復旧事業	建設局 港湾局 産業労働局	河川、海岸、砂防設備、道路 港湾、漁港 林地荒廃防止施設、漁港
	2 公共土木施設災害関連事業	建設局 港湾局 産業労働局	河川、海岸、砂防設備、道路 港湾、漁港 林地荒廃防止施設、漁港
	3 公立学校施設災害復旧事業	教育庁	
	4 公営住宅施設災害復旧事業	住宅政策本部	
	5 生活保護施設災害復旧事業	福祉保健局	
	6 児童福祉施設災害復旧事業		
	7 老人福祉施設災害復旧事業		
	8 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業		
	9 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、又は障害福祉サービス事業の用に供する施設の災害復旧事業		
	10 婦人保護施設災害復旧事業		
第3条 及び 第19条	11 感染症予防事業	福祉保健局	
	12 感染症指定医療機関災害復旧事業		
第3条 及び 第9条	13 堆積土砂排除事業	建設局	河川、道路、公園、緑地、運河、 溝渠、広場、その他の施設 公共下水道、都市下水路 林業用施設（貯木場等） 林業用施設、漁場 上記の施設の区域外
		下水道局	
		港湾局	
		産業労働局	
		都市整備局	
第3条 及び 第10条	14 湛水排除事業	建設局	
		下水道局	
		港湾局 産業労働局	
第5条	15 農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業	産業労働局	
	16 農林水産業共同利用施設災害復旧事業		
第7条	17 開拓者等の施設の災害復旧事業		

資料

適用条項	事業名	都関係局名	備考
第8条	18 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置	産業労働局	
第11条	19 共同利用小型漁船の建造費の補助		
第12条	20 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例		
第13条	21 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例		
第14条	22 事業協同組合等の施設の災害復旧事業		
第16条	24 公立社会教育施設災害復旧事業	教育庁	
第17条	25 私立学校施設の災害復旧事業	生活文化スポーツ局	
第20条	26 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	福祉保健局	
第21条	27 水防資材費の補助の特例	建設局	
第22条	28 り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	都市整備局	
第24条	30 公共土木施設、農地及び農業用施設又は林道等小災害に係る地方債の元利償還金の交付税の基準財政需用額への算入	建設局 教育庁 産業労働局 財務局	公共土木施設 公立学校 農地及び農業用地 地方債の発行及び交付税算定

資料 26 危機管理個別マニュアル（概要版）

危機の名称		所管部課	統括者	作成者	作成年月日

I 計画内容

項目	具 体 的 内 容	
1 平常時の危機管理		
目標設定		
予防対策		
2 緊急時の対応		
緊急連絡体制		
庁内関係部課への連絡		
関係機関への連絡		
緊急対策		対応責任者
情報の伝達		
3 緊急対応時の留意事項		
初動時		
応援要請		
広報		
避難		

資料

II 庁内関係部課一覧

名 称	職 名	電 話	携 帯

III 関係機関一覧

名 称	担 当 者	電 話	住 所

IV 夜間・休日緊急連絡網

V 職員配備体制

レベル1	レベル2	レベル3・4					

資料 27 東京都震災対策条例（平成12年12月22日 条例第202号）

東京都震災対策条例を公布する。

東京都震災対策条例

東京都震災予防条例（昭和46年東京都条例第121号）の全部を改正する。

目 次

前 文

第1章 総 則

- 第1節 目的（第1条）
- 第2節 知事の責務（第2条－第7条）
- 第3節 都民の責務（第8条）
- 第4節 事業者の責務（第9条－第11条）

第2章 予防対策

- 第1節 震災に関する研究、公表等（第12条）
- 第2節 防災都市づくりの推進（第13条）
- 第3節 都市施設及び建築物等の安全の確保（第14条－第23条）
- 第4節 火災の防止等（第24条－第31条）
- 第5節 防災広報及び防災教育（第32条・第33条）
- 第6節 防災組織（第34条－第37条）
- 第7節 地域における相互支援ネットワークづくり（第38条）
- 第8節 ボランティアへの支援（第39条）
- 第9節 要援護者に対する施策（第40条）
- 第10節 防災訓練（第41条・第42条）
- 第11節 都民等の意見（第43条）

第3章 応急対策

- 第1節 応急体制等の整備（第44条－第46条）
- 第2節 避難（第47条－第51条）
- 第3節 救出及び救助の活動拠点等の確保（第52条）
- 第4節 帰宅困難者対策（第53条・第54条）

第4章 復興対策

- 第1節 震災復興の推進（第55条・第56条）
- 第2節 地域協働復興（第57条・第58条）

第5章 委任（第59条）

附 則

地震を予知することが未だ困難な現在、阪神・淡路大震災をはじめとする都市型地震の経験は、改めて地震発生直後の危険性と不断の危機管理の重要性を、行政はもとより多くの人々に知らせたところである。

地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、まず第一に「自らの生命は

自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方、第二に他人を助けることのできる都民の地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この二つの理念に立つ都民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことが欠かせない。

東京都は、全国に先駆けて東京都震災予防条例を制定し、予防対策重視の視点から地震に強いまちづくりを進め、行政主導の下で震災を未然に防止し、最小限にとどめることを目指してきた。

今後は、この取組を一層進めるとともに、危機管理に重点を置いた応急対策及び復興対策をも視野に入れた総合的震災対策の体系を構築し、震災対策の充実及び強化に努めていくことが極めて重要である。

東京は、多くの都民の生活の場であるとともに、日本の首都として政治、経済、文化等の中枢機能が集中している世界でも有数の大都市である。地震による被害の影響は国内にとどまらず、全世界に及ぶものであり、地震による災害から東京を守ることは、行政に課せられた重大な責務である。

震災対策の推進に当たっては、区市町村が基礎的自治体として第一義的責任と役割を果たすものである。その上で、広域的役割を担う東京都が区市町村及び国と一体となって、都民と連携し、都民や東京に集う多くの人々の生命及び財産を守り、首都東京の機能を維持するという決意を表明するとともに、総合的震災対策の推進の指針を示すため、この条例を制定する。

第1章 総 則

第1節 目的

第1条 この条例は、地震による災害（以下「震災」という。）に関する予防、応急及び復興に係る対策（以下「震災対策」という。）に関し、都民、事業者及び東京都（以下「都」という。）の責務を明らかにし、必要な体制を確立するとともに、予防、応急及び復興に関する施策の基本的な事項を定めることにより、震災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の都民の生命、身体及び財産を震災から保護することを目的とする。

第2節 知事の責務

（基本的責務）

第2条 知事は、震災対策のあらゆる施策を通じて、都民の生命、身体及び財産を震災から保護し、その安全を確保するとともに、震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

2 前項の目的を達成するため、知事は、震災対策に関する事業（以下「震災対策事業」という。）の計画（以下「震災対策事業計画」という。）を策定し、その推進を図らなければならない。

3 震災対策事業計画の策定に当たっては、都民、事業者及びボランティア（以下「都民等」という。）、並びに第34条から第36条までの防災組織並びに第58条第1項の復興市民組織の意見を聴くよう努めなければならない。

（都民及び事業者に対する指導等）

第3条 知事は、震災対策事業計画の策定及び実施に当たっては、都民及び事業者の協力を求めるとともに、都民及び事業者が自主的に行う震災対策活動に対し、積極的に指導、助言、支援及び協力を行わなければならない。

（ボランティアに対する支援）

第4条 知事は、ボランティアが自主的に行う震災対策活動に対し、積極的に支援及び協力を行わなければならない。

(都民等への助成)

第5条 知事は、都民等が行う震災対策活動の対し、必要な助成を行うことができる。

(区市町村との連絡調整及び助成)

第6条 知事は、震災対策事業の円滑な実施を図るため、関係する特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）との連絡調整並びに区市町村が実施する震災対策事業に対する支援及び協力を行わなければならない。

2 知事は、区市町村が実施する震災対策事業に対し、必要な助成を行うことができる。

(協力要請)

第7条 知事は、震災対策事業計画の策定及び実施に当たり、他の地方公共団体その他の公共的団体等の協力が必要と認められるときは、当該公共的団体等に対して協力を要請し、又は他の地方公共団体等から協力の要請があったときは、これに応じなければならない。

第3節 都民の責務

第8条 都民は、震災を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、都民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

2 都民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- (2) 家具の転倒防止
- (3) 出火の防止
- (4) 初期消火に必要な用具の準備
- (5) 飲料水及び食糧の確保
- (6) 避難の経路、場所及び方法についての確認

3 都民は、震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、第57条の地域協働復興に対する理解を深めるとともに、震災後においては、相互に協力して自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。

4 都民は、知事その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的に震災対策活動に参加する等震災対策に寄与するよう努めなければならない。

第4節 事業者の責務

(基本的責務)

第9条 事業者は、知事その他の行政機関が実施する震災対策事業及び都民が行う第57条の地域協働復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、震災の防止並びに震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

2 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、事業所に来所する顧客、従業者等の事業所の周辺地域における住民（以下「周辺住民」という。）並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。

3 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。

(事業所防災計画の作成)

第10条 事業所は、その事業活動に関して震災を防止するため、都及び区市町村が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画（以下「事業所防災計画」という。）を作成しなければならない。

い。

(事業所防災計画の届出)

第11条 都市ガス、電気、通信その他防災対策上重要な施設として知事が指定する施設を管理する事業所は、事業所防災計画を作成したときは、速やかに知事に届け出なければならない。

第2章 予防対策

第1節 震災に関する研究、公表等

第12条 知事は、震災の発生原因及び発生状況、地域の危険度その他震災に関する事項について、科学的、総合的に調査及び研究を行うとともに、防災科学技術の開発に努めなければならない。

2 都は、耐震性の調査及び研究に資するため、都が設置する建築物その他の工作物のうち、特に必要と認める工作物に、強震計を設置しなければならない。

3 知事は、第1項の調査、研究及び技術の開発の成果を、積極的に震災対策に反映させるとともに、都民に公表しなければならない。

4 知事は、前項に規定するもののほか、震災対策事業計画その他震災対策に関する情報を積極的に公表するよう努めなければならない。

第2節 防災都市づくりの推進

第13条 知事は、防災都市づくり(震災を予防し、震災が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、建築物及び都市施設(都市計画法(昭和43年法律第100号)第11条第1項各号に掲げる施設をいう。以下同じ。)等について耐震性及び耐火性を確保する措置その他都市構造の改善に関する措置をいう。以下この条において同じ。)を推進するため、防災都市づくりに関する計画を策定しなければならない。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 防災都市づくりに関する施策の指針

(2) 地域特性に応じた整備の方針及び整備地域の指定

(3) 重点整備地域(防災都市づくりに資する事業を重層的かつ集中的に実施する地域をいう。)等の指定

3 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して第1項の計画に基づく事業の推進に努めなければならない。

第3節 都市施設及び建築物等の安全の確保

(都市施設等の耐震性等の確保)

第14条 知事は、震災を未然に防止し、震災が発生した場合における被害の拡大を防止するため、都市施設等の耐震性及び耐火性の確保に努めなければならない。

(一般建築物の耐震性等の確保)

第15条 知事は、一般建築物(次条の特殊建築物等以外の建築物をいう。)の耐震性及び耐火性を確保するため、適切な指導を行うとともに、防災上の相談に応じ、必要と認めるときは、技術面からの支援を行うよう努めなければならない。

(特殊建築物等の耐震性等の確保)

第16条 知事は、特殊建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)に規定する特殊建築物をいう。以下同じ。)その他知事が必要と認める建築物及び地下街(消防法(昭和23年法律第186号)に規定する地下街をいう。)の耐震性及び耐火性を確保するため、特に知事が指定するものについて、定期的に検査を行い、若しくは当事者をして行わせ、又は必要があると認めるときは、そのものの改善について助

言し、若しくは勧告することができる。

(重要建築物の耐震性等の強化)

第17条 知事は、次に掲げる防災対策上特に重要な建築物について、耐震性及び耐火性の強化に努め、又は当事者をして努めさせなければならない。

(1) 震災時に消火、避難誘導及び情報伝達等の防災業務の中心となる消防署、警察署その他の官公庁建築物

(2) 震災時に緊急の救護所又は被災者の一時受入施設となる病院、学校その他これらに準ずる建築物(公共施設等の安全の確保)

第18条 知事は、その管理する道路、公園、鉄道、橋りょう、港湾その他の公共施設及びこれらに附属する施設の耐震性及び耐火性を強化するとともに、定期的に検査を行い、それらの安全の確保に努めなければならない。

2 前項の規定は、知事が管理する河川及び海岸に設置する施設について準用する。

(都市ガス、電気、水道施設等の安全の確保)

第19条 都市ガス、電気、上下水道、通信その他防災対策上重要な施設の管理者は、当該施設の安全の確保に努めなければならない。

2 知事は、前項の施設の安全を確保するため必要があると認めるときは、当該施設を収容する共同溝の設置に努めなければならない。この場合において、知事は、特に耐震性について配慮しなければならない。

(危険物の落下防止)

第20条 知事は、地震により破損し、落下するおそれのある中高層建築物の窓ガラス等落下危険物の落下を防止するため、その安全性について調査し、研究し、並びに防災上安全な基準を定めるとともに、安全の確保及び改修について指導を行うよう努めなければならない。

(宅地造成地の安全の確保)

第21条 知事は、宅地造成地の地震に対する安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。

(宅地造成地の検査)

第22条 知事は、地震に対して特に危険な宅地造成地については、宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)の定めるところにより検査し、必要があると認めるときは、その改善について、助言し、勧告し、又は命ずることができる。

(地盤沈下の防止)

第23条 知事は、地盤沈下に起因する震災を防止するため、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の定めるところにより、地下水について揚水の抑制に努めなければならない。

第4節 火災の防止等

(火災の防止)

第24条 知事は、地震による火災の発生及びその拡大を防止するため必要な施策を区市町村と連携を図りつつ、協力して積極的に推進するよう努めなければならない。

(初期消火)

第25条 都民は、火気を使用するときは、出火を防止するため、常時監視するとともに地震時の出火に備え、消火器等を配備し、初期消火に努めなければならない。

(火気使用器具の規制)

第26条 知事は、地震時に出火の危険性の高い設備及び器具の安全を確保し、出火を防止するため、その技術の開発及び普及啓発に努めるとともに、使用及び取扱いについて、火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）の定めるところにより、必要な規制を行わなければならない。

(消防水利の確保及び消防力の強化)

第27条 知事は、地震による火災の拡大を防止するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して消防水利の確保及び消防力の強化に努めなければならない。

2 知事は、その管理する公共施設及び特殊建築物を整備するときは、防火水槽又はこれに類する施設の設置に努めなければならない。

(建築物の不燃化)

第28条 知事は、地震による出火を防止するため、住宅その他の建築物の不燃化の促進に努めなければならない。

2 消防法第9条の3の指定可燃物その他指定可燃物に類する物品を取り扱う事業者は、その取り扱う施設の不燃化に努めなければならない。

(延焼遮断帯の整備)

第29条 知事は、地震による火災の拡大を防止するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して延焼遮断帯（火災の拡大を防止する目的で設けられる道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びこれらと近接する不燃化された建築物等により構成される不燃空間をいう。）の整備に努めなければならない。

(危険物取扱施設の安全の確保)

第30条 知事は、消防法第2条第7項の危険物、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条の高圧ガスその他これらに類する危険物を取り扱う施設の安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。

(有害物取扱施設の安全の確保)

第31条 知事は、毒物、劇物、病原体及び毒素類、放射性物質その他これらに類する有害物を取り扱う施設の安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。

第5節 防災広報及び防災教育

(防災広報)

第32条 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して、防災に関する広報活動を積極的に実施し、都民の防災知識の向上及び防災意識の高揚に努めなければならない。

(防災教育)

第33条 都は、区市町村と連携を図りつつ、協力して、学校教育、社会教育を通じて防災教育の充実に努め、並びに区市町村が次条から第36条までの防災組織及び地域の団体等を通じて行う防災教育に対し、支援及び協力を行うよう努めなければならない。

第6節 防災組織

(防災市民組織)

第34条 知事は、区市町村が行う地域の自主的な防災市民組織の育成に対し、支援及び協力を行い、その充実が図られるよう努めなければならない。

(施設の防災組織)

第35条 事業者は、その管理する施設の防災組織の育成に努めなければならない。

(業種別の防災組織)

第36条 危険物、毒物、劇物、火薬類その他これらに類する物を取り扱う施設又は設備を管理する者は、業種別の防災組織の組織化に努めなければならない。

(防災リーダーの育成)

第37条 知事は、第34条の防災市民組織及び第35条の施設の防災組織の活動の促進を図るため、区市町村及び事業者と連携を図りつつ、協力してこれらの組織における防災リーダー（これらの組織の行う出火防止、初期消火、救出及び応急手当等の震災対策活動において、適切な指示を与える等中心的役割を担う者をいう。以下この条において同じ。）の育成に努めるとともに、区市町村が行う防災リーダーの育成に対して、支援及び協力を行うよう努めなければならない。

第7節 地域における相互支援ネットワークづくり

第38条 知事は、震災時に、支援活動を行う団体等が効果的な活動を行う環境を整備するため、区市町村が行う地域相互支援ネットワーク（当該区市町村の区域で活動する団体等が相互に連携し、補完し合うことにより、被災者に対して必要な支援活動を一体的に、かつ、効果的に行う仕組みをいう。）の育成の促進に必要な施設を講ずるよう努めなければならない。

第8節 ボランティアへの支援

第39条 知事は、ボランティアによる被災者に対する支援活動の円滑な実施を確保するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して資器材の提供、活動拠点の提供等必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力してボランティアの育成に努めなければならない。

第9節 要援護者に対する施策

第40条 知事は、区市町村が行う寝たきりの状態にある高齢者、障害者、外国人等震災時に援護を要する者に対する施策の促進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第10節 防災訓練

(防災訓練の実施)

第41条 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して防災訓練を積極的に行わなければならない。

2 前項に規定する防災訓練に参加した者が、当該防災訓練により死亡し、又は障害を受けたときの補償については、東京都規則（以下「規則」という。）の定めるところによる。

(防災組織の訓練)

第42条 第34条から第36条までの防災組織の責任者は、震災の発生に備え、防災訓練を実施しなければならない。

2 前項の防災訓練を実施するときは、初期消火訓練、避難訓練、救出及び救助訓練並びに応急救護訓練について、特に配慮しなければならない。

3 知事は、第1項の防災組織が行う訓練に、職員の派遣を行うこと等により協力をするよう努めなければならない。

第11節 都民等の意見

第43条 都民等及び防災組織は、地域の安全性について常に監視し、地震に対して危険性のあるものについて知事に意見を述べることができる。

2 都民は、第47条の規定による避難場所の指定について、知事に意見を述べることができる。

3 知事は、前2項の規定により都民等及び防災組織の意見を聴いたときは、これを施策に反映するよう努めなければならない。

第3章 応急対策

第1節 応急体制等の整備

(災害応急体制の整備)

第44条 知事は、震災時における避難並びに救出及び救助を円滑に行うため必要な体制の確立及び資器材の整備に努めなければならない。

2 知事は、前項に規定するもののほか、救助活動を円滑に行うため必要な給水及び備蓄のための施設の整備に努めなければならない。

(情報連絡体制の整備等)

第45条 知事は、震災の発生に備え、あらかじめ、震災に関する情報の収集及び連絡の体制を整備し、並びに震災時に的確な情報を都民に周知する方法を講じなければならない。

(他団体への協力要請の方法)

第46条 知事は、震災の発生に備え、あらかじめ震災に関する情報の収集及び伝達に必要な他の地方公共団体その他の公共団体等への協力要請の方法を確立しておかなければならない。

第2節 避難

(避難場所の指定)

第47条 知事は、震災時に拡大する火災から都民を安全に保護するため、広域的な避難を確保する見地から必要な避難場所をあらかじめ指定しなければならない。ただし、火災の拡大するおそれのない地区については、避難場所を指定しないことができる。

2 知事は、公営住宅を建設するときは、広場の確保に留意し、その防災機能の充実に努めなければならない。

(避難道路の指定)

第48条 知事は、広域的な避難を確保する見地から震災時に都民が避難場所に安全に避難するため必要な避難道路をあらかじめ指定しなければならない。

(避難場所及び避難道路周辺の不燃化)

第49条 知事は、避難場所及び避難道路の周辺に存する建築物その他の工作物の不燃化の促進に努めなければならない。

(避難誘導方法の確立)

第50条 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して震災の発生に備え、あらかじめ避難誘導の方法を確立しておかなければならない。

(車両による避難の禁止)

第51条 都民は、震災時に避難するときは、路上の混乱と危険を防止するため、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第8号の車両（以下「車両」という。）を使用してはならない。

2 震災時に走行中の車両の運転者は、当該震災時に行われる交通規制を遵守しなければならない。

第3節 救出及び救助の活動拠点等の確保

第52条 知事は、震災時において、被災者の救出及び救助並びに都民生活の再建及び都市の復興を円滑に行うため、その活動拠点等となる土地及び家屋の確保に努めなければならない。

2 知事は、前項の土地及び家屋の利用について、利用計画を作成し、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

3 前項の利用計画の作成及び実施に当たっては、知事は、国及び区市町村との調整に努めなければな

らない。

- 4 知事は、震災時に、災害救助法（昭和22年法律第118号）第9条第1項又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第71条第1項の規定による土地又は家屋の円滑な使用を確保するため、あらかじめ当該土地又は家屋を救出及び救助の活動拠点として指定することができる。この場合において、知事は、当該土地又は家屋を所有し、及び管理する者に対し、災害救助法及び災害対策基本法の規定その他必要な事項を説明し、協力を求めるものとする。

第4節 帰宅困難者対策

（帰宅困難者の事前準備）

第53条 事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なもの（以下「帰宅困難者」という。）は、震災時における帰宅に係る安全を確保するため、あらかじめ徒歩による帰宅経路の確認、家族との連絡手段の確保その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

（帰宅困難者対策の実施）

第54条 知事は、震災時における帰宅困難者の帰宅に係る混乱を防止するため、あらかじめ区市町村並びに都の区域に近接する県及び市町村と連携を図りつつ、協力して帰宅困難者の円滑な帰宅を確保する対策を行うよう努めなければならない。

第4章 復興対策

第1節 震災復興の推進

（震災復興体制の確立）

第55条 知事は、震災により重大な被害を受けた場合で、速やかに計画的な都市の復興等を図るため必要と認めるときは、東京都震災復興本部の設置に関する条例（平成10年東京都条例第77号）に基づく体制をとるものとする。

（震災復興計画の策定及び震災復興事業の推進）

第56条 知事は、前条に規定する場合は、広域的な復興を推進する見地から、速やかに震災復興計画を策定しなければならない。

- 2 知事は、前項の計画に基づいて震災復興事業の推進に努めなければならない。
- 3 知事は、第1項の震災復興計画の策定及び前項の震災復興事業の実施を円滑に推進するため、あらかじめ震災復興に関する施策及び手続を定めることができる。この場合において、知事は、当該施策及び手続を都民に周知しなければならない。
- 4 知事は、震災復興計画の策定及び震災復興事業の推進に当たり、区市町村との調整に努めなければならない。

第2節 地域協働復興

（地域協働復興に対する理解の促進等）

第57条 知事は、地域協働復興（震災後において、都民が相互に協力し、事業者、ボランティア及び知事その他の行政機関との協働により、自主的に自らの生活の再建及び居住する地域の復興を進めることをいう。以下同じ。）に対する都民等の理解を深めるよう努めるとともに、都民の自発的な意思に配慮して、地域協働復興に関する活動を促進しなければならない。

（復興市民組織）

第58条 知事は、区市町村が行う復興市民組織（地域協働復興に関する活動を行う市民組織をいう。以下同じ。）の育成に対し、支援及び協力を行い、その充実が図られるよう努めなければならない。

2 知事は、地域協働復興に関する活動の円滑な実施を確保するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して、復興市民組織に対し、情報の提供、相談体制の充実、資器材の提供等必要な支援を行うよう努めなければならない。

第5章 委任

第59条 この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、災害対策基本法等の一部を改正する法律(平成25年法律第54号)第3条の規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(施行の日=平成25年10月1日)

資料 28 東京都震災対策条例施行規則（平成13年3月30日 規則第52号）

東京都震災対策条例施行規則を公布する。

東京都震災対策条例施行規則

東京都震災予防条例施行規則（昭和47年東京都規則第85号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（事業所防災計画に規定すべき事項）

第2条 条例第10条の規定に基づき事業者が作成する事業所防災計画に規定すべき事項は、震災に備えての事前計画、震災時の活動計画その他の防災上必要な事項とし、消防総監が別に定める。

（事業所防災計画を届け出なければならない施設）

第3条 条例第11条に規定する知事が指定する施設は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条に規定する指定公共機関、指定地方公共機関その他これらに準ずる機関が管理する施設のうちから、消防総監が別に定める。

（事業所防災計画の届出）

第4条 条例11条の規定による届出をしようとする事業者は、消防総監が別に定める様式による届出書を、所轄の消防署長を経由して消防総監に提出しなければならない。

2 前項の届出書の提出部数は、正副各一部とする。

3 前2項に定めるもののほか、届出に関し必要な事項は、消防総監が定める。

（地域危険度の測定）

第5条 知事は、条例第12条第1項に規定する地震に関する地域の危険度の調査及び研究に係る測定については、概ね5年ごとに実施しなければならない。

（強震計を設置する工作物）

第6条 条例第12条第2項の規定により強震計を設置する工作物は、次に掲げるものとする。

(1) 公立学校

(2) 公営共同住宅

(3) 庁舎及び公会堂

(4) 橋及び鉄道

(5) ダム、堤防及び水門

(6) 岸壁及びさん橋

(7) その他防災対策上特に重要な工作物

2 前項の工作物に強震計を設置するときは、地盤の性質、工作物の構造及び用途並びに強震計の地域的分布を考慮しなければならない。

（特殊建築物等の指定）

第7条 条例第16条の規定により知事が指定する特殊建築物及び地下街は、東京都建築基準法施行細則（昭和25年東京都規則第194号）第10条の表の（い）欄各項に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分が、同表の（ろ）欄の当該各項に掲げる規模又は階のものとする。

（重要建築物の種類）

第8条 条例第17条第1号のその他の官公庁建築物は、次に掲げるものとする。

- (1) 消防署、警察署、都の本庁舎、地域防災センター及び防災通信施設
- (2) 建設事務所、東京港建設事務所、東京港管理事務所及び空港管理事務所
- (3) 治水事務所
- (4) 都立葬儀所
- (5) 保健所、浄水場、給水所及び下水処理場
- (6) 防災備蓄倉庫及び中央卸売市場
- (7) 災害対策住宅及び職務住宅

2 条例第17条第2号のその他これらに準ずる建築物は、次に掲げるものとする。

- (1) 東京都養護老人ホーム条例（平成11年東京都条例第136号）に規定する養護老人ホーム及び東京都立ナーシングホーム条例（平成11年東京都条例第135号）に規定するナーシングホーム
- (2) 都立の障害者児施設
（落下危険物の安定性の基準）

第9条 条例第20条に規定する落下危険物の落下を防止するための防災上安全な基準は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第39条の定めによる。

（宅地造成地の安全性の基準）

第10条 条例第21条に規定する宅地造成地の地震に対する防災上安全な基準は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第2章に定める工事の技術的基準とする。

（有害物取扱施設の安全性の基準）

第11条 条例第31条に規定する有害物を取り扱う施設の防災上安全な基準は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第13条に定めるもののほか、厚生労働大臣が定める基準とする。

（防災訓練の範囲）

第12条 条例第41条第1項に規定する防災訓練は、次に掲げるものとする。

- (1) 東京都が主催するもの
- (2) 警視庁又は警察署が主催するもの
- (3) 東京消防庁又は東京消防庁所管の消防署が主催するもの

（災害補償の実施）

第13条 知事は、条例第41条第2項の規定に基づき、前条の防災訓練に参加した者が、当該防災訓練上の事故（以下単に「事故」という。）により、死亡し、又は負傷し、若しくは障害の状態となった場合は、その者に係る災害補償として、次条から第17条まで及び第19条から第22条までに定めるところにより災害補償を受けるべき者又は遺族に対し、支給する。

（災害補償の種類）

第14条 前条の規定により知事が支給する災害補償の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 入院療養補償
- (2) 通院療養補償
- (3) 休業補償
- (4) 後遺障害一時金
- (5) 死亡一時金

（災害補償の金額）

第15条 入院療養補償、通院療養補償及び休業補償は、事故により負傷した者が、別表第1の上欄に掲げる区分に応じて、同表中欄に掲げる災害補償の要件に該当する場合に、同表下欄に掲げる方法により計算して得た金額を支給する。ただし、同一の事故により入院療養補償及び通院療養補償を併せて行う場合には、31万5千円を限度とする。

(後遺障害一時金)

第16条 後遺障害一時金は、第12条の防災訓練に参加した者が、事故により障害の状態になった場合で、当該障害が固定した日から起算して180日以内で、かつ、事故発生の日から起算して1年6箇月以内において、別表第2に定める後遺障害があるときに、当該後遺障害の程度に対応する等級ごとに定める金額を支給する。ただし、当該後遺障害が同表に定める後遺障害の2以上に該当する場合の等級は、重い後遺障害に対応する等級による。

2 事故発生の日から起算して1年6箇月を経過してもなお治療を要する場合で、かつ、別表第2に定める後遺障害があるため、知事が補償を行う必要があると認めたときは、同項の規定を準用する。

3 前2項の規定にかかわらず、障害のある者が、事故を原因として同一部位について障害の程度を加重することとなった場合には、これらの規定の例により算出した金額から従前の障害に対応するこれらの規定の例により算出した金額を差し引いた金額を支給する。

(死亡一時金)

第17条 死亡一時金は、第12条の防災訓練に参加した者が、事故を原因として、事故発生の日から起算して180日を経過する日までに死亡した場合に、その者の遺族(特別区の消防団員等の公務災害補償の関する条例(昭和41年東京都条例第84号)第11条の規定において、「遺族補償金」を「死亡一時金」と、「消防団員等」を「死亡した者」と読み替えて準用する遺族とする。以下同じ。)に対し支給し、その額は、700万円とする。

(訓練会場までの往復経路上の事故に対する災害補償)

第18条 知事は、第12条に規定する防災訓練に参加するため防災訓練会場までの往復経路(合理的な経路及び方法によるものに限る。)上において、死亡し、又は負傷し、若しくは障害の状態となった場合は、災害補償を受けるべき者又は遺族に対し、前3条の規定を準用する。ただし、支給する金額は、これらの規定に従って算出した金額の2分の1を限度として知事が定めるものとする。

(災害補償金計算の特例)

第19条 正当な理由なくその治療を怠ったため、障害の程度を加重することとなった場合は、その影響がなかったものとして、前4条の規定を適用する。

2 事故等(事故及び前条に規定する場合をいう。以下同じ。)の発生時に既に有していた疾病又は事故等後その障害の原因となった事故等と関係なく生じた障害若しくは疾病の影響により、当該障害の程度を加重することとなったときは、それらの影響がなかったものとして、前4条の規定を適用する。

3 知事は、災害補償の原因となった事故等の発生について本人に重大な過失があるときは、その過失の程度に応じてその災害補償の金額を減額することができる。

(防災訓練に係る災害補償の認定)

第20条 第12条に規定する防災訓練の主催者(以下「主催者」という。)は、その主催した防災訓練において事故等が発生した場合は、事故等の発生の日から7日以内に知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告を受けた場合は、その内容を審査した結果、災害補償の対象になると決定したときは、主催者を經由して、その補償を受けるべき者又は遺族に対し、速やかに災害補償の認定の通知をしなければならない。

(災害補償の請求及び決定)

第21条 災害補償を受けようとする者は、前条第2項の災害補償の認定の通知を受けた後、次の各号の区分に応じてそれぞれ当該各号に定めるときに、知事に速やかに補償の請求を行わなければならない。

- (1) 入院療養補償、通院療養補償及び休業補償 当該療養又は休業が終了したとき。ただし、その療養又は休業が1月を超えるとときは、1月ごとに、当該月を経過したとき。
- (2) 後遺障害一時金 当該後遺障害が固定したとき。
- (3) 死亡一時金 災害認定の通知を受けたとき又は、事故等の発生の日から起算して180日を経過する日までに死亡した場合の当該死亡したとき。

2 知事は、前項の規定による補償の請求を受けたときは、速やかに災害補償金額を決定し、その旨を請求者に対して通知しなければならない。

(災害補償に係る事項の委任)

第22条 第13条から前条までに定めるもののほか、防災訓練に参加した者に対する災害補償に関し必要な事項は、総務局長が別に定める。

(避難場所の指定基準)

第23条 条例第47条第1項に規定する避難場所は、次に掲げる条件を満たしていなければならない。

- (1) 周辺の市街地構成の状況から大震火災時のふく射熱に対して安全な面積を有する場所であること。
- (2) 避難場所の内部において震災時に避難者の安全性を著しく損なうおそれのある施設が存在しないこと。

(避難道路の指定基準)

第24条 条例第48条に規定する避難道路は、避難場所と当該避難場所に避難しなければならない人の居住地との距離が長く、又は火災による延焼の危険性が著しく、自由に避難することが困難な地域について指定するものとする。

2 前項に規定する避難道路は、幅員15メートル以上のものとする。

(避難場所又は道路の指定等の告示)

第25条 知事は、条例第47条の避難場所又は条例第48条の避難道路を指定し、又は取り消したときは、速やかに告示しなければならない。

(土地及び家屋の利用計画)

第26条 条例第52条第2項に規定する土地及び家屋の利用計画には、次に掲げる事項のための利用方法を定めるものとする。

- (1) 救出及び救助活動
- (2) 災害時におけるヘリコプター緊急離着陸
- (3) ボランティアの活動
- (4) 生活物資の集積及び輸送
- (5) 公営住宅等の建設
- (6) 庁舎の建設
- (7) その他知事が必要と認める事項

(活動拠点の指定等の告示)

第27条 知事は、条例第52条第4項に規定する救出及び救助の活動拠点を指定し、又は取り消したときは、速やかに告示しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に知事及び区市町村が行う防災訓練に参加した都民が、当該防災訓練により死亡し、又は傷害を受けた場合で、施行日において現に補償の決定を受けていない都民に対する補償については、この規則による改正後の東京都震災対策条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第13条から第22条までの規定を適用する。
- 3 この規則の施行の際現に特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の例により補償を受けている者又は補償の決定を受けている者に対する補償については、改正後の規則第13条から第22条までの規定にかかわらず、同条例の例による。

附 則（平成 20 年規則第 107 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表は省略

資料 29 東京都帰宅困難者対策条例（平成 24 年 3 月 30 日 条例第 17 号）

東京都帰宅困難者対策条例を公布する。

東京都帰宅困難者対策条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 一斉帰宅抑制に係る施策の推進（第 7 条—第 9 条）

第 3 章 安否確認及び情報提供（第 10 条・第 11 条）

第 4 章 一時滞在施設の確保（第 12 条）

第 5 章 帰宅支援（第 13 条）

第 6 章 雑則（第 14 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、大規模な地震その他の災害（以下「大規模災害」という。）が発生したことに伴い、公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しが不明な場合において、多数の帰宅困難者（事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。）が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するために、東京都（以下「都」という。）、都民及び事業者（事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。以下同じ。）の責務を明らかにし、帰宅困難者対策の推進に必要な体制を確立するとともに、施策の基本的事項を定めることにより、帰宅困難者対策を総合的かつ計画的に推進し、もって都民の生命、身体及び財産の保護並びに首都機能の迅速な回復を図ることを目的とする。

（知事の責務）

第 2 条 知事は、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時における帰宅困難者による混乱及び事故の発生等を防止するため、帰宅困難者対策について実施計画を策定し、総合的に推進しなければならない。

2 知事は、大規模災害の発生により、多数の帰宅困難者が生じ、又は生じるおそれがあると認める場合並びに帰宅困難者による混乱及び事故の発生等の危険性が回避され、安全に帰宅することができる場合と認める場合は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、必要な措置を講じなければならない。

3 知事は、前 2 項に規定する帰宅困難者対策を実施するに当たっては、高齢者、障害者、外国人等の災害時に援護を要する者に対して、特に配慮しなければならない。

（都民の責務）

第 3 条 都民は、大規模災害の発生に備えて、あらかじめ、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

2 都民は、大規模災害の発生時に自らの安全を確保するため、むやみに移動しないよう努めるととも

に、都、区市町村、事業者その他関係機関が行う帰宅困難者対策に協力し、かつ、自発的な防災活動を行うよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その社会的責任を認識して、従業者の安全並びに管理する施設及び設備の安全性の確保に努めるとともに、大規模災害の発生時において、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、帰宅困難者対策に取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業者との連絡手段の確保に努めるとともに、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うことを従業者へ周知するよう努めなければならない。

3 事業者は、管理する施設の周辺において多数の帰宅困難者が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するため、都、区市町村、他の事業者その他関係機関及び当該施設の周辺地域における住民との連携及び協力を努めなければならない。

4 事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業者の施設内での待機に係る方針、安全に帰宅させるための方針等について、東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）第10条に規定する事業所防災計画その他の事業者が防災のために作成する計画において明らかにし、当該計画を従業者へ周知するとともに、定期的に内容の確認及び改善に努めなければならない。

(帰宅困難者対策実施状況の報告)

第5条 知事は、帰宅困難者対策の実施状況を確認するため、事業者等（前条及び次章から第5章までの規定に係る帰宅困難者対策を実施する者をいう。以下同じ。）に報告を求めることができる。

(事業者等に対する支援)

第6条 知事は、必要があると認めるときは、事業者等に対して支援を行うものとする。

第2章 一斉帰宅抑制に係る施策の推進

(従業者の一斉帰宅抑制)

第7条 事業者は、大規模災害の発生時において、管理する事業所その他の施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、従業者に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講じることにより、従業者が一斉に帰宅することの抑制に努めなければならない。

2 事業者は、前項に規定する従業者の施設内での待機を維持するために、知事が別に定めるところにより、従業者の三日分の飲料水、食糧その他災害時における必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

(公共交通事業者等による利用者の保護)

第8条 鉄道事業者その他公共交通事業者は、公共交通機関の運行の停止により管理する施設内において多数の帰宅困難者が生じた場合は、管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他公共交通機関の利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 百貨店、展示場、遊技場等の集客施設に係る設置者又は管理者は、設置し、又は管理する施設内で多数の帰宅困難者が生じた場合は、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3 前2項に規定する施設以外の施設に係る設置者又は管理者は、前2項の規定に準じて、施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(学校等における生徒等の安全確保)

第9条 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号。以下この条において「法」という。)第1条に規定する学校をいう。)、専修学校(法第124条に規定する専修学校をいう。))及び各種学校(法第134条に規定する各種学校をいう。))並びに保育所その他の子育て支援を行うことを目的とする施設の設置者又は管理者は、大規模災害の発生時に、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状態を確認の上、幼児、児童、生徒等に対し、当該施設内での待機の指示その他安全確保のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第3章 安否確認及び情報提供

(安否確認及び情報提供のための体制整備)

第10条 知事は、大規模災害の発生時において安否情報の確認及び災害関連情報その他の情報(以下「災害関連情報等」という。)の提供を行うため、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するために必要な体制を確立しなければならない。

(安否確認手段の周知等)

第11条 知事は、大規模災害の発生時において都民及び事業者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供を行わなければならない。

2 事業者等は、大規模災害の発生時において従業者、利用者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供に努めなければならない。

第4章 一時滞在施設の確保

(一時滞在施設の確保等)

第12条 知事は、都が所有し、又は管理する施設の中から、大規模災害の発生時に帰宅困難者を一時的に受け入れる施設(以下この条において「一時滞在施設」という。)を指定し、都民及び事業者等に周知しなければならない。

2 知事は、一時滞在施設の確保に向け、都が所有し、又は管理する施設以外の公共施設又は民間施設に関し、国、区市町村及び事業者等に協力を求め、帰宅困難者を受け入れる体制を整備しなければならない。

3 知事は、区市町村、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時において帰宅困難者の一時滞在施設への円滑な受入れのために必要な措置を講じなければならない。

第5章 帰宅支援

(帰宅支援)

第13条 知事は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、大規模災害の発生時における公共交通機関の運行の停止に係る代替の交通手段及び輸送手段並びに災害時帰宅支援ステーション(徒歩により帰宅する者に飲料水、便所、災害関連情報等の提供等を行う店舗等をいう。)を確保するとともに、災害関連情報等の提供その他必要な措置を講じることにより、帰宅する者の安全かつ円滑な帰宅を支援しなければならない。

第6章 雑則

(委任)

第 14 条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

資料 30 昭島市災害対策本部条例（昭和 38 年 7 月 5 日条例第 13 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、昭島市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（本部の組織）

第 2 条 本部に本部長室及び部を置く。

2 部に部長を置く。

3 本部長室及び部に属すべき本部の職員は、規則で定める。

（職務）

第 3 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

4 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

5 各部の部員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

（委任）

第 4 条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 1 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 7 日条例第 24 号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 31 昭島市防災会議条例（昭和 38 年 7 月 5 日条例第 12 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 1 項の規定により設置する昭島市防災会議（以下「防災会議」という。）につき同条第 6 項の規定に基づく所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 昭島市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
（会長及び委員）

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 市の職員のうちから市長が指名する者
 - (2) 昭島警察署の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 昭島市教育委員会の教育長
 - (4) 昭島市消防団の団長
 - (5) 東京消防庁の消防吏員のうちから市長が委嘱する者
 - (6) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者
 - (7) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
- 6 前項の委員の総数は、40 人以内とする。

（専門委員）

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員をおくことができる。

- 2 専門委員は、市の職員、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関の役員又は職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命又は委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会議の公開）

第 5 条 防災会議は、公開とする。ただし、会議の内容に昭島市情報公開条例（平成 10 年昭島市条例第 2 号）第 9 条各号のいずれかに該当する情報が含まれるときは、防災会議の議決により非公開とすることができる。

（議事等）

第 6 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事運営について必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 7 月 1 日から施行する。

資料

附 則（昭和 41 年 3 月 24 日条例第 9 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 29 日条例第 5 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 8 日条例第 3 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。（後略）

附 則（平成 24 年 12 月 20 日条例第 27 号）

この条例は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

資料 32 昭島市防災会議運営規程（昭和 38 年 11 月 1 日訓令第 13 号）

改正 昭和 46 年 6 月 30 日訓令第 12 号 昭和 51 年 8 月 26 日訓令第 7 号
昭和 57 年 4 月 8 日訓令第 5 号

（趣旨）

第 1 条 この規程は、昭島市防災会議条例（昭和 38 年昭島市条例第 12 号）第 5 条の規定に基づき、昭島市防災会議（以下「会議」という。）の議事その他の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（招集）

第 2 条 会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、会議に付議すべき事項及び理由を付して、会長に会議の招集を求めることができる。

3 会議を招集するときは、会議の日時、場所及び議題を定め、関係の委員に通知しなければならない。

4 前項の通知を受けた委員が事故のため出席できないときは、代理者を出席させることができる。

（議事手続）

第 3 条 会議の議事は、会長が主宰する。

2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を求めることができる。

（委任）

第 4 条 会議は、その所掌に属する事務の一部を会長に委任することができる。

2 会長は、委任を受けた事務を処理したときは、次の会議に報告しなければならない。

（専門委員）

第 5 条 専門委員は、調査の結果を報告するため、会議に出席することができる。

（事務局）

第 6 条 会議の事務局は、防災担当課におく。

（書記）

第 7 条 会議に関する事務を処理させるため、書記若干名をおく。

2 書記は、市職員のうちから市長が命ずる。

附 則

この規程は、昭和 38 年 10 月 1 日から施行する。

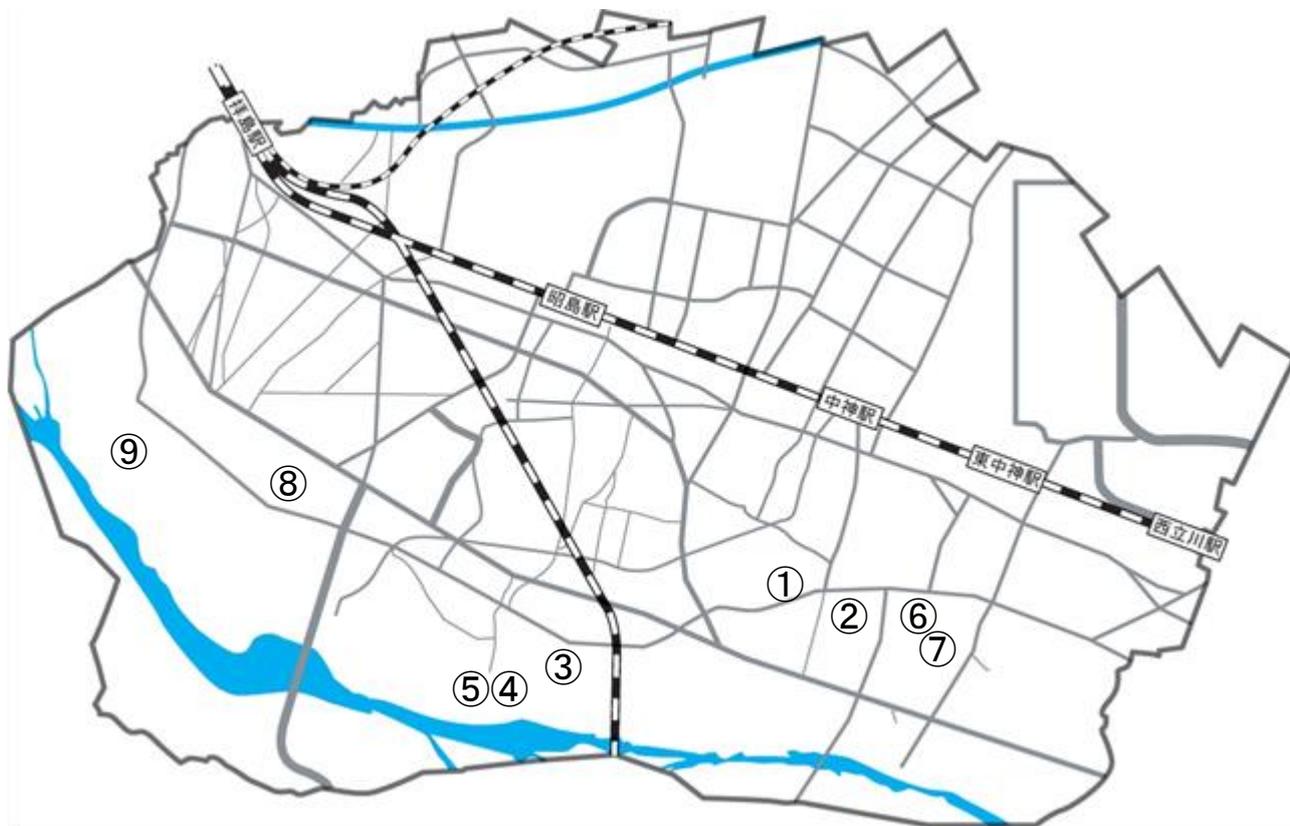
附 則（昭和 46 年 6 月 30 日訓令第 12 号）

この訓令は、昭和 46 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 57 年 4 月 8 日訓令第 5 号抄）

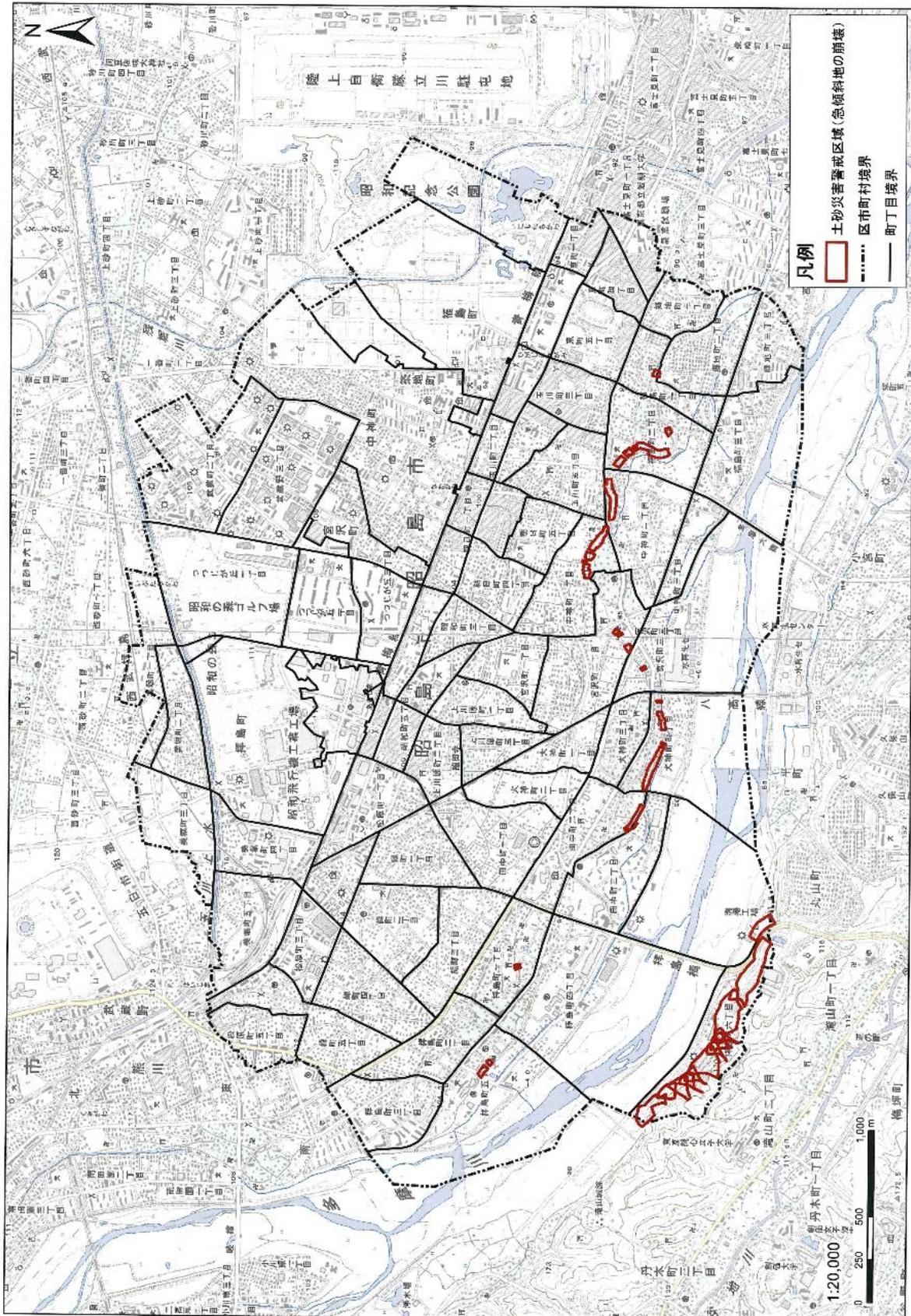
1 この訓令は、昭和 57 年 4 月 8 日から施行する。

資料 33 急傾斜地崩壊危険箇所



番号	住 所
①	中神町一丁目 4 番
②	中神町二丁目 3 番
③	大神町四丁目 3 番
④	大神町四丁目 4 番
⑤	大神町四丁目 15 番
⑥	福島町二丁目 10 番
⑦	福島町二丁目 13 番
⑧	拝島町一丁目 12 番
⑨	拝島町五丁目 8 番

資料 34 土砂災害警戒区域



資料

拝島町一丁目	宮沢町二丁目
拝島町五丁目	宮沢町三丁目
拝島町六丁目	中神町一丁目
田中町二丁目	中神町二丁目
田中町四丁目	福島町一丁目
大神町四丁目	福島町二丁目

資料 35 多摩川洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧

施設名称	所在地	区域内	
		洪水浸水 想定	土砂災害 警戒
社会福祉法人昭島ひまわりの家	拝島町 2-5-17	○	
脳を育てる運動療育センターピースマイル昭島 福島町教室	福島町 3-13-7 フローラルコー ト μ201 号室	○	
エクラシア宮沢	宮沢町 2-39-34	○	
だんらの家あきしま郷地	郷地町 2-21-2	○	
デイリゾートわくわく昭島店	郷地町 2-34-7	○	
認知症対応型共同生活介護いーまーる昭島	大神町 4-5-11	○	
和み苑デイサービス拝島	拝島町 1-11-11	○	
デイサービス「いでしたの虹」	拝島町 2-5-16	○	
昭島市立福島学童クラブ	郷地町 2-6-2	○	
株式会社わくわくわくわく宝船保育園昭島	郷地町 2-34-7	○	
昭島市立大神学童クラブ	大神町 4-18-14	○	
昭島市立田中学童クラブ	田中町 3-5-17	○	
社会福祉法人ゆりかご会昭島ゆりかご第二保育園	田中町 3-5-20	○	
昭島市立拝島第一学童クラブ	拝島町 1-14-14		○
社会福祉法人昭島愛育会昭栄保育園	拝島町 3-17-11	○	
社会福祉法人多摩育成会福島保育園	福島町 1-18-8	○	
昭島市立共成小学校	郷地町 2-6-1	○	
昭島市立成隣小学校	大神町 4-4-1	○	○
昭島市立田中小学校	田中町 3-4-1	○	
昭島市立多摩辺中学校	拝島町 4-6-30	○	
東京都立拝島高等学校	拝島町 4-13-1	○	
学校法人啓明学園	拝島町 5-11-15	○	
昭島市立玉川小学校	福島町 2-8-1		○
昭島市立福島中学校	福島町 3-20-1	○	

資料 36 警戒レベルと警戒レベル相当情報の一覧表

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報 (避難情報等)	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報			
				水位情報が ある場合 (下段：国管理河川の 洪水の危険度分布※1)	水位情報が ない場合 (下段：法水害報 の危険度分布)	土砂災害に 関する情報 (下段：土砂災害の 危険度分布)	高潮に 関する情報
5 相当	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保 (必ず発令されるものではなし)	氾濫発生情報 [危険度分布：黒 (知覚している可能性)]	大雨特別警報 (浸水害)※2	大雨特別警報 (土砂災害)	高潮氾濫発生情報※3
4 相当	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示 (従来の避難勧告の タイミングで発令)	氾濫危険情報 [危険度分布：紫 (氾濫が洪水水位超過相当)]	危険度分布：うす紫 (非難・避難)※4	土砂災害警戒情報 危険度分布：うす紫 (非難・避難)※4	高潮特別警報 高潮警報
3 相当	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難※	高齢者等避難	氾濫警戒情報 [危険度分布：赤 (避難勧告水位超過相当)]	洪水警報	大雨警報(土砂災害) 危険度分布：赤 (警報)	高潮警報に切り替 える可能性に言及 する高潮注意報
2 相当	気象状況悪化	自らの避難行動を 確認する	洪水、大雨、 高潮注意報	氾濫注意情報 [危険度分布：黄 (氾濫が洪水水位超過)]	危険度分布：黄 (注意)	危険度分布：黄 (注意)	
1 相当	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報				

市町村は、警戒レベル相当情報の他、暴風や日没の時刻、堤防や樋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する

上段太字：危険性が高まるなど、特正の条件となった際に発表される情報（市町村に対し関係機関からフィッシュ型で提供される情報）
下段細字：常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報（市町村が自ら確認する必要がある情報）

※高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり自主的に避難

※1)HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)では、観測水位等から詳細(左右岸200m毎)の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル3～5相当の危険度を表示。
 ※2)水位情報がなく、中・小・河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報(浸水害)の対象としている。
 ※3)水位周知海岸において都道府県知事から発表される情報。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間・急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。
 ※4)大雨警報(土砂災害)・洪水警報の危険度分布については、今後技術的な改善を進め、警戒レベル5に相当する情報の新設を行う。それまでの間、危険度分布の「極めて危険(濃い紫)」を、大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5の発令対象区域の絞り込みに活用する。
 ※5)高潮警報は、高潮により命に危険が及ぶおそれがある場合と予想される場合に高潮警報を高潮特別警報として発表するため、両方を警戒レベル4相当情報に位置付けている。
 風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合と予想される場合に高潮警報(土砂災害)の危険度分布と都道府県が提供する「土砂災害危険度分布」と呼ぶ。
 注)本資料では、気象庁が提供する大雨警報(土砂災害)の危険度分布と都道府県が提供する「土砂災害危険度分布」と呼ぶ。

資料 37 昭島市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）

平成31年2月策定（令和6年4月改正）

第1章 基本的な考え方

1 背景と目的

1 背景と目的

近年、東日本大震災や平成28年熊本地震をはじめとする地震、集中豪雨や台風による風水害など、全国各地で大規模な災害が発生しています。このような災害時においては、特に高齢者や障害のある方など自力で避難することが困難な方（以下「避難行動要支援者」という。）が逃げ遅れたり、必要な情報が伝わらなかつたりするなど、その対策が課題となっています。

大規模な災害の発生時において、行政機関等による救援体制が整うまでに時間を要することも想定されるため、地域住民などによる避難支援などの取組や助け合いは、必要不可欠なものとなります。近隣住民による日頃からの見守りや自治会、自主防災組織といった地域の力を活用し、地域における共助の支援体制を構築していく必要があります。

国では、東日本大震災を教訓として平成25年6月に災害対策基本法の一部が改正され、平成25年8月に「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月：内閣府（防災担当））」（以下「取組指針」という。）が示されました。取組指針では、区市町村は地域の実情に合わせ、要介護高齢者や障害のある方等の要配慮者に対する安否確認や避難支援（以下「避難支援等」という。）について、重点的・優先的に取り組むことが重要とされています。

また、令和元年に発生した台風第19号等の頻発する自然災害を踏まえ、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されるなどの規定等が創設されるとともに、国の取組指針も令和3年5月に改定されました。

昭島市では、災害対策基本法や国の取組指針等を踏まえ、災害対策基本法に即した「昭島市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」（以下「支援プラン」という。）を策定しています。

この支援プランは、避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制をより確かなものとし、自ら災害に備える「自助」、地域での助け合いによる「共助」及び市などの行政機関の取組である「公助」が連携し、相互に支え合いながら大規模災害時における地域の安全・安心体制を強化することを目的としています。

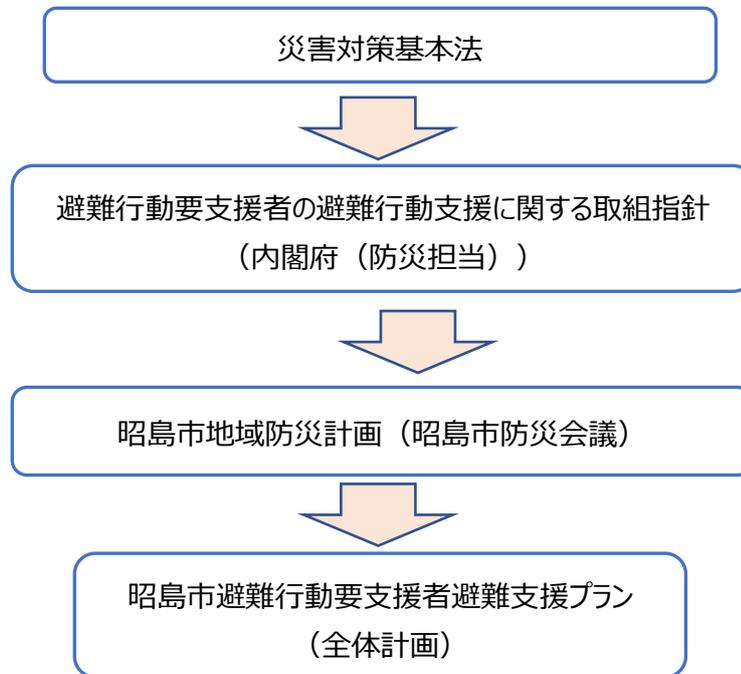
2 自助・共助・公助の必要性

大規模な災害が発生した場合、行政機関等による公的な支援には限界があります。避難行動要支援者も含めて、まずは一人ひとりが自分や家族の身は自分が守る「自助」、そのうえで近隣住民への声掛けや安否確認、さらに自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員等の組織的な安否確認や避難支援等の「共助」が重要となります。

避難行動要支援者の避難支援に当たっては、「地域の人地域で守る」を基本とし、行政機関等による支援活動の「公助」に併せて、地域の様々な人と人とのつながりにより平常時や災害発生時を通じた支援体制づくりを進めていくことが求められています。

3 計画の位置付け

避難支援プランは、平成25年に災害対策基本法が改正され、新たに避難行動要支援者名簿に関する規定がされたことに伴い、国の取組指針及び東京都の「災害時要援護者への災害対策推進のための指針」を踏まえ、昭島市地域防災計画の下位計画として、避難支援に関する事項を具体化しています。



4 要配慮者・避難行動要支援者・避難支援等関係者の定義

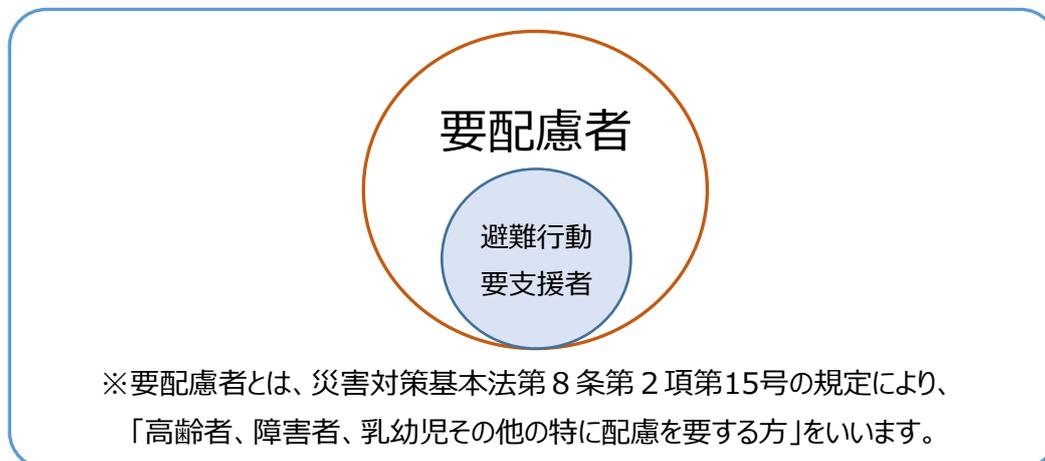
災害対策基本法の一部改正（平成26年4月1日施行）に伴い、以下のとおり「要配慮者」、「避難行動要支援者」及び「避難支援等関係者」の定義を定めています。

用語	内容
要配慮者	災害の発災前、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者。 具体的には、高齢者、障害のある方、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定している。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。
避難支援等関係者	消防機関、都道府県警察、児童委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者。

第2章 避難行動要支援者に対する支援

1 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者とは、災害対策基本法第49条の10第1項により、「市に居住する要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方」をいいます。



避難支援プランにおける避難行動要支援者名簿に登録する対象者の範囲は、在宅者のうち、表1の要件に該当する方とします。

【表1】

区分	対象者
要介護者	要介護認定3～5を受けている方
障害者	身体障害者手帳1級、2級又は第1種身体障害者手帳を所持する方
	愛の手帳（療育手帳）1度又は2度を所持する方
	精神障害者保健福祉手帳1級又は2級を所持する方
	難病患者で障害者手帳を所持する方
その他	市長が、災害時において円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要すると認める方

※社会福祉施設等へ入所や医療機関等へ長期入院している方は、原則として対象としていません。

2 避難支援等関係者

(1) 避難支援等関係者の範囲

災害発生時において、避難行動要支援者の安否確認や避難支援に携わる関係者を避難支援等関係者といいます。

避難行動要支援者名簿制度は、名簿自体を作成することにあるのではなく、作成した名簿を適切に活用し、避難行動要支援者の生命と身体を災害から守ることにあります。

そのため、平常時より避難支援等関係者に名簿情報を提供することについて、避難行動要支援者本人等より同意を得られた場合は、災害対策基本法第49条の11第2項に基づき、表2の避難支援等関係者に対し、名簿を紙媒体で提供します。ただし、避難支援等の実施に必要な限度で提供するため、表2の⑤～⑧の避難支援等関係者に対しては、担当や管轄している地域に所在する避難行動要支援者の情報を提供します。

【表2】

市が定める避難支援等関係者	名簿の提供範囲
①昭島消防署 ③昭島警察署 ②昭島市消防団 ④昭島市社会福祉協議会	市全域の名簿登録者の情報
⑤民生委員・児童委員 ⑥自治会 ⑦自主防災組織 ⑧昭島市関係機関（地域包括支援センターなど）	市全域の名簿登録者のうち、担当や管轄している地域に所在する避難行動要支援者のみの情報

（2）避難支援等関係者の安全確保

避難行動要支援者名簿を活用した災害時における避難支援等は、あくまでも地域の助け合い（共助）による活動となります。

避難支援等関係者が避難支援等を行う場合は、避難支援等関係者本人及びその家族等の生命並びに身体の安全が確保された上で、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲での支援活動であることを念頭に置き、危険を冒してまでの無理な支援は避けることが基本となります。

市は、上記の基本を十分に踏まえ、避難支援の実施に関しては、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮するものとします。

また、市は、避難行動要支援者に対し、避難支援等を適切に行ったとしても十分に支援することができない可能性があることや法的な責任や義務を負うものでないことを理解してもらうよう努めるものとします。

（3）避難支援等関係者の担当部署

避難支援等関係者との調整等を行う担当部署は、表3のとおりとします。

【表3】

担当業務	担当部署
①避難支援等関係者との調整等に関する総合調整	保健福祉部福祉総務課
②昭島消防署、昭島市消防団、昭島警察署及び自主防災組織	総務部防災安全課
③自治会	市民部生活コミュニティ課
④民生委員・児童委員協議会及び昭島市社会福祉協議会	保健福祉部福祉総務課
⑤市長が必要と認める関係者及び団体	・平常時においては、通常業務における担当部署 ・災害時においては、地域防災計画に定める担当部署

第3章 避難行動要支援者情報の把握及び共有の方法

1 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 市での情報の集約

市は、避難行動要支援者名簿の登録対象者を把握するため、市の関係各部署で把握している要介護認定者や障害者手帳所持者等の情報を集約します。

名簿に登録する個人情報や必要事項等については、災害対策基本法第49条の10第2項などにより、表4のとおりとします。

また、名簿は、災害時の状況を考慮し、紙媒体と昭島市避難行動要支援者システム（電子データ）の2通りの方法により管理します。

【表4】

名簿に記載する 個人情報	①氏名（ふりがな）
	②生年月日（年齢）
	③性別
	④住所又は居所
	⑤電話番号その他の連絡先（緊急連絡先を含む）
	⑥避難支援等を必要とする事由
	⑦その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(2) 東京都に対する情報の取得

市で把握していない情報の取得が名簿作成のための必要があると認められるときは、災害対策基本法第49条の10第4項の規定に基づき、東京都に文書により情報の提供を求めるものとします。

(3) 名簿の作成に関する担当部署

名簿の登録対象者及び登録事項の把握を担当する部署は、表5のとおりとします。

【表5】

担 当 業 務	担当部署
①名簿の作成及び更新に関する総合調整	保健福祉部福祉総務課
②高齢者、要介護認定者に係る名簿登録者の把握	保健福祉部介護福祉課
③障害者手帳所持者に係る名簿登録者の把握	保健福祉部障害福祉課
④市長が必要と認めた者の登録情報の管理	保健福祉部福祉総務課

2 名簿情報提供に関する意思確認

(1) 同意の取得

災害時において、避難行動要支援者の安否確認や避難支援を速やかに行うためには、避難行動要支援者本人にとって身近な避難支援等関係者が名簿情報を事前に把握しておくことが重要ですが、名簿情報を平常時より避難支援等関係者に提供するには、避難行動要支援者本人等の同意が必要になります。

そのため、市では、避難行動要支援者の登録対象者に対し、郵送等により事前に意思確認（同意の有無の確認）を行い、同意した方のみを抽出した名簿（表6）を別に作成し、避難支援等関係者に提供します。

【表6】

区分	内容	活用
名簿①	避難行動要支援者の要件を満たすすべての方を掲載した名簿	災害時や緊急時には、災害対策基本法第49条の11第3項に基づき、避難行動要支援者の同意の有無にかかわらず避難支援等関係者に提供し、避難支援等に活用する。
名簿②	名簿①から平常時より避難支援等関係者に名簿情報を提供することに同意した方のみを抽出した名簿	平常時より避難支援等関係者に提供し、災害時の避難支援のほか、訓練時等にも活用する。

(2) 同意の確認方法

- ① 避難支援等関係者に平常時から名簿情報を提供する場合は、災害対策基本法第49条の11第2項に基づき、避難行動要支援者の同意（以下「本人の同意」という。）を得るものとします。
- ② 本人の同意を確認する際は、文書により確認することを基本とします。
- ③ 文書による同意を得ることが困難な場合であって、口頭等により本人が実質的に同意していると判断できるときは、名簿にその旨を記載し、本人の同意があったものとして取り扱うものとします。
- ④ 認知症の症状や重度の障害があることにより、同意によって生じる結果について判断する能力を有しないと認められる避難行動要支援者に対しては、親権者や法定代理人等から同意を得ることにより、名簿にその旨を記載し、本人の同意があったものとして取り扱うことができるものとします。

(3) 郵送による同意の確認

- ① 本人の同意を確認する際は、郵送により確認することができるものとします。
- ② 郵送により本人の同意を確認する場合は、確認書面の返送期日を定め、その返送を本人等に求めるものとします。
- ③ 確認書面の返送期日は、発送の日から40日を経過する日以降とするものとします。
- ④ 本人等から避難行動要支援者名簿制度の詳しい内容の説明を求められたときは、制度を分かりやすく説明するなど、適切に対応するものとします。

(4) 不同意の方への対応

不同意の方（意思確認で平常時の情報提供に同意しなかった方）については、名簿に不同意の旨を記載し市が管理します。不同意の方を含む名簿については、平常時は非開示情報として扱いますが、災害時や緊急時には、必要に応じて避難支援等関係者に情報提供し、避難支援等への協力を求めるものとします。

なお、不同意の方に対しては、名簿作成の趣旨やその重要性などについて、ホームページなどを活用して周知・啓発を図るとともに、同意を得るための継続的な働きかけに努めます。

3 名簿の提供、管理

(1) 名簿提供の目的

平常時より避難支援等関係者に提供する名簿は、災害時や緊急時など避難行動要支援者の生命や身体を守る必要がある際に、円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくことを目的として提供します。

(2) 名簿の提供

市は、避難支援体制を整備するため、平常時から避難支援等関係者（地域）へ名簿情報を提供することに同意を得られた避難行動要支援者について、災害対策基本法第49条の11第2項の規定に基づき、表8の避難支援等関係者に対し、名簿を紙媒体で提供します。

【表8】

市が定める避難支援等関係者	名簿の提供範囲
①昭島消防署 ③昭島警察署 ②昭島市消防団 ④昭島市社会福祉協議会	【表6】名簿②の情報
⑤民生委員・児童委員 ⑥自治会 ⑦自主防災組織 ⑧昭島市関係機関（地域包括支援センターなど）	【表6】名簿②のうち、担当や管轄している地域に所在する避難行動要支援者のみの情報

（3）名簿の適正管理

避難支援等関係者へ名簿を提供する際、災害対策基本法第49条の12の規定により、情報漏えいを防止するために市が求める措置は表9のとおりとします。

また、市のみならず避難支援等関係者においても、昭島市個人情報保護条例及び昭島市情報セキュリティポリシー（平成16年6月1日策定）に則り、名簿情報を適正に管理するものとします。

【表9】

名簿情報の漏えい防止のために市が求める措置	避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために市が講ずる措置
①受領した名簿情報を避難支援等以外の目的のために使用することの禁止 ②名簿情報を取扱う者の限定 ③必要以上の名簿情報の複製の禁止 ④施錠可能な場所への名簿の保管 ⑤使用後等の名簿情報の廃棄・返却等	①避難支援等関係者に対しては、担当や管轄している地域内の避難行動要支援者の名簿情報のみを提供 ②避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明

4 名簿情報の更新

災害発生時や緊急時に迅速かつ適切な避難支援に役立てるため、市はデータによる名簿情報の更新を随時行うとともに、市及び避難支援等関係者が保有する紙媒体による名簿情報の更新を定期的（年1回）に行います。

また、避難行動要支援者の転入、転出や死亡、医療機関等への長期入院や社会福祉施設等への入所等が確認された場合は、名簿更新時に避難行動要支援者名簿への登録や登録の取消しを行います。

なお、平常時に避難支援等関係者へ名簿情報を提供する意思確認（本人の同意）については、変更の申し出がない限り継続されるものとします。

第4章 情報伝達体制の整備

1 避難指示等の発令

市は、災害時等において、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、災害対策基本法第60条第1項の規定及び「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月内閣府（防災担当））」に基づき、表10とおり判断基準を定め避難指示等を発令します。

【表10】

警戒レベル	区分	発令される状況	居住者等がとるべき行動等
レベル1	早期注意情報 (気象庁発表)	今後、気象状況が悪化するおそれのある状況	「災害への心構えを高める」 ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。
レベル2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁発表)	気象状況が悪化している状況	「自らの避難行動を確認」 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
レベル3	高齢者等避難 (市町村発表)	災害が発生するおそれがある状況	「危険な場所から高齢者等は避難」 ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
レベル4	避難指示 (市町村発表)	災害が発生するおそれが高い状況	「危険な場所から全員避難」 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
レベル5	緊急安全確保 (市町村発表)	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている状況（切迫している状況）【必ず発令される情報ではない】	「命の危険 直ちに安全確保！」 ・指定避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害が発生した状況や切迫しておる状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

※立退き避難とは、指定緊急避難場所や近隣の安全な場所への移動（水平移動）のことです。

※屋内安全確保とは、その時点にいる建物内のより安全な場所への移動（待避又は垂直避難）のことです。

2 避難情報の情報伝達手段

避難行動要支援者を含む要配慮者の方々は、避難情報の発令があったとしても、避難行動をとることや避難行動に至るまでの理解や判断等に困難な場合があることから、要配慮者に対し、実効性のある情報伝達手段を整備することが必要となります。

このため、市は、表11に定める伝達手段のほか、あらゆる手段を用いて迅速かつ的確に情報伝達を行います。

(1) 市による情報伝達

避難情報等の情報については、テレビ、市ホームページ、緊急速報メール（エリアメール）や昭島市メール配信サービスを活用するなど複数の情報伝達手段を用いて、避難支援等関係者を含む要配慮者の方々へ確実に伝達することができるよう努めます。

このほか、市内には多摩川及び残堀川の洪水浸水想定区域や急傾斜地などの土砂災害警戒区域が所在しているため、昭島市メール配信サービスを活用し、指定河川洪水予報や土砂災害警戒情報などの情報を速やかに伝達します。

なお、これらの情報伝達は、市の災害対策本部（災害時に設置）が行います。

【表11】

No.	市の情報伝達手段	音声	文字
1	市ホームページ	○	○
2	テレビ（放送事業者に対する情報提供による放送）	○	○
3	防災行政無線屋外拡声支局（スピーカー）	○	
4	広報車	○	
5	電話（※自治会、自主防災組織、昭島市消防団）	○	
6	緊急速報メール（エリアメール）		○
7	昭島市メール配信サービス		○
8	電話応答サービス	○	
9	ヤフー株式会社との協定に基づくプッシュ型配信（アプリ利用者のみ）		○

(2) 避難支援等関係者による情報伝達

避難支援等関係者は、テレビ、緊急速報メール（エリアメール）や昭島市メール配信サービス等により独自の情報収集に努めるとともに、市の広報等により入手した情報について、可能な範囲で避難行動要支援者に速やかに伝達します。

第5章 避難所における支援方法

1 避難所における支援

市は、あらかじめ、避難所のトイレの洋式化や暖房機器、プライバシー確保のための間仕切りの確保など、要配慮者の視点に配慮した設備等の整備に努めます。

災害時においては、避難所の運営に携わる方々とともに、避難所内における居住区域の割振りや食料の配布方法など、要配慮者の環境の整備について十分な配慮に努めます。

また、避難所内での情報提供を行う場合においても、特に視覚障害者や聴覚障害者等に対し特段の配慮を行うとともに、要配慮者が他の支援者等から協力や配慮を得ることができるよう、福祉関係団体やボランティア等と十分な連携を図ります。

このほか、昭島市地域防災計画の内容を踏まえ、要配慮者に対して必要な支援を行います。

2 二次避難所（福祉避難所）における支援

（1）福祉避難所の指定

心身の健康状態や障害があることなどにより、一般の避難所において生活を続けることが困難な要配慮者に対し、必要な生活支援を行うため、市は、これらの要配慮者を二次的に受け入れる施設として、表12のとおり市立施設を二次避難所（福祉避難所）として指定するとともに、社会福祉法人等の社会福祉施設とも福祉避難所としての協定を締結しています。

二次避難所（福祉避難所）となる施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備えているとともに、バリアフリー化されているなど、要配慮者の利用に適しており、かつ、生活相談職員等の確保が比較的容易である福祉施設等を活用します。

市は、これらの施設に対して、二次避難所（福祉避難所）の役割について説明を行うとともに、要配慮者の支援に必要な事項について事前に協議等を行い、支援体制の整備に努めます。

【表12】

（令和3年3月31日時点）

区分	No.	施設名	所在地
市立施設	1	保健福祉センター（あいぽっく）	昭和町4-7-1
	2	朝日町原町高齢者福祉センター	朝日町4-5-9
	3	松原町高齢者福祉センター	松原町1-13-3
	4	拝島町高齢者福祉センター	拝島町3-10-4
社会福祉法人協定締結施設	5	ニューフジホーム	中神町1260
	6	フジホーム	中神町1260
	7	昭和郷高齢者複合施設	中神町1260
	8	愛全園	田中町2-25-3
	9	もくせいの苑	松原町2-9-2
	10	ハピネス昭和の森	拝島町4036-14
	11	子ども発達プラザホエール	児童発達支援センター つつじが丘3-3-1

(2) 二次避難所（福祉避難所）の開設

市は、災害発生時に避難所を開設した際には、職員を派遣し要配慮者の避難状況を把握するとともに、災害対策本部へ報告します。災害対策本部は、各避難所における要配慮者の避難状況を勘案する中で、福祉避難所に指定している施設の受入れ態勢を確認の上、受入対象者及び福祉避難所の開設を決定します。

要配慮者の移送については、要配慮者の家族などに協力を依頼するとともに、市が自動車運送事業者と協定を締結している「災害時等における要配慮者等の移送協力等に関する協定（武州交通興業(株)）」を活用します。

また、要配慮者の移送体制の充実を図るため、福祉車両を所有している福祉サービス事業者等と移送協力に関する調整に努めます。

(3) その他

近年の災害の発生状況や令和元年に発生した台風第19号等の頻発する自然災害を踏まえ、令和3年5月に災害対策基本法が改正されるとともに、指定福祉避難所の受入対象者等の公示制度に係る災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）も改正されました。

このことにより、国の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン（平成28年4月：内閣府（防災担当））」も改正されたことから、福祉避難所の運営方法等について具体的な検討を図ります。

第6章 その他

1 個別避難計画の概要

(1) 個別避難計画と作成の目的

災害時において、自身で避難することが困難な避難行動要支援者の避難支援等を実効性のあるものにするため、要支援者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号等の基本的な名簿の情報に心身の状況や避難場所、避難経路、避難支援の際の留意事項等を加えた、個人ごとの避難計画を作成する。計画の作成に当たり、避難行動要支援者個別避難計画作成に関する重要事項説明書により、本人または家族等から事前に同意を得たうえで作成するものとします。

個別避難計画の作成を通して、本人だけでなく、その家族や関係者も含めて災害対応への意識を醸成し、共助の仕組みの強化を図ります。

個別避難計画の作成は、令和8年度までに、優先度の高い要支援者から、順次、作成します。

(2) 個別避難計画を連携して作成する関係者

市個別避難計画は、庁内の防災・福祉などの関係各課のほか、民生・児童委員、福祉専門職、社会福祉協議会などの関係者と連携して計画の作成に取り組みます。

なお、個別避難計画に基づく避難支援等の結果について、個別避難計画作成関係者及び支援者等に対して、法的な責任や義務を負わせるものではありません。

(3) 作成優先度の高い避難行動要支援者の範囲

以下の国の判断基準に基づき、個別避難計画作成の優先度の高い要支援者の範囲を定めます。

- ① ハザードマップ上における洪水・土砂災害等危険地域の状況
- ② 当事者の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度
- ③ 独居等の居住実態、社会的孤立状況

(4) 作成方法（進め方）

個別避難計画の作成方法は、大きく分けて2つの方法があります。

① 市と福祉専門職などが主体となって作成する方法

要支援者本人の世帯状況、ハザードの状況、心身状況などを基に優先度が高いと判断した方を対象に、市が主体となって、介護事業者や相談支援事業者と連携しながら作成する方法です。

② 要支援者本人が作成する方法

要支援者本人やご家族が作成する方法です。本人の状況や世帯の状況によっては、地域（避難支援等関係者など）の方々の協力を得て作成する方法もあります。

2 避難支援等関係者となる者

第2章2（1）「避難支援等関係者の範囲」を準用するほか、個別避難計画の作成に参画するなど避難支援の実施に関し市長が必要と認める者とする。

3 個別避難計画の作成及び適正な管理等

(1) 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

第3章1（1）及び（2）を準用します。

(2) 個別避難計画の適正な管理

個別避難計画情報には秘匿性の高い個人情報が含まれているため、市は、名簿情報の取り扱いと同様に、適正な情報管理を図ります。

関係機関に対して名簿や個別避難計画の情報提供を行う場合は、避難行動要支援者に関する情報の守秘義務及び情報の適正管理を徹底するため、以下の事項を遵守させるものとします。

- ① 避難行動要支援者の支援に関し、知り得たすべての情報について、正当な理由なく漏洩しないこと。
- ② 避難行動要支援者の名簿や個別避難計画の情報を、支援以外の目的で複写及び転写などを行い活用しないこと。
- ③ 名簿または個別避難計画の写しなどを第三者へ提供する、紛失または毀損することのないよう厳重な保管や管理を行うこと。なお、資料の紛失・盗難などの事象が発生した際は、速やかに市へ報告すること。
- ④ 個別避難計画の写しの返還を請求された時または保管する必要がなくなった時は、直ちに市へ返還すること。

(3) 個別避難計画情報の更新

要支援者の心身の状況は変化するため、その心身の状況に応じて個別避難計画を更新することで、避難支援等の実行性を高めることとなります。要支援者本人や家族、福祉専門職等から変更の届出があった場合には、随時更新を行います。

(4) 個別避難計画の活用

市は、個別避難計画情報について、名簿情報と同様に、本人の同意が得られた場合に、避難支援等関係者に、事前に提供します。なお、災害時に個人の生命、身体または財産を保護するための緊急非常時においては、必要な範囲で避難行動要支援者本人の同意を得ずに、個別支援計画の情報を提供できるものとします。また、情報提供をした際は、常に提供先の管理及び把握を行うものとします。

災害時等には、個別避難計画を基に、地域の支援者や避難支援等関係者等が、可能な範囲で、

要支援者の状況を確認しながら在宅避難の確認や避難所までの避難支援等を行います。

要支援者本人は、個別避難計画の作成時に家族や地域支援者と共に、避難場所の確認や避難の際の約束事などを確認することで、災害に対する意識の向上を図ることができます。

また、避難支援等関係者は、地域の避難訓練等が実施された際に、個別避難計画に基づく情報伝達や避難支援等について確認することで、共助の仕組みの強化を図ることができます。

4 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

第4章「情報伝達体制の整備」を準用します。

5 避難支援等関係者の安全確保

第2章2（2）「避難支援等関係者の安全確保」を準用し、「避難行動要支援者名簿」を「個別避難計画」に読み替えます。

第7章 資料編

1 昭島市避難行動要支援者名簿の作成等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者名簿（以下「要支援者名簿」という。）の作成、提供及び管理等について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(避難行動要支援者)

第3条 要支援者名簿に登録する避難行動要支援者の範囲は、昭島市（以下「市」という。）の区域内に居住し、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、社会福祉施設その他これに類する施設に入所し、又は医療機関に入院している者を除く。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づき、要介護認定を受けた者のうち、その要介護状態区分が要介護3から要介護5までのいずれかであるもの
 - (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、その障害の程度が1級若しくは2級であるもの又はこれらに準ずるものとして別に定めるもの
 - (3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けた者のうち、精神発達の遅滞の程度が1度又は2度であるもの
 - (4) 東京都愛の手帳交付要綱（昭和24年民児精発第58号）に基づく愛の手帳等の交付を受けた者のうち、知的障害の程度が1度又は2度であるもの
 - (5) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条の支給認定を受けている者又は東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号）第6条の医療券の交付を受けている者であって、第2号の身体障害者手帳、第3号の療育手帳又は前号の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの
 - (6) その他、市長が、災害時において円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要すると認める者
- (要支援者名簿の作成)

第4条 市長は、法第49条の10第3項の規定により市の担当部署が管理する避難行動要支援者に係る情報を集約し、避難行動要支援者の把握に努め、避難支援等を実施するための基礎とする名簿として、要支援者名簿を作成するものとする。

2 市長は、要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、本人及び法第49条の10第4項に規定する者に対して、要支援者名簿の作成に必要な範囲において、情報の提供を求めることができる。

(要支援者名簿の登録情報)

第5条 要支援者名簿に登録する情報は、次に掲げる事項のうち、市が把握しているものとする。

- (1) 氏名及びふりがな
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号

- (6) 第3条各号に該当する内容
- (7) 緊急連絡先
- (8) その他、避難支援等に関し必要となる事項
(名簿情報の提供)

第6条 災害の発生に備え、要支援者名簿に登録された情報（以下「名簿情報」という。）を事前に提供する
法第49条の11第2項の避難支援等関係者は、次のとおりとする。

- (1) 昭島消防署
- (2) 昭島市消防団
- (3) 昭島警察署
- (4) 昭島市民生委員・児童委員
- (5) 昭島市社会福祉協議会
- (6) 自主防災組織
- (7) 自治会
- (8) 昭島市関係機関（市長が必要と認める避難支援等の実施に携わる機関に限る。）

2 名簿情報を提供する場合は、当該情報の提供を受ける避難支援等関係者と当該情報の提供に関する覚書を締結するものとする。

（名簿情報の提供に係る同意確認）

第7条 市長は、第3条に該当する者（同条第6号に規定する者を除く。）に対して情報提供同意確認書を送付し、名簿情報を避難支援等関係者にあらかじめ提供することについて、同意を確認するものとする。

2 登録者（要支援者名簿に登録されている者をいう。以下同じ。）は、情報提供同意確認書の送付を受けたときは、必要事項を記入し、市長に届け出るものとする。

3 前項の規定にかかわらず、本人による届出が困難な場合は、代理人による届出ができるものとする。

4 市長は、緊急時の連絡先として登録される者については、同意があったものとみなし、避難支援等関係者に第5条第7号に規定する情報を提供するものとする。

（災害発生時の名簿情報の提供）

第8条 市長は、法第49条の11第3項の規定により避難支援等関係者その他の者（以下「避難支援等関係者等」という。）に対し、名簿情報を提供するときは、避難支援等関係者等に受領書の提出を求めるものとする。

2 前項の規定により名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者等が、避難支援等の実施を完了したときは、市長は活動結果の報告を求めるとともに、名簿情報を回収するものとする。

（登録の取消し）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 登録者が死亡したとき。
- (2) 登録者が市の区域外に転出したとき。
- (3) 登録者が社会福祉施設その他これに類する施設に入所し、又は医療機関に入院したとき。
- (4) 登録者が第3条第1号から第5号までのいずれにも該当しなくなったとき。
- (5) その他、市長が登録の取消しを必要と認めたとき。

（要支援者名簿への登録の申出）

第10条 要支援者名簿への登録を希望する者（第3条第1号から第5号までに規定する者を除く。以下「申

出者」という。)は、市長にその旨を申し出ることができる。

- 2 市長は、前項の規定による申出があった場合は、災害時に避難支援の必要があると特に認めるときは、要支援者名簿に登録し、申出者に通知するものとする。

(申出者の登録の取消し)

第11条 申出者が登録の取消しを希望する場合は、市長にその旨を申し出ることができる。

- 2 市長は、前項の規定による申出があった場合は、登録を取り消し、要支援者名簿から削除するとともに、申出者にその旨を通知するものとする。

(名簿情報の変更)

第12条 登録者は、名簿情報を変更しようとするときは、市長に届け出るものとする。

- 2 市長は、前項の規定による届出があった場合は、名簿情報を変更するとともに、当該届出をした者に通知するものとする。この場合において、当該届出をした者に係る名簿情報を避難支援等関係者に提供している場合は、変更後の名簿情報と交換するとともに変更前の名簿情報は回収し適切に処分するものとする。

(要支援者名簿の管理等)

第13条 市長は、保有する情報に基づき要支援者名簿を作成し、電子計算組織により保管するとともに、総務部防災担当課及び保健福祉部庶務担当課において紙文書で保管する。

- 2 市長は、定期的に要支援者名簿の更新を行い、更新した名簿情報を第6条第2項の覚書を締結した避難支援等関係者へ提供するものとする。この場合において、市長は、更新前の名簿情報を回収し、適切に処分するものとする。

- 3 要支援者名簿の管理及び更新に係る業務は、保健福祉部庶務担当課が総括する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

2 昭島市避難行動要支援者名簿の作成等に関する実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、昭島市避難行動要支援者名簿の作成等に関する要綱（平成30年10月1日実施。以下「要綱」という。）第14条の規定に基づき、要綱の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要支援者名簿の作成等に関する関係部署の役割分担)

第2条 要支援者名簿の作成及び更新に関する市内部の役割分担は、次のとおりとする。

- (1) 要支援者名簿の作成及び更新に関する総合調整については、保健福祉部庶務担当課が担当する。
- (2) 要綱第3条第1号に該当する避難行動要支援者の把握については、保健福祉部介護福祉担当課が担当する。
- (3) 要綱第3条第2号から第5号までに該当する避難行動要支援者の把握については、保健福祉部障害福祉担当課が担当する。
- (4) 要綱第3条第6号の規定により、要支援者名簿に登録された避難行動要支援者（同条第1号から第5号までに該当することとなった者を除く。）の登録情報の管理については、保健福祉部庶務担当課が担当する。

2 名簿情報の提供に関する市内部の役割分担は、次のとおりとする。

- (1) 避難支援等関係者との調整（要綱第6条第2項の覚書に関するものを含む。）に関することは次のとおりとする。

ア 昭島消防署、昭島市消防団、昭島警察署及び自主防災組織については、総務部防災担当課が担当する。

イ 自治会については、市民部コミュニティ担当課が担当する。

ウ 昭島市民生委員・児童委員及び昭島市社会福祉協議会については、保健福祉部庶務担当課が担当する。

エ 昭島市関係機関については、当該機関の主管部課が担当する。

- (2) 更新した名簿情報の提供及び更新前の名簿情報の回収については、保健福祉部庶務担当課が担当する。

(避難行動要支援者)

第3条 要綱第3条第1項第2号のこれらに準ずるものとして別に定めるものは、東日本旅客鉄道株式会社が定める身体障害者旅客運賃割引規則別表の第1種身体障害者（身体障害者手帳1級及び2級に該当する者を除く。）に該当するものとする。

(名簿情報の提供に係る同意確認書)

第4条 要綱第7条第1項の規定による同意の確認は、情報提供同意確認書（第1号様式）により行うものとする。

(災害発生時の名簿受領書等)

第5条 要綱第8条第1項の受領書は、昭島市避難行動要支援者名簿受領書（第2号様式）とする。

2 要綱第8条第2項の活動結果の報告は、昭島市避難行動要支援者活動報告書（第3号様式）により行うものとする。

(要支援者名簿への登録の申出)

第6条 要綱第10条第1項の規定による申出は、昭島市避難行動要支援者名簿登録申請書（第4号様式）により行うものとする。

2 要綱第10条第2項の規定による通知は、昭島市避難行動要支援者名簿登録承認通知書（第5号様式）により行うものとする。

（申出者の登録の取消し）

第7条 要綱第11条第1項の規定による申出は、昭島市避難行動要支援者名簿登録取消申請書（第6号様式）により行うものとする。

2 要綱第11条第2項の規定による通知は、昭島市避難行動要支援者名簿登録取消通知書（第7号様式）により行うものとする。

（名簿情報の変更）

第8条 要綱第12条の規定による変更の届出は、昭島市避難行動要支援者名簿登録事項変更届（第8号様式）により行うものとする。

2 要綱第12条第2項の規定による通知は、昭島市避難行動要支援者名簿登録事項変更通知書（第9号様式）により行うものとする。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和2年12月1日から実施する。

第1号様式（第4条関係）（表）

情報提供同意確認書

この情報提供同意確認書は、災害が発生した（する）時、ご自身での避難が困難な方の円滑な避難支援を可能とするため、あらかじめ平常時から避難支援等関係者（消防署、消防団、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、自治会及び昭島市関係機関（市と名簿の提供について覚書を締結した避難支援等関係者に限る。））へ裏面の内容を情報提供することに対して、ご本人の同意の意思を確認するものです。

ご自身の情報をあらかじめ避難支援等関係者に提供することにより、災害発生時に避難支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援等関係者自身やその家族などの安全が前提となるため、災害時の避難行動支援が必ず保証されるものではなく、また、避難支援等関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容と下記の注意事項を理解し、この情報提供同意確認書の内容をあらかじめ避難支援等関係者に情報提供することについて（※1）、

同意します。

同意しません。

年 月 日

- ※ 2 該当の方のみ
- 介護老人福祉施設等に入所中
 - 医療機関に長期入院中

要支援者氏名 _____

(代筆者氏名 _____)

※ 1 上記のどちらかの□にチェックをし、年月日、要支援者氏名及び裏面を記入。

※ 2 介護老人福祉施設等に入所している方、医療機関に長期入院している方は、「同意しません。」にチェックをしたうえ、該当する事由にチェック（在宅の方を対象とする制度のため）。裏面の記入

注意事項

- 1 同意していただいた場合、平常時から避難支援等関係者へ裏面の名簿情報を提供します。
- 2 同意の意思について変更のない限り、自動継続とします。
- 3 回答期限は 年 月 日です。同封の返信用封筒で返送してください。
- 4 避難支援等関係者が確認のため訪問等をする場合はご協力をお願いします。
- 5 同意しない場合でも、災害が発生した（する）時には生命保護のため法律に基づき名簿を避難支援等関係者に提供する場合があることをご理解ください。

第1号様式（裏）

以下に記入いただく情報の取扱いについて	
表面で「同意します。」にチェックした方	表面で「同意しません。」にチェックした方
災害が起きる前の平常時より避難支援等関係者（表面参照）へ情報提供します。	市で管理して、発災時に活用することとしています。ただし、発災時には避難支援等関係者（表面参照）へ情報提供する場合があります。

要支援者情報	※要支援者本人の承諾があれば、代筆は可能です。 ※代筆をされた場合は、代筆者氏名の記入をお願いします。		
フリガナ		連絡先	
要支援者氏名		自宅電話	
		携帯電話	
	代筆者氏名	自宅FAX	
生年月日	年 月 日 (歳)	性別	男 ・ 女
住 所	〒		

避難支援等を必要とする事由	※該当する項目にチェック（✓）を付けてください。 ※該当する番号を○で囲んでください。
<input type="checkbox"/> 要介護者 <input type="checkbox"/> 障害者手帳所持者（1.身体障害者手帳 2.愛の手帳 3.精神障害者保健福祉手帳） <input type="checkbox"/> 難病患者（障害者手帳所持者）	
<input type="checkbox"/> 在宅人工呼吸器の使用（ 1. 気管切開 2. マスク使用 ）	
※ 避難支援等を必要とする心身の状態や家庭の事情など	

緊急時の連絡先	※ 必ず、相手方の承諾を得てください。該当者がいなければ記入不要です。		
フリガナ		連絡先	
氏 名		電 話（自宅又は携帯）	
		F A X	
住 所	〒	申請者との関係	
		<input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> 友人・知人 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）昭島市長

昭島市避難行動要支援者名簿受領書

昭島市避難行動要支援者名簿の作成等に関する要綱第8条第1項の規定に基づき、市民の共助による避難支援等の実施に活用するため、名簿情報の提供を受けました。

以下の確認事項を了承し、この受領書を提出します。

住 所	
氏 名	
連絡先 （電話番号）	
所属する団体 （その役職）	
特 記 事 項	

【確認事項】

- 1 提供を受けた名簿情報は、避難支援等に使用し、これ以外の目的には使用しません。
- 2 名簿情報が個人情報であることを踏まえ、その管理については、十分注意します。
- 3 避難支援等が完了次第、提供を受けた名簿情報は返納します。
- 4 避難支援等の実施内容については、別途報告します。
- 5 避難支援等の実施に関しては、自らの身体・生命に関する危険に十分配慮し、安全を第一に実施します。

年 月 日

（宛先）昭島市長

昭島市避難行動要支援者活動報告書

昭島市避難行動要支援者名簿の作成等に関する要綱第8条第1項の規定に基づき名簿情報の提供を受けた次の者につき、避難支援等の実施が完了したので、名簿を返還するとともに活動報告書を提出します。

要支援者の 住 所	
要支援者の 住 所	
要支援者の 氏 名	
要支援者の 電話番号等	
支援者の住所 (所属団体)	
支援者の氏名	
活動内容	

第4号様式（第6条関係）

昭島市避難行動要支援者名簿登録申請書

申請年月日 年 月 日

(宛先) 昭島市長

私は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、避難の支援を希望するため、昭島市避難行動要支援者名簿への登録を申請します。また、下記の【確認事項】について承諾をし、私の情報が登録された名簿を避難支援等関係者へ事前提供することについて同意します。

申請者情報	※ 申請者本人の承諾があれば代筆は可能ですが、代筆者氏名と代筆者の押印が必要となります。		
フリガナ		連絡先	
氏名	代筆者氏名	自宅電話	
		携帯電話	
		自宅FAX	
生年月日	年 月 日 (歳)	性別	男 ・ 女
住所	〒		

避難支援等を必要とする事由	※ 該当する項目の□にチェック(✓)を付けてください。
<input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2 <input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳所持 (級) <input type="checkbox"/> 愛の手帳 (療育手帳) 所持 (度) <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳所持 (級) <input type="checkbox"/> 難病患者 <input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 在宅人工呼吸器の使用 (1. 気管切開 2. マスク使用)	
※ 避難支援等を必要とする心身の状態や家庭の事情などを具体的に記入してください。 _____ _____	

緊急時の連絡先	※ 必ず、相手方の承諾を得てください。該当者がいなければ記入不要です。		
フリガナ		連絡先	
氏名		電話	
		FAX	
住所	〒	申請者との関係	
		<input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> 友人・知人 <input type="checkbox"/> その他 ()	

【確認事項】

- 1 避難支援等は、法的に義務付けられたものではありません。したがって、名簿に登録されても、必ず支援が行われるとは限りません。
- 2 登録を希望される方も、できる限り自らの安全を確保するための努力をお願いします。
- 3 名簿に登録された情報は、避難支援等関係者（昭島消防署、昭島市消防団、昭島警察署、昭島市民生委員・児童委員、昭島市社会福祉協議会、自主防災組織、自治会及び昭島市関係機関（市と名簿の提供について覚書を締結した避難支援等関係者に限る。））に平常時から提供されます。

第5号様式（第6条関係）

昭島市避難行動要支援者名簿登録承認通知書

年 月 日

様

昭島市長

年 月 日付で提出された昭島市避難行動要支援者名簿への登録に関する申請については、申請の内容を承認し、次のとおり昭島市避難行動要支援者名簿に登録しましたので通知します。

登録者の情報			
フリガナ		連絡先	
氏 名		自宅電話	
		携帯電話	
		自宅FAX	
生年月日	年 月 日 (歳)	性 別	男 ・ 女
住 所	〒		

避難支援等を必要とする事由
<input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2 <input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳所持 (級) <input type="checkbox"/> 愛の手帳 (療育手帳) 所持 (度) <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳所持 (級) <input type="checkbox"/> 難病患者 <input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 在宅人工呼吸器の使用 (1. 気管切開 2. マスク使用)
※ 避難支援等を必要とする具体的な事由

緊急時の連絡先			
フリガナ		連絡先	
氏 名		電 話 (自宅又は携帯)	
		F A X	
住 所	〒	申請者との関係	
		<input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> 友人・知人 <input type="checkbox"/> その他 ()	

【確認事項】

- 1 避難支援等は、法的に義務付けられたものではありません。したがって、名簿に登録されても、必ず支援が行われるとはかぎりません。
- 2 登録を希望される方も、できる限り自らの安全を確保するための努力をお願いします。
- 3 名簿に登録された情報は、避難支援等関係者（昭島消防署、昭島市消防団、昭島警察署、昭島市民生委員・児童委員、昭島市社会福祉協議会、自主防災組織、自治会及び昭島市関係機関（市と名簿の提供について覚書を締結した避難支援等関係者に限る。））に平常時から提供されます。

第6号様式（第7条関係）

昭島市避難行動要支援者名簿登録取消申請書

年 月 日

（宛先）昭島市長

届 出 者	住 所	
	氏 名	（代筆者氏名）
	電話番号	

以下の事由により、昭島市避難行動要支援者名簿の登録の取消しを申請します。また、同名簿に基づく避難支援等を辞退します。

避難行動要支援者名簿への登録取消し及び同名簿に基づく避難支援等を辞退する事由

第7号様式（第7条関係）

昭島市避難行動要支援者名簿登録取消通知書

年 月 日

様

昭島市長

年 月 日付けで提出された昭島市避難行動要支援者名簿登録取消申請については、申請の内容を承認し、昭島市避難行動要支援者名簿から情報を取消したので通知します。

取消年月日

第8号様式（第8条関係）

昭島市避難行動要支援者名簿登録事項変更届

年 月 日

(宛先) 昭島市長

私は、昭島市避難行動要支援者名簿へ登録していますが、下記の事項を変更したいので届け出ます。

※ 変更となる箇所だけ記入してください。

申請者	※ 申請者本人の承諾があれば代筆は可能ですが、押印が必要となります。		
フリガナ	連絡先		
氏名	代筆者氏名	自宅電話	
		携帯電話	
		自宅FAX	
生年月日	年 月 日 (歳)	性別	男 ・ 女
住所	〒		

避難支援等を必要とする事由	※ 該当する項目の□にチェック(レ)を付けてください。 ※ 該当する番号を○で囲んでください。
<input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2 <input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳所持(級) <input type="checkbox"/> 愛の手帳(療育手帳)所持(度) <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳所持(級) <input type="checkbox"/> 難病患者 <input type="checkbox"/> その他()	
<input type="checkbox"/> 在宅人工呼吸器の使用(1. 気管切開 2. マスク使用)	
※変更となる事由を具体的に記入してください。	

緊急時の連絡先	※ 必ず、相手方の承諾を得てください。該当者がいなければ記入不要です。		
フリガナ	連絡先		
氏名		電話 (自宅又は携帯)	
		FAX	
住所	〒	申請者との関係	
		<input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> 友人・知人 <input type="checkbox"/> その他()	

第9号様式（第8条関係）

昭島市避難行動要支援者名簿登録事項変更通知書

年 月 日

様

昭島市長

年 月 日付けで提出された昭島市避難行動要支援者名簿登録事項変更届に基づき、下記の登録事項を変更しましたので通知します。

記

申請者			
フリガナ		連絡先	
氏名	印	自宅電話	
		携帯電話	
		自宅FAX	
生年月日	年 月 日 (歳)	性別	男 ・ 女
住所	〒		

避難支援等を必要とする事由
<input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2 <input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳所持 (級) <input type="checkbox"/> 愛の手帳 (療育手帳) 所持 (度) <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳所持 (級) <input type="checkbox"/> 難病患者 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 在宅人工呼吸器の使用 (1. 気管切開 2. マスク使用) ※変更となる事由を具体的に記入してください。

緊急時の連絡先			
フリガナ		連絡先	
氏名		電話 (自宅又は携帯)	
		FAX	
住所	〒	申請者との関係	
		<input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> 友人・知人 <input type="checkbox"/> その他 ()	